
米子市都市計画マスタープラン



令和元年 6月

鳥取県米子市

はじめに

平成17年3月に新「米子市」が誕生してから14年が経ちました。

この間、本市をとりまく社会経済情勢は、少子高齢化の進展による本格的な人口減少を迎えるとともに、人口集中地区の低密度化による市街地の拡大が進み、中心市街地の機能低下が進みました。

さらに、これまでに整備した社会インフラの改修時期を迎えるなかで、災害に強いまちづくりに取り組む必要があることから、都市として発展を持続可能するために引き続きコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、郊外の魅力をいかしたまちづくりに取り組む必要があります。

このような状況の中、将来にわたり、安心・安全に暮らせる活力あるまちづくりが求められていることから、このたび、将来あるべき都市構造とその実現に向けた都市整備の方針を明らかにするため、都市計画マスタープランを改定することとなりました。

元々米子市は、コンパクトな市街地を形成しています。市内には、JR山陰本線と境線及び伯備線があり、その駅の数は、他市に比べて多いため、これらを維持発展することが、今後まちづくりにおいて重要と考えます。特に、交通の利便性が高い駅の周辺の土地利用を考え、拠点として活用できるよう検討していく必要があります。

本計画では、「まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり」を理念に置き、5つの目標を掲げてまちづくりを進めるため、都市計画の全体像と実現方策に関する検討を加え、概ね20年後のまちの姿を展望した都市計画マスタープランとしてまとめました。

本市では、都市計画マスタープランに基づいて、効率的なまちの形成を図ると共に、市民一人ひとりが住んで良かったと思える、快適なまちづくりを進めていきたいと考えます。そして、お金に変えられない豊かさや価値観を見出し、住んで楽しいまちづくりを目指していきたいと思います。

令和元年6月

米子市長 伊木 隆司

目 次

第1章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランの目的と役割	1
2 都市計画マスタープランの構成	3

第2章 米子市の現状と課題

1 米子市の現状	4
2 米子市の課題	19

第3章 都市づくりの将来像

1 都市づくりの理念	25
2 都市づくりの将来像と目標	25
3 将来の人口推計	27
4 将来の都市構造	28

第4章 都市整備の方針

1 調和のとれた土地利用の実現	33
2 広がりのある交通ネットワークの形成	39
3 水と緑のネットワークの形成	43
4 快適な河川・下水道整備	47
5 個性が際立つ景観形成	49
6 活力生む産業基盤整備	51
7 快適に暮らせる住環境の形成	55
8 災害・犯罪に強いまちづくり	56
9 地球環境にやさしいまちづくり	59
10 まちづくりの推進体制	61

第5章 地区別整備構想

1 地区別整備構想の役割	63
2 地区区分	63
3 地区別整備構想	67
3-1 中央地区	67
3-2 弓ヶ浜地区	73
3-3 箕蚊屋地区	77
3-4 南部地区	81
3-5 淀江地区	84
3-6 伯仙地区	88

資料集

用語集	資料集
-----------	-----

■第1章 都市計画マスターplanについて



■「山陰の玄関口」米子駅

1 都市計画マスタープランの目的と役割

マスタープランの目的

- 本計画は、都市計画法（以下「法」といいます。）第18条の2の規定に基づき「米子市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。
- 米子市の「総合計画」や鳥取県が定める「都市計画区域マスタープラン」などの上位計画に即して、米子市における都市づくりの将来ビジョンや、地域のまちづくりの方針等を定めるものであり、米子市が定める都市計画の総合的な指針となります。

マスタープランの役割

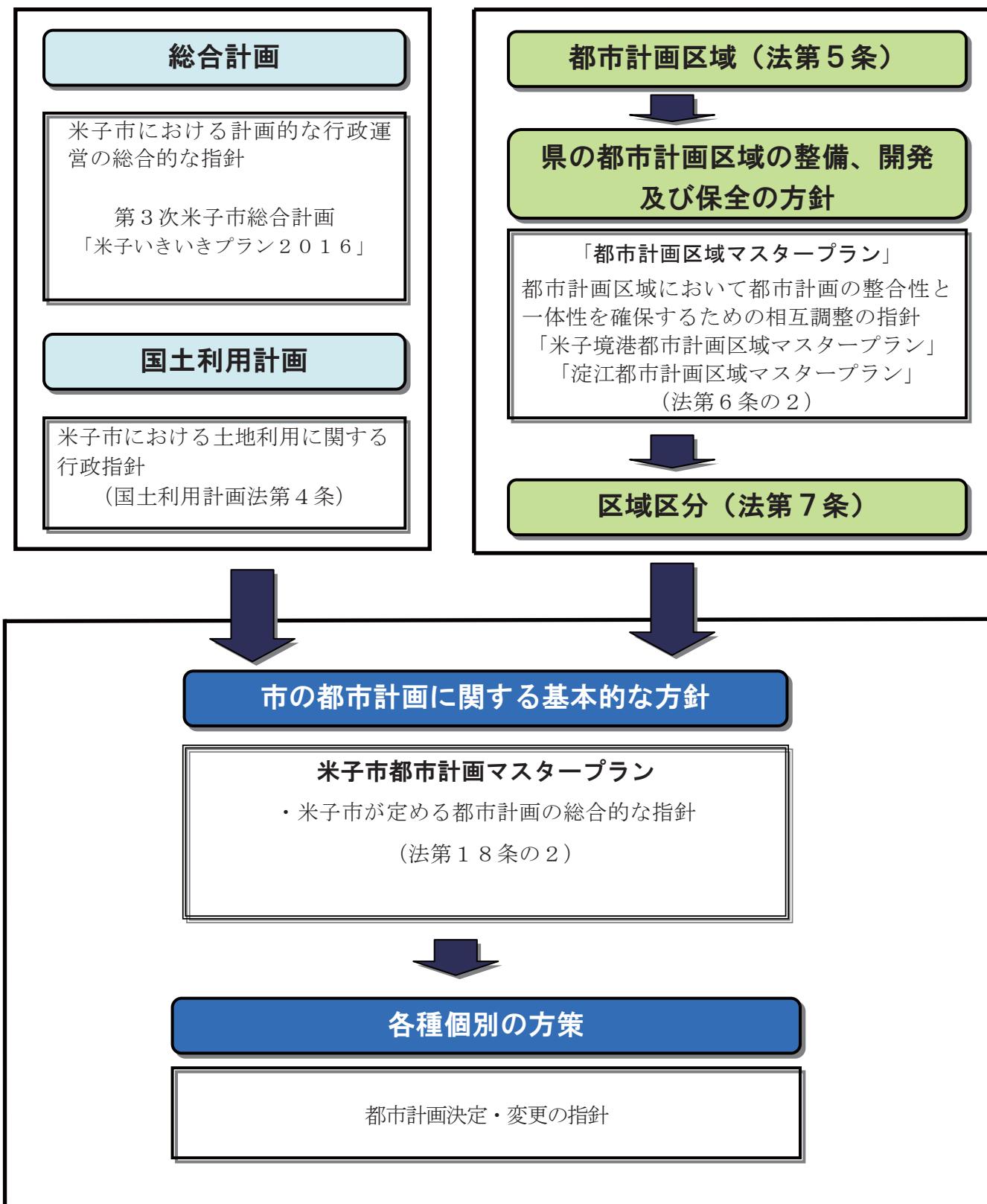
- 米子市の実現すべき都市の将来像を示します。
- 将来のまちづくりや各種都市計画について、市民に示します。
- 土地利用の規制誘導の方策や各種都市施設整備事業など都市計画の決定や変更する際の指針となります。

■都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



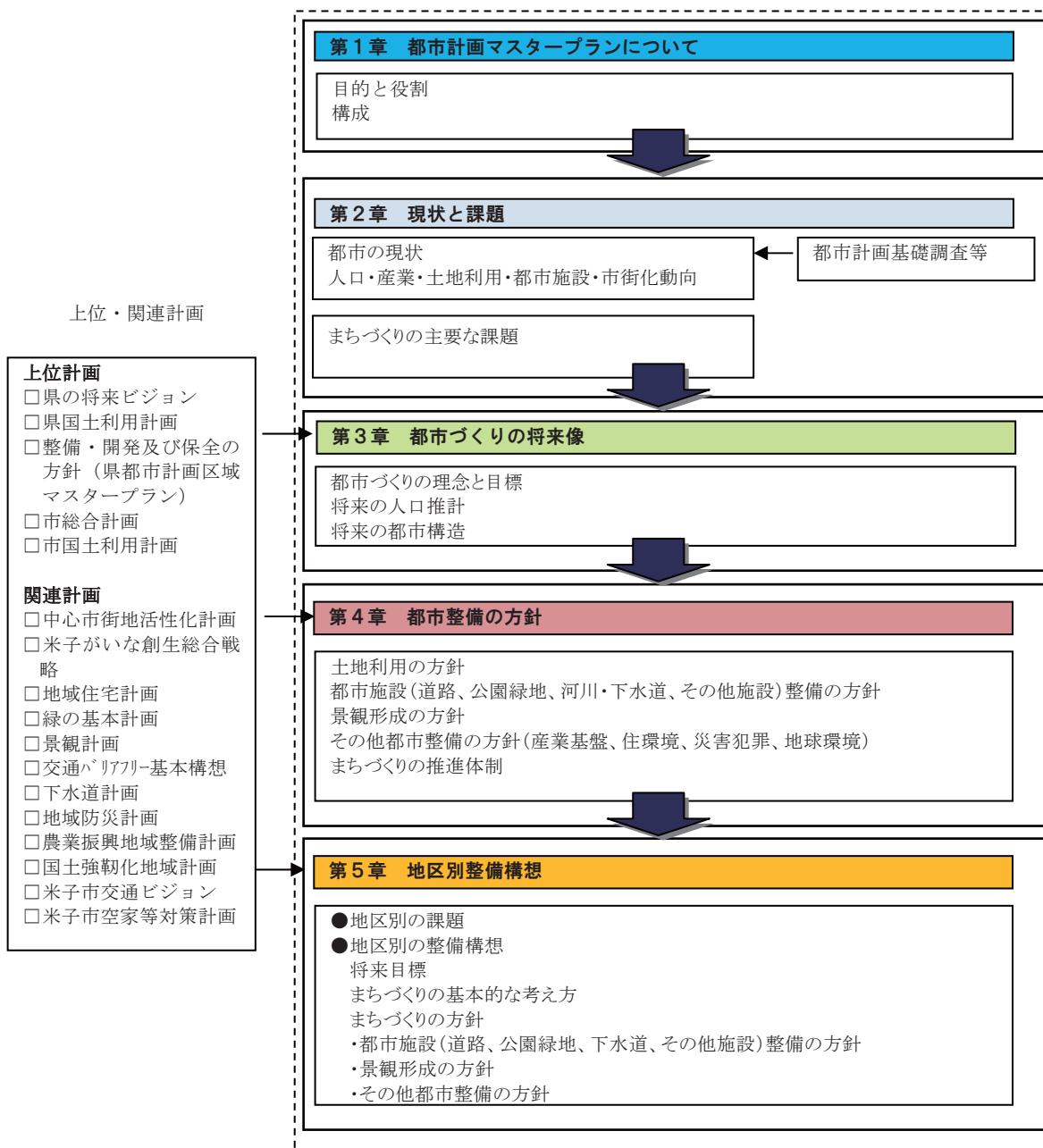
2 都市計画マスタープランの構成

米子市都市計画マスタープランの基本的な構成

- 計画対象区域・・・計画対象区域は、米子市行政区域とします。
- 目標年次・・・おおむね20年後の令和20年（2038年）を目標年次とします。

都市計画マスタープランは、都市全体の将来ビジョンや土地利用、都市施設のあり方を示す「全体構想」と、地区ごとのまちづくりの方針、整備の内容・方策等を示す「地区別整備構想」で構成します。

【都市計画マスタープランの構成】



■第2章 米子市の現状と課題



■彫刻ロード

1 米子市の現状

1-1 人口等

■ 総人口は増減していますが、市街化区域の人口は増加しています。

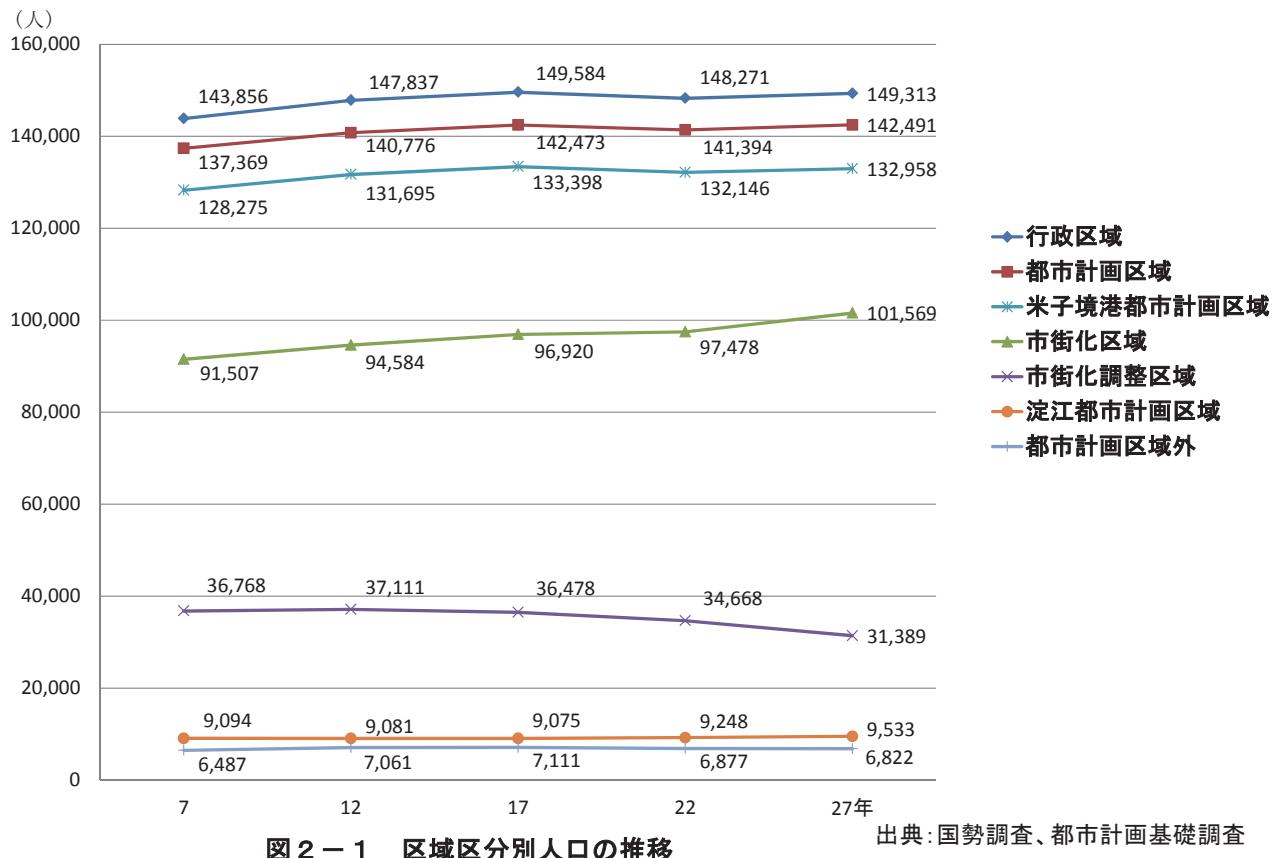


図2-1 区域区分別人口の推移

行政区域全体（米子市）の人口は、昭和2年の市制施行時に31,144人（住民基本台帳）であったものが、その後増減を続けて平成27年には、149,313人となっています。なお、平成7年から平成27年までの人口増減率は、3.8%増です。

区域区分別の人口の推移（平成7年から平成27年）をみると、市街化区域の人口は増加傾向で10,062人（11.0%）増加しています。

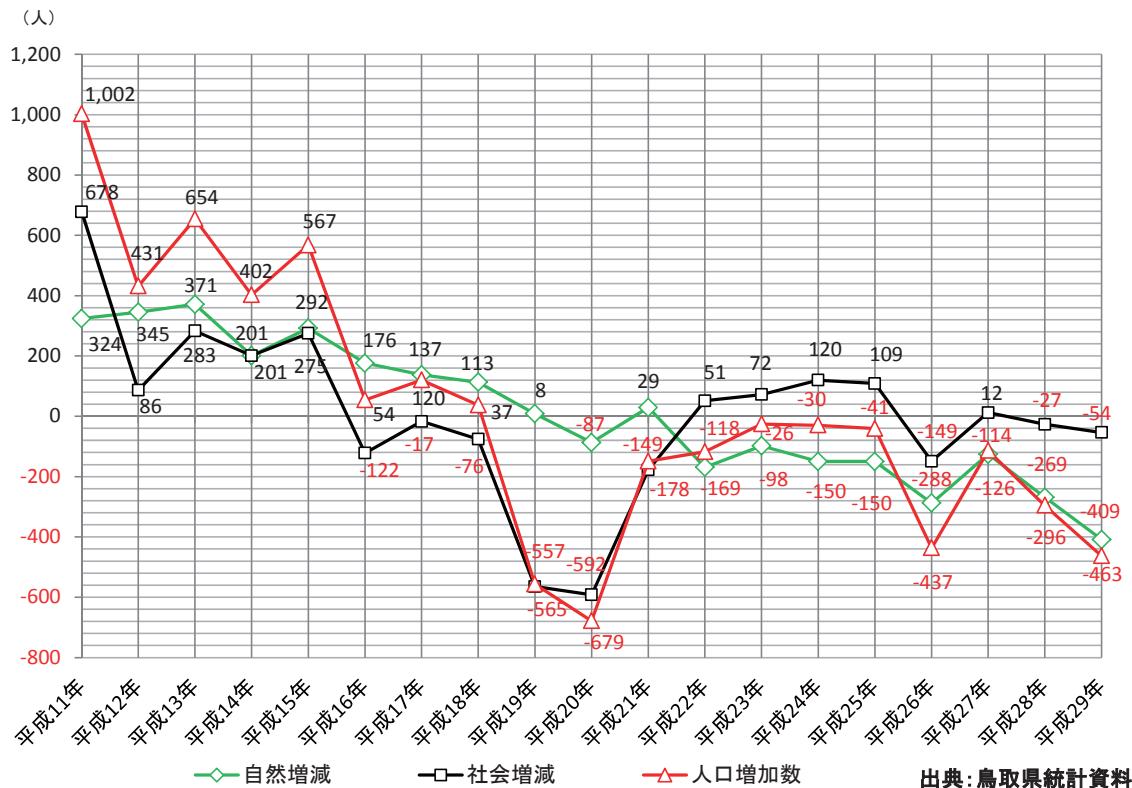
市街化調整区域の人口は、平成12年に増加しましたが、平成27年は平成12年に比べて5,722人（15.4%）減少しています。

都市計画区域全体の人口（平成7年～平成27年）は、5,122人（3.7%）増加しています。なお、淀江都市計画区域内人口も、439人（4.8%）増加しています。

都市計画区域外の人口は、335人（5.2%）の増加となっています。

平成11年から平成29年の人口動態をみると、自然増減（出生者数や死亡者数による人口の増減）は、緩やかな減少傾向となっています。

また、社会増減（転入者数や転出者数による人口の増減）は、増減を繰り返す傾向となつており、平成16年から平成21年は転出数が転入数を上回っていましたが、平成22年から平成25年は転入数が転出数を上回っています。



(注) 自然増減＝出生者数－死者数、社会増減＝転入者数－転出者数、
人口増減＝自然増減＋社会増減

図2-2 人口動態（旧米子市と旧淀江町の合算）

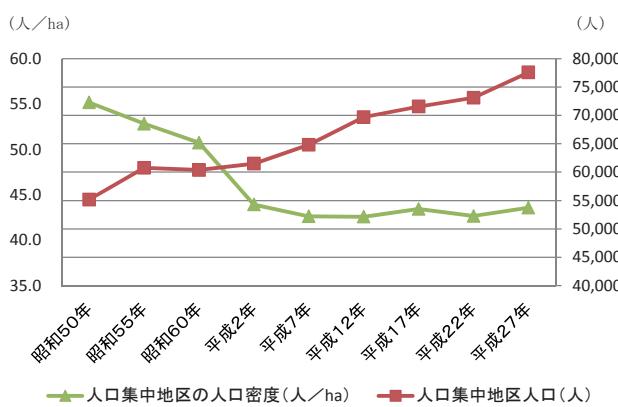


図2-3 人口集中地区の人口、人口密度の推移

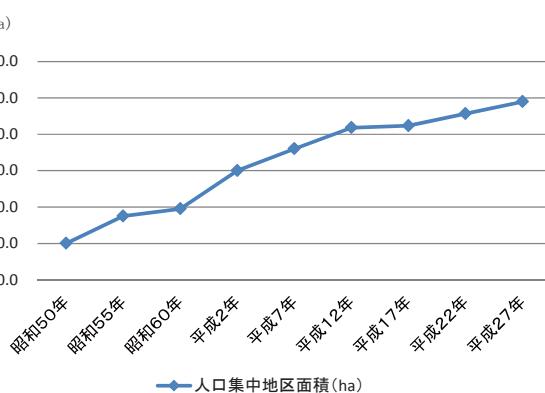


図2-4 人口集中地区面積の推移

出典：都市計画基礎調査

1-2 産業

(1) 農林水産業

■ 農家数・経営耕地面積は減少し、林業の就業者は横ばい傾向、漁業の就業者は減少傾向となっています。

農業における農家数及び経営耕地面積は、平成2年から平成27年の間で、いずれも減少しています。農家数は、平成2年で4,913戸であったものが、平成27年には2,965戸と、1,948戸(39.6%)減少となっています。経営耕地面積は、平成2年で3,410haであったものが、平成27年には2,267haと、1,143ha(33.5%)の減少となっています。

林業の就業者は平成2年で42人であったものが、平成27年は61人と、横ばい傾向となっています。

水産業は、沿岸漁業主体で皆生漁港、崎津漁港、淀江漁港を中心に行われていますが、就業者は減少傾向にあり、平成27年は121人となっています。



(2) 工業

■ 事業所数や工業出荷額は減少傾向となっています。

工業は、事業所数(4人以上の事業所)が減少傾向にあります。

工業出荷額等は平成12年から減少傾向にあります。平成12年の工業出荷額等3,616億円に比べ、平成27年は1,508億円で、2,108億円(58.3%)の減少となっています。

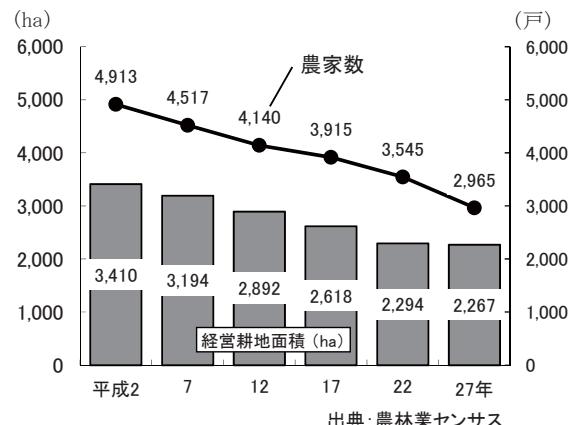


図2-5 農家数及び経営耕地面積の推移

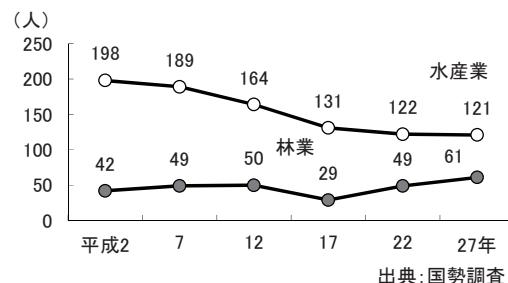


図2-6 林業及び漁業従事者数の推移

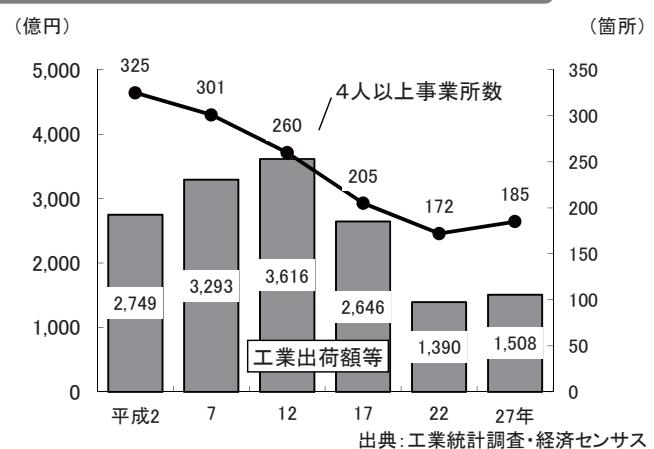


図2-7 工業出荷額等と事業所数の推移

(3) 商 業

■ 卸売業、小売業とも商品販売額及び商店数が減少しています。

商業における年間商品販売額（平成9年から平成26年）は、小売業及び卸売業とも平成14年に減少し、その後はほぼ横ばい状況となっています。

卸売業の平成9年の年間商品販売額は4,424億円でしたが、平成26年には2,564億円と減少（42.0%減）しています。

小売業の平成9年の年間商品販売額は2,197億円でしたが、平成26年には1,653億円と減少（24.8%減）しています。

商店数は、卸売業及び小売業ともに減少傾向にあり、卸売業の平成9年の商店数は649店でしたが、平成26年には431店と減少（33.6%減）しています。

小売業も同様の傾向にあり、平成9年の商店数は1,824店でしたが、平成26年には1,051店と減少（42.4%減）しています。

従業員数は、卸売業、小売業ともに減少しています。

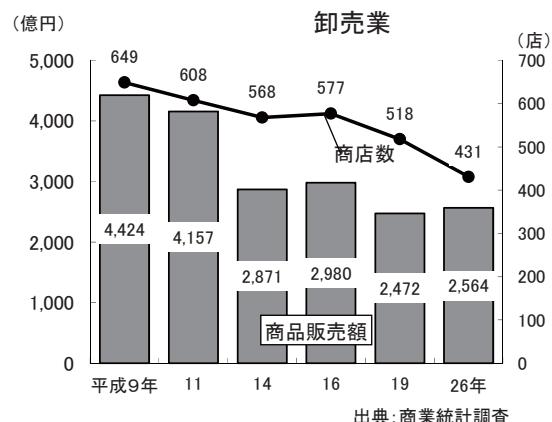


図2-8 卸売業の商品販売額と商店数の推移

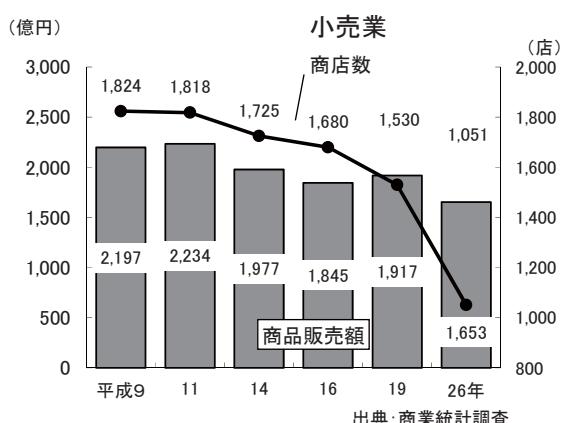


図2-9 小売業の商品販売額と商店数の推移

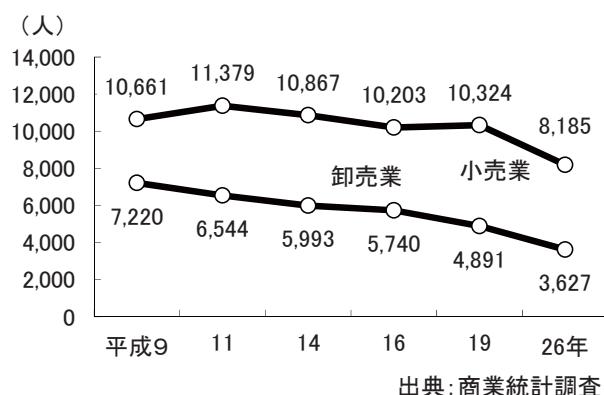


図2-10 従業員数の推移

表2-1 産業別就業者数（15歳以上）

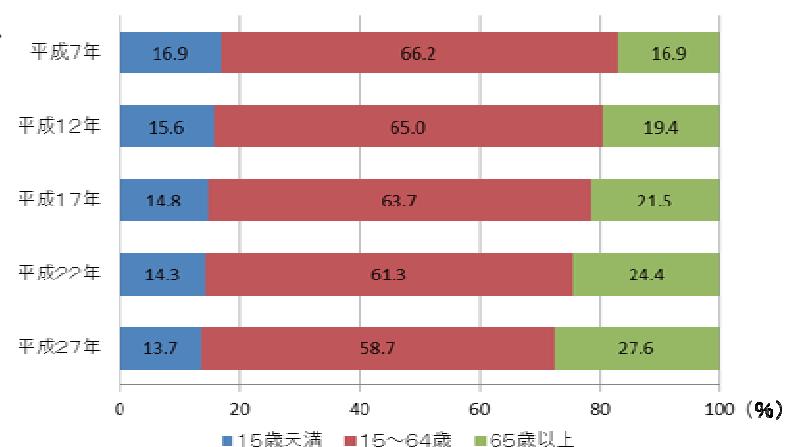
産業分類	平成22年 就業者数 (人)	平成27年 就業者数 (人)	増減数 (人)	伸び率
第一次産業	2,804	2,451	▲ 353	▲ 0.13
農業	2,633	2,269	▲ 364	▲ 0.14
林業	49	61	12	0.24
漁業	122	121	▲ 1	▲ 0.01
第二次産業	13,892	14,219	327	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	11	8	▲ 3	▲ 0.27
建設業	5,296	5,210	▲ 86	▲ 0.02
製造業	8,585	9,001	416	0.05
第三次産業	49,548	51,799	2,251	0.05
電気・ガス・熱供給・水道業	357	407	50	0.14
情報通信業	781	875	94	0.12
運輸業、郵便業	3,739	3,678	▲ 61	▲ 0.02
卸売業、小売業	12,454	11,646	▲ 808	▲ 0.06
金融業、保険業	1,797	1,774	▲ 23	▲ 0.01
不動産業、物品賃貸業	1,017	1,120	103	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	1,739	1,783	44	0.03
宿泊業、飲食サービス業	4,697	4,703	6	0.00
生活関連サービス業、娯楽業	2,654	2,682	28	0.01
教育、学習支援業	3,586	3,815	229	0.06
医療、福祉	9,447	11,314	1,867	0.20
複合サービス業	489	766	277	0.57
サービス業(他に分類されないもの)	3,733	3,926	193	0.05
公務(他に分類されるものを除く)	3,058	3,310	252	0.08
分類不能	4,941	3,010	▲ 1,931	▲ 0.39
総数	71,185	71,479	294	0.00

出典：国勢調査

産業別に比較してみると、第一次産業は減少していますが、第2次産業及び第3次産業就業者数は増加しました。特に、医療、福祉は、1,867人増加し、伸び率も高くなっています。

図2-11 年齢別人口の推移

15歳未満人口は0.6%減少し、
65歳以上人口は3.2%増加し、
少子高齢化がさらに進んだという
結果となりました。



出典：国勢調査 注) 年齢不詳を除く

1-3 土地利用

(1) 都市計画区域

■ 市域の約9割が都市計画区域、市域の約2割が市街化区域です。

米子市の市域面積13,242haのうち11,564ha（市域面積の87.3%）を都市計画法に基づく都市計画区域と定めています。

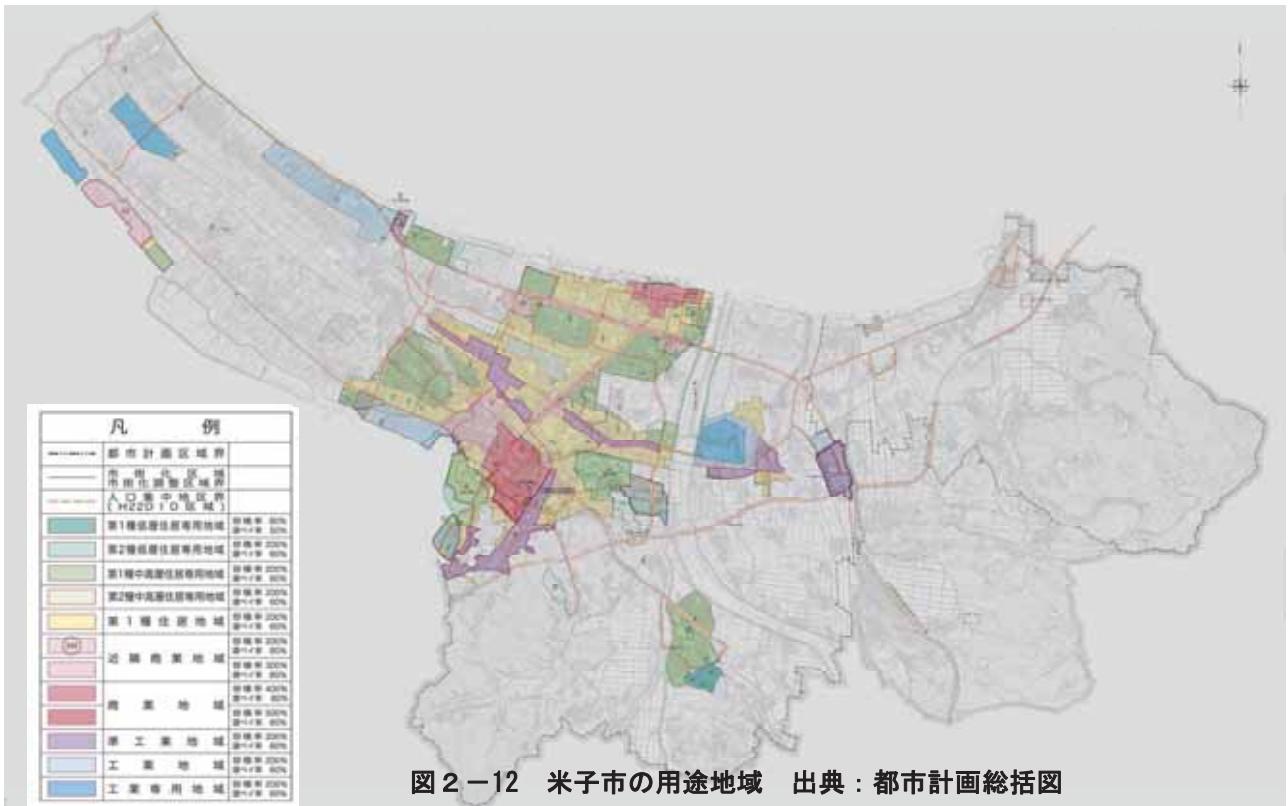
また、米子市には、米子境港都市計画区域（8,983ha、67.8%）及び淀江都市計画区域（2,581ha、19.5%）の2つの都市計画区域が存在します。

米子境港都市計画区域は、線引きされた都市計画区域であり、市街化区域2,452ha（18.5%）を12種類の用途地域に指定して適正な都市機能の整備が進められています。市街化調整区域の面積は6,531ha（49.3%）で、一部では用途地域（17.6ha）が指定されています。

もう一つの淀江都市計画区域は、区域区分、用途地域の定めのない非線引き都市計画区域となっています。

**表2-2 米子市の都市計画区域
(都市計画決定面積)
(平成30年3月現在)**

区域	面積(ha)	比率(%)
①米子都市計画区域		
市街化区域	2,452	18.5
市街化調整区域	6,531	49.3
小計	8,983	67.8
②淀江都市計画区域		
非線引き都市計画区域	2,581	19.5
小計	2,581	19.5
都市計画区域面積計	11,564	87.3
③都市計画区域外	1,678	12.7
行政区域計	13,242	100.0



(2) 土地利用

■ 市街地では都市化が進展し、自然的土地利用は減少しています。

米子市全体の土地利用は、農地（田・畠）が28.3%、宅地が20.8%、山林が13.0%となっています。

表2-3 米子市全体の土地利用（平成27年5月）

地目	面積(ha)	比率(%)
田	2,168	16.4
畠	1,573	11.9
宅地	2,748	20.8
山林	1,727	13.0
原野・雑種地	1,127	8.5
その他	3,899	29.4
合計	13,242	100.0

出典：固定資産税課資料



図2-13 米子市全体の土地利用

都市計画区域内では、農地29.5%、宅地21.8%、山林21.5%となっています。市街化区域内では、農地5.4%、宅地54.5%、山林2.6%、公共的用地34.3%で、宅地及び道路等の都市的利用の占める割合が88.8%、農地及び山林等の自然的土地利用の割合が11.2%となっています。

また、都市的利用の占める割合が、平成24年の84.9%から平成29年の88.8%に増加していることから、都市化が徐々に進展しています。

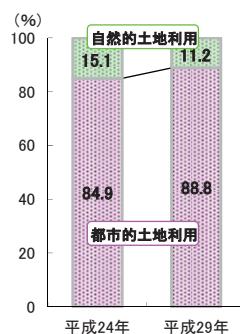
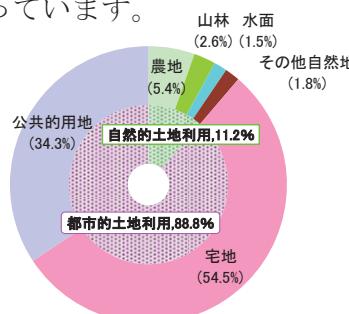


図2-14 市街化区域内の土地利用

図2-15 市街化区域内の土地利用割合の変化

表2-4 都市計画区域内の土地利用状況

	市街化区域		市街化調整区域		非線引き都市計画区域		都市計画区域計	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
農地	131.86	5.4	2306.90	40.1	733.77	28.6	3172.54	29.5
山林	62.96	2.6	1052.52	18.3	1196.92	46.7	2312.39	21.5
水面	37.25	1.5	163.62	2.8	24.55	1.0	225.42	2.1
その他自然地	43.22	1.8	555.80	9.7	101.81	4.0	700.83	6.5
宅地	1334.90	54.5	823.88	14.3	193.15	7.5	2351.93	21.8
公共的用地	839.10	34.3	854.70	14.8	311.80	12.2	2005.70	18.6
合計(ha)	2449.29	100.0	5757.46	100.0	2562.02	100.0	10768.77	100.0

注) 都市計画基礎調査では市街化調整区域の水部面積(567.05ha)を入れていません。また、図上計測値を地区ごとに積上げて算出しているため、都市計画決定面積(表2-2)と一致していません。

出典：平成29年都市計画基礎調査

市街化区域の土地利用状況をみると、商業地はJR米子駅の北側を中心に形成され、さらに主要な幹線道路沿線及び皆生温泉周辺に広がっています。宅地は中心市街地を中心として放射状に広がっています。工業地は、米子市の東西の主要な幹線道路沿線に広がっており、市域西側では旗ヶ崎、夜見町・富益町及び大篠津町・和田町、市域東側では吉岡・熊党、流通町に形成されています。

市街化調整区域では、集落地が農地の中に点在し、特に弓ヶ浜地区における帯状に連たんする集落地は、特徴のある土地利用形態です。また、市域の中心に流れる日野川沿いに農地が広がっています。

非線引き都市計画区域では、淀江町淀江地区、佐陀地区、中間地区、小波地区に宅地がまとまっており、その他は農地が広がり、さらに大山山麓の山林となっています。

都市計画区域外では、尾高、河岡地区に宅地がまとまり、石州府地区では工場の進出がみられ、その他は農地が広がっています。

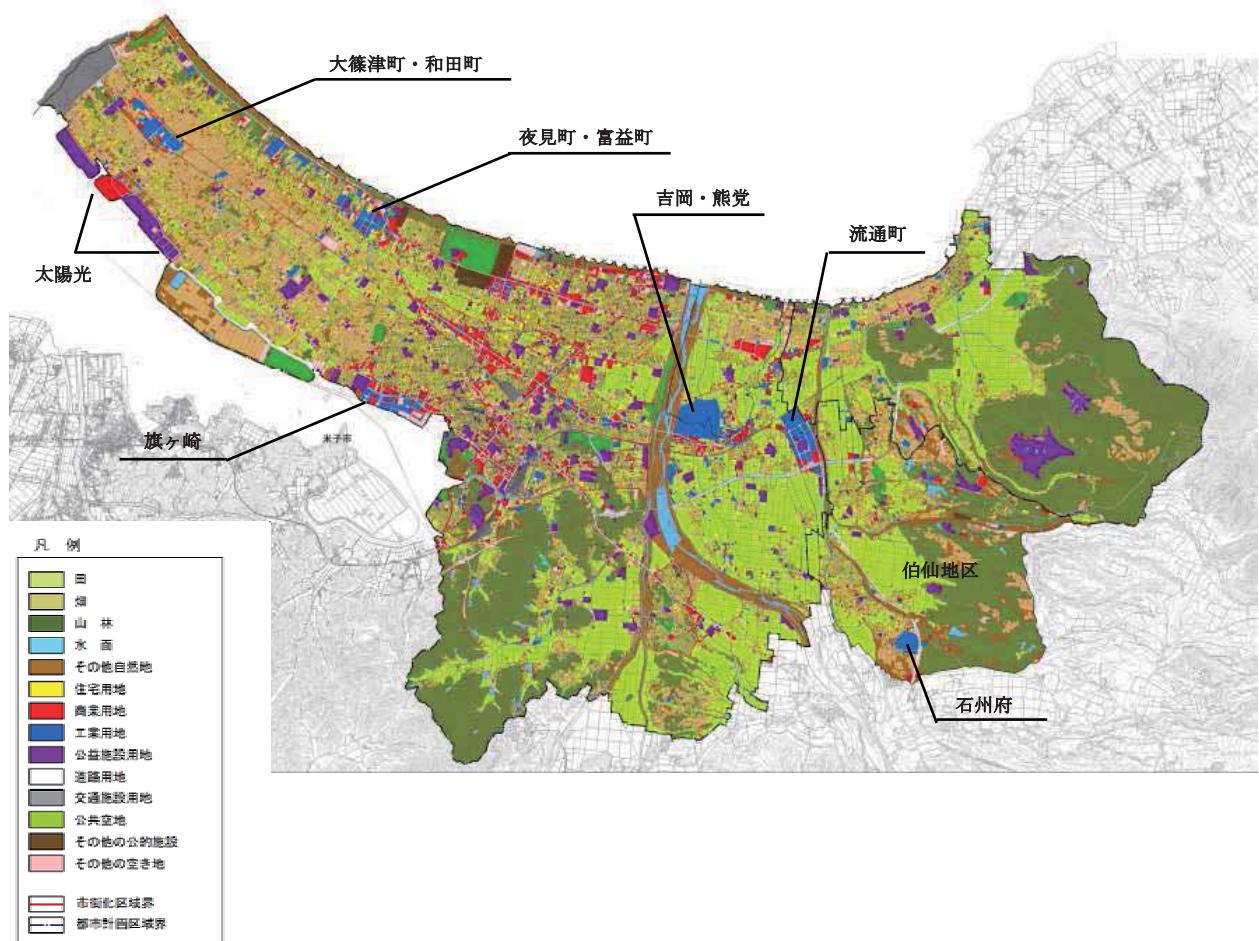


図 2-16 土地利用現況図（都市計画区域） 出典：平成 29 年都市計画基礎調査

健全な市街地の形成、震災に強い都市構造の形成の観点から、まちづくりにおいて木造密集市街地の解消が重要となっています。

本市において木造住宅が比較的密集しているのは、中心部の紺屋町周辺、糀町・道笑町周辺、立町・尾高町周辺、錦町周辺、灘町周辺、周辺部の上後藤・旗ヶ崎周辺及び淀江町淀江地区周辺などです。

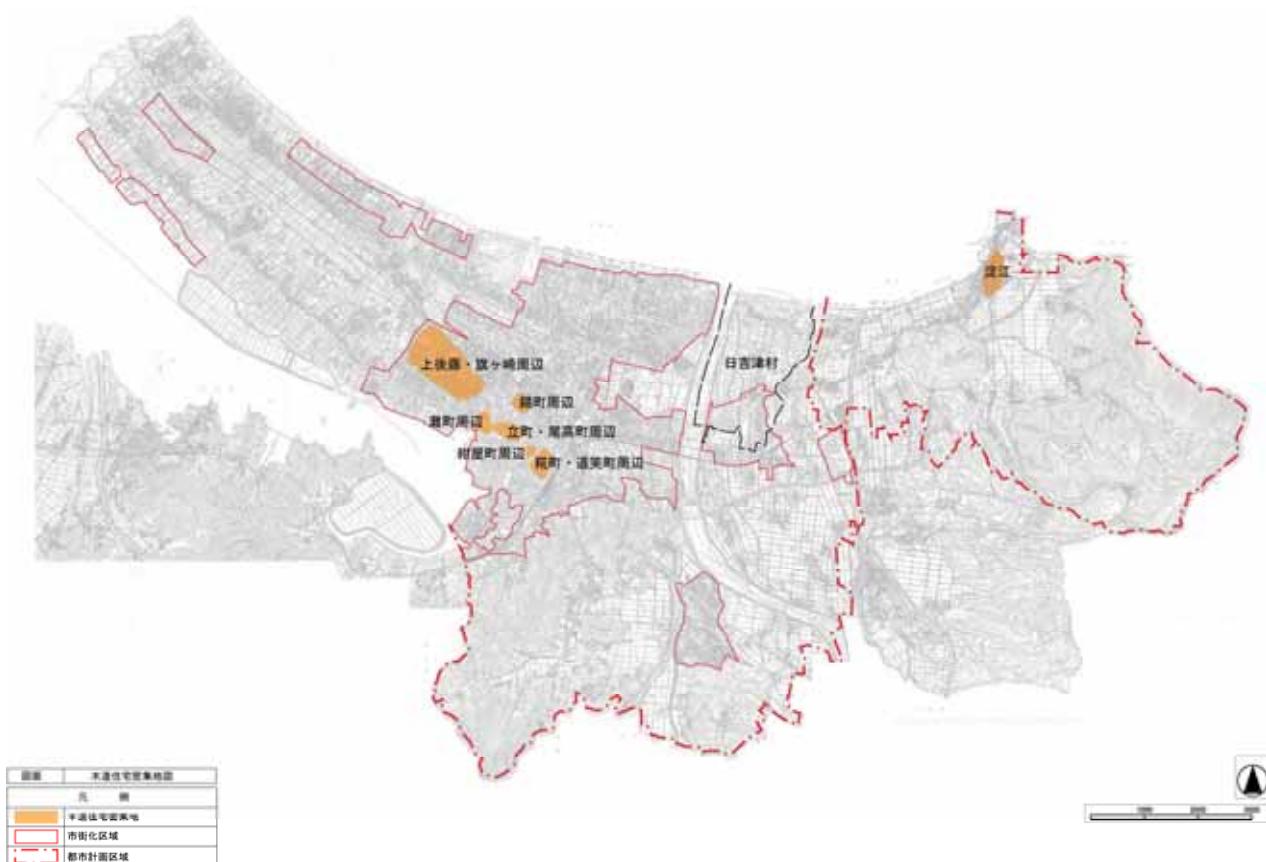


図2-17 木造住宅が比較的密集する地域

出典：都市計画基礎調査

1－4 都市施設

(1) 道 路

■ 市内幹線道路の整備率は高く、補完する道路の整備率は低くなっています。

米子市の幹線道路は、主要幹線である一般国道9号及び山陰道「米子道路」(以下「山陰自動車道」といいます。)が市内を通過しており、岡山方面へは中国横断自動車道岡山米子線(以下「米子自動車道」といいます。)、一般国道180号及び同181号が延び、境港方面へは一般国道431号及び主要地方道米子境港線が延びています。米子市の道路体系は、この地域における主要な道路が米子市を起点に放射状に走り、ネットワークを形成しています。

また、平成27年道路交通センサスによると、交通混雑度が高い路線は、一般国道9号、一般国道431号及び一般県道両三柳後藤停車場線などとなっています。

高速道路網は岡山県、島根県、鳥取県東部方面への整備が進んでいますが、一般国道431号の慢性的な渋滞は、通過交通と集客施設の立地による集中交通が混在するためと考えられ、交通混雑度が高い路線では、引き続き解消に向けた道路整備の検討が必要です。

表2－5 道路整備状況（平成28年4月現在）

区分	米子市			鳥取県		
	延長(km)	改良済(km)	改良率(%)	延長(km)	改良済(km)	改良率(%)
国 道	53.8	53.8	100.0%	598.9	594.5	99.3%
主要地方道	26.9	26.9	100.0%	720.9	665.4	92.3%
一般県道	80.0	75.9	94.9%	919.8	802.0	87.2%
小 計	160.7	156.6	97.4%	2239.6	2,061.9	92.1%
市町村道	958.5	684.3	71.4%	6,580.0	4,315.1	65.6%
合 計	1,119.2	840.8	75.1%	8,819.7	6,377.1	72.3%

出典：鳥取県資料

(2) 都市計画道路

■ 都市計画道路は、未整備路線があることから引き続き整備が必要です。

米子市の都市計画道路は、48路線、計画延長132.56kmが都市計画決定されており、改良率は86.4%（平成30年6月現在）と鳥取県平均の79.1%より高い状況ですが、国道などの幹線道路の改良率97.4%（P12参照）に比べると低い状況です。

表2-6 都市計画道路の整備状況（平成28年3月現在）

都市名	計画延長(km)	改良済 (km)	改良率(%)
米子市	132.56	114.47	86.4
鳥取市	241.03	190.71	79.1
倉吉市	72.44	53.00	73.7
境港市	52.15	49.93	95.7
鳥取県	611.64	483.92	79.1

※米子市のみ平成30年6月現在

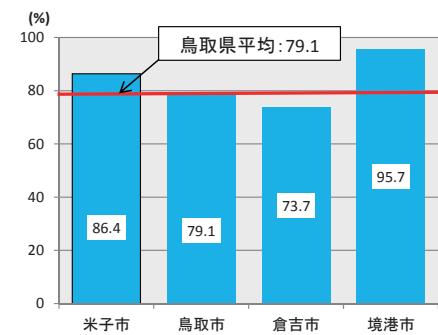
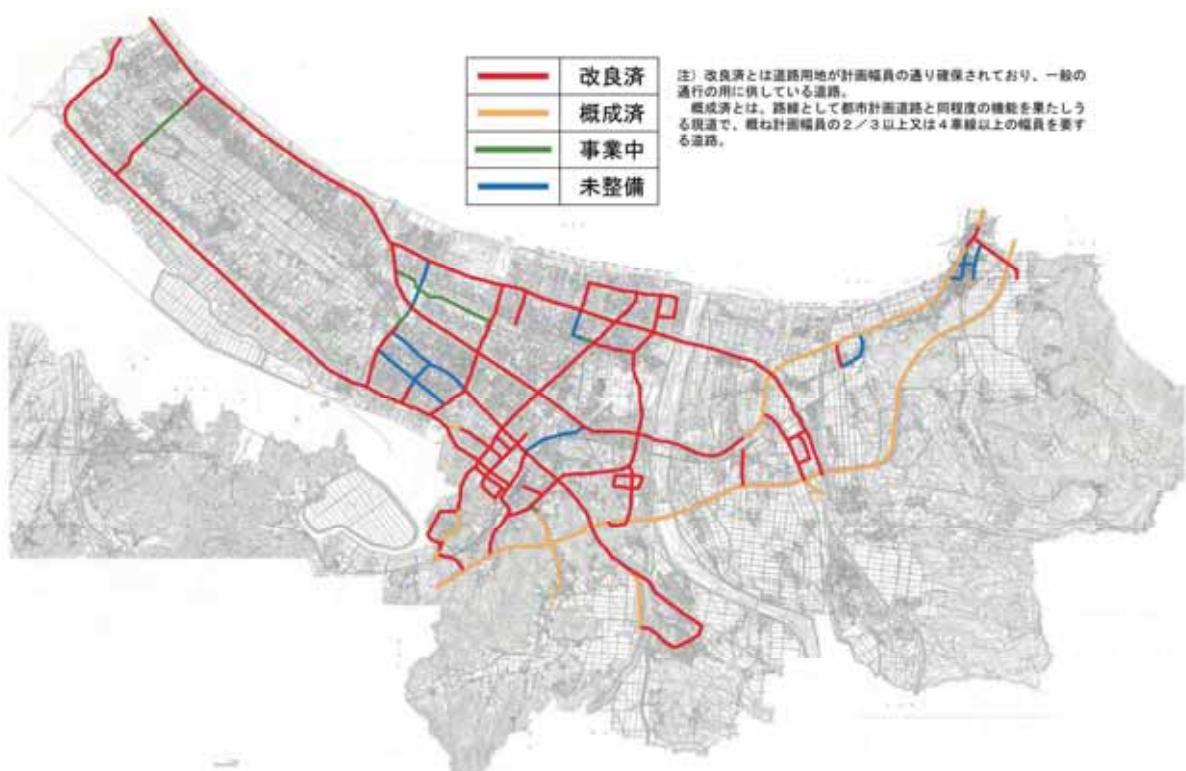


図2-18 都市計画道路の改良率の比較



※平成30年6月現在では、計画路線48路線、計画延長132.56km

図2-19 都市計画道路の整備状況図

(3) 公園・緑地

■ 公園・緑地は充足しており、安心・安全な維持・更新が必要です。

都市公園・緑地の指定状況は89箇所、
334.10ha（平成29年4月1日現在）となっています。このうち、160.27ha（供用率48.0%）が供用されています。

本市の人口（住民基本台帳：148,478人（平成29年3月31日））1人当たりの計画面積は22.4m²/人、供用面積は10.78m²/人で、都市公園の目標水準である10m²/人（都市公園法施行令第1条の2）に対して達成はしており、既存公園の計画的な改築、更新を図り、安心・安全な環境づくりが求められています。

また、未供用部分が残る総合公園、運動公園等においては、その未供用の大部分が保安林や山林となっています。

表2-7 公園・緑地等の整備状況
(平成29年4月1日現在)

種類・種別	計画		供用面積(ha)	供用率(%)
	箇所数	面積(ha)		
都市 計 画 公 園 等	街区公園	54	10.74	100.0
	近隣公園	4	5.28	5.25
	総合公園	2	152.60	39.40
	運動公園	1	54.40	24.20
	歴史公園	1	4.40	4.40
	都市緑地	2	44.45	15.15
	墓園	1	13.90	12.80
その他の公園	街区公園	16	3.64	100.0
	都市緑地	5	14.49	14.49
	都市林	1	28.70	28.70
	緑道	1	1.20	1.20
	広場公園	1	0.30	0.30
合計		89	334.10	160.27
				48.0

出典：米子市資料



湊山公園

(4) その他の都市計画施設

■ 未整備の都市計画施設については、引き続き整備が必要です。

その他の都市計画施設として次表に示す各施設が計画決定され、整備済み、あるいは漸次整備が進められています。

この中で、公共下水道の整備率は、計画面積 3, 298 ha に対し平成 29 年度末での整備済面積は 2, 410.5 ha で整備率 73.1 % となっており、継続的な整備が必要です。

表 2-8 その他の都市計画施設の整備状況（平成 30 年 3 月現在）

種類	計画	供用	備考
公共下水道	内浜処理区 1,541ha	1,216.3ha	事業計画区域 1,494 ha
	外浜処理区 1,467ha	923.9ha	事業計画区域 1,314 ha
	淀江処理区 290ha	270.3ha	事業計画区域 280 ha
	合計 3,298ha	2,410.5ha	合計 3,088 ha
自動車駐車場	面積 0.35ha	0.35ha	万能町駐車場 広場式
	台数 118台	116台	
自転車駐車場	面積 0.40ha	0.40ha	米子駅前地下 地下2層式
	台数 200台	200台	
自転車駐車場	面積 0.17ha	0.17ha	米子駅前地下 地下1層式
	台数 1000台	1000台	
ごみ焼却場	面積 3.15ha	3.15ha	河崎ごみ焼却場(クリーンセンター) 270t/日
汚物処理場	面積 1.20ha	1.20ha	米子浄化場 145kl/日
	面積 0.23ha	0.23ha	春日処理場 1,053kl/日
	面積 1.09ha	1.09ha	白浜浄化場 80kl/日
火葬場	面積 0.81ha	0.81ha	米子斎場(桜の苑)
			焼却炉7基 汚物炉1基
米子流通業務団地	面積 20.50ha	20.50ha	
淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ	面積 4.80ha	3.50ha	ケア付住宅区域 1.3 ha 医療・福祉区域 2.0 ha 温浴施設区域 1.5 ha

出典：米子市資料

※ 淀江リタイアメント・グリーンコミュニティは、適切な医療・福祉機能を備えた生活環境を確保するために、淀江都市計画区域に都市施設として定められた「一団地の住宅施設」です。
また、主な都市施設で都市計画決定していない駐車場がありますが、公的なものとしては、米子市役所駐車場、ビッグシップ前駐車場があります。

1-5 市街化の動向

■ 市街化区域での農地転用が全体の約6割を占め、年平均約5%の農地転用により都市化が進行しています。

(1) 農地転用状況

平成24年から平成28年までの都市計画区域内の農地転用面積は約60haで、このうち市街化区域での転用が63.6%を占めています。また、住宅地への転用は、全体の53.8%を占めています。区域別でみると、市街化区域と非線引き都市計画区域では住宅地への転用が6割を超え、市街化調整区域でも住宅地への転用割合が26.3%と多くなっています。

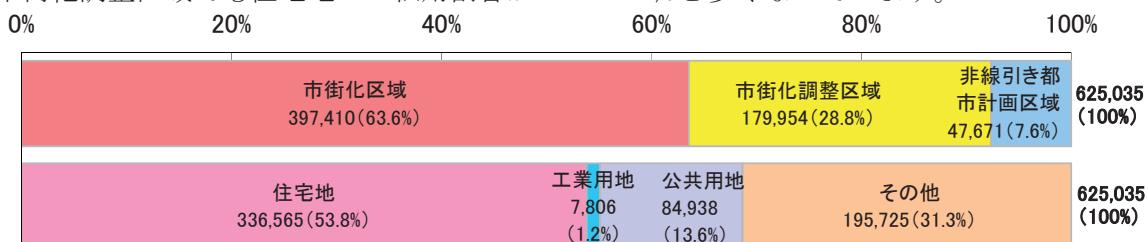


図2-20 都市計画区域内における農地転用の状況（平成24年～平成28年）

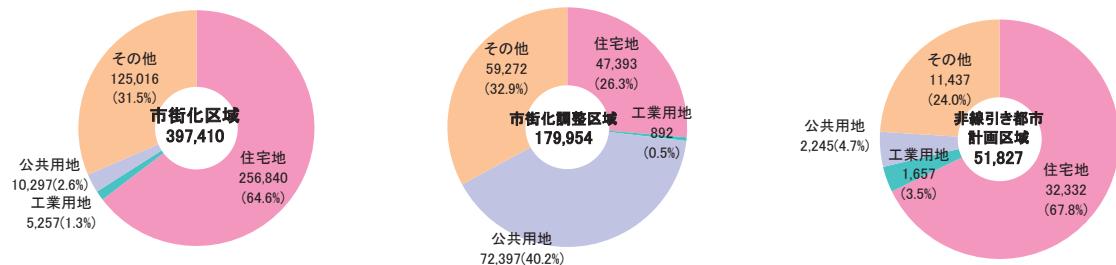


図2-21 都市計画区域内（区域別）における農地転用の状況（平成24年～平成28年）

表2-9 農地転用状況

区域区分	転用用途	住宅地	工業用地	公共用地	その他	合計(m ²)
市街化区域						
平成24年	35,258	0	3,413	17,813	56,483	
平成25年	53,328	0	2,091	16,659	72,077	
平成26年	50,875	1,796	965	20,858	74,494	
平成27年	51,128	0	1,374	42,142	94,644	
平成28年	66,252	3,461	2,453	27,545	99,711	
計	256,840	5,257	10,297	125,016	397,410	
市街化調整区域						
平成24年	7,326	892	2,147	10,543	20,908	
平成25年	7,343	0	15,982	9,529	32,854	
平成26年	6,789	0	17,164	9,560	33,512	
平成27年	12,123	0	15,151	14,117	41,391	
平成28年	13,812	0	21,952	15,524	51,288	
計	47,393	892	72,397	59,272	179,954	
非線引き都市計画区域						
平成24年	6,589	1,143	0	1,244	8,976	
平成25年	7,705	507	0	1,121	9,333	
平成26年	4,183	0	789	1,455	6,427	
平成27年	5,232	0	0	3,183	8,415	
平成28年	8,623	7	1,456	4,434	14,520	
計	32,332	1,657	2,245	11,437	47,671	
合計						
平成24年	49,173	2,035	5,560	29,600	86,368	
平成25年	68,376	507	18,073	27,309	114,265	
平成26年	61,847	1,796	18,918	31,872	114,433	
平成27年	68,482	0	16,525	59,442	144,449	
平成28年	88,687	3,468	25,862	47,503	165,519	
計	336,565	7,806	84,938	195,725	625,035	

出典：平成29年都市計画基礎調査

平成24年から平成28年までにおける都市計画区域内の農地転用件数は1,295件（うち1,225件は旧米子市）で、このうち市街化区域は952件で全体の約74%を占めています。近年、市街化区域内の農地は、農地転用の件数、面積とも増加傾向にあり、年平均約5%の割合で都市的土地区域に転換されています。

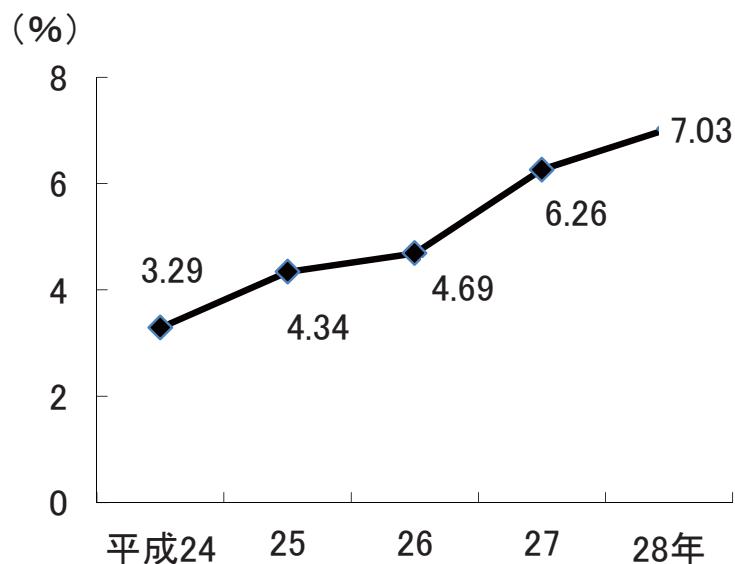


図2-22 市街化区域内の農地転用率※の推移

※農地転用率 = {(1年間の転用面積／前年の農地面積) } × 100

出典：平成29年都市計画基礎調査

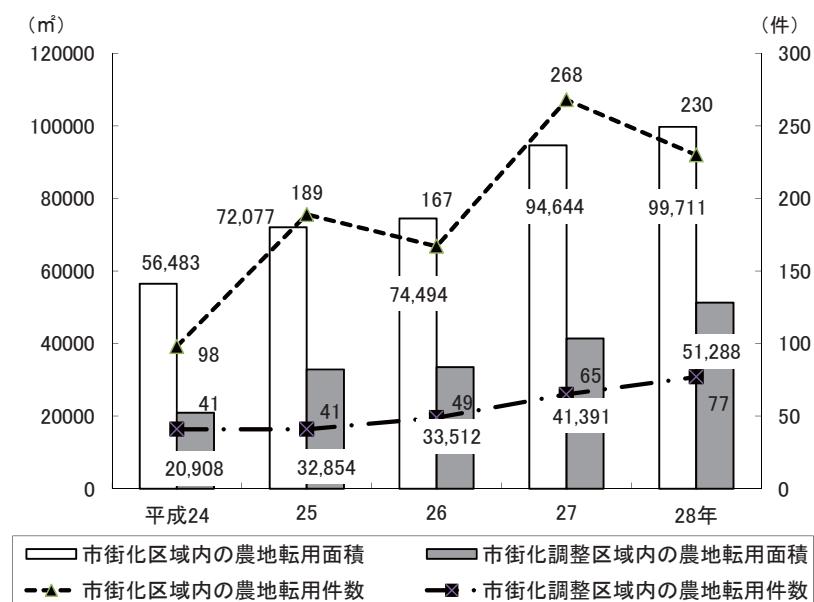


図2-23 区域別農地転用面積・件数の推移

出典：平成29年都市計画基礎調査

2 米子市の課題

2-1 まちづくりの主要課題

米子市の現状、上位計画・関連計画、まちづくりに関する市民アンケートから見た課題を踏まえて、まちづくりの主要課題をまとめます。

(1) 人口の課題

■ 少子高齢化、生産年齢人口の減少に対応した活力あるまちづくり

●まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- ・経済の活性化による雇用の確保
- ・移住定住の促進
- ・少子化対策の推進

●人にやさしいまちづくりの推進

- ・快適な歩行者空間の整備（サイン、歩行者空間のネットワーク）とバリアフリー化の推進
- ・医療、福祉、健康増進機能を整えた都市機能の確立
- ・病院、老人保健施設、老人ホームなどとの連携、高齢者向け住宅の確保など
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

●住宅対策の推進

- ・居住空間を確保するための住環境の整備
- ・既存コミュニティの維持

(2) 産業の課題

■ 農林水産業と工業・商業・観光業の活性化に向けたまちづくり

●次世代につなぐ持続可能な農業の推進

- ・多様な担い手の確保
- ・農業経営の安定化
- ・優良農地の保全と利用集積の推進
- ・荒廃農地対策



淀江漁港

●森林資源の保全と育成

●漁業資源の確保と後継者の育成

●新たな産業・成長産業の創出

- ・先端技術産業の分野などを中心とした新たな産業・成長産業の創出支援
- ・大学、県産業振興機構、県産業技術センター、地元金融機関などとの产学研官連携の推進
- ・新たな企業誘致の促進
- ・企業立地に適した工業用地の確保
- ・企業立地条件向上を図るための、高規格道路の検討

●魅力ある商業地の育成

- ・中心市街地や各拠点における商業・サービス機能の充実
- ・空き店舗などの有効活用や郊外商業施設との機能分担などによる商業地の再構築

●交通インフラ、温泉資源、自然環境を活かした観光振興

- ・観光資源の情報発信による来訪者の増加
- ・山陰の交通の要衝としての、宿泊拠点都市の推進
- ・広域連携による観光ルートの確立
- ・皆生温泉地区の温泉資源と白砂青松を生かした観光振興
- ・米子市固有の歴史・文化資源の保全と活用による観光振興



だんだんバス

(3) 土地利用の課題

■ まとまりのある市街地形成と地域地区に応じた適正な土地利用

●都市的土地区画整理事業と農林業的土地区画整理事業の明確化

- ・計画的な市街地形成の誘導策の検討
- ・市街化区域内の自然的土地区画整理事業の計画的な活用の推進
- ・市街化調整区域のまとまりのある農地の保全

●土地利用の適正な誘導

- ・既成市街地などの良好な住環境の維持
- ・空き家の利活用及び空き地などの解消
- ・面的な整備手法の検討
- ・市街化調整区域における居住環境の維持
- ・地域特性を活かした集約拠点の形成

●都市計画区域の再編・編入

- ・米子境港都市計画区域（伯仙地区を除く旧米子市）と淀江都市計画区域（旧淀江町）の再編及び伯仙地区の都市計画区域編入の検討

■ 市街地活性化に向けた都市基盤整備

● 低密度な市街地の拡散防止

- ・市街地への都市機能施設の誘導及び市街地拡散の防止
- ・空き家、空き地などの既存ストックの活用による人口密度の維持

● 中心市街地の活性化

- ・米子駅南北自由通路等整備事業による駅周辺の活性化
- ・米子市交通バリアフリー基本構想推進による、高齢者なども歩きやすい快適空間づくり
- ・米子市の中心市街地における商業・サービス機能の充実



米子駅南駅前広場

● 計画的な市街地形成と誘導

- ・市街地中心部の再生や市街地住宅建設の促進及び市街地開発の誘導
- ・都市機能の集積と利便性向上を高めるためコンパクトなまちづくりの推進とまちなか居住の促進
- ・米子駅南地区と北地区との連携強化
- ・地域特性を活かした市街地形成

■ 災害に強い市街地の形成

● 安全な市街地形成策の導入

- ・「災害に強いまちづくり計画」などとの整合を図り、避難地、避難路の確保
- ・木造密集市街地の避難道路の確保
- ・民間住宅・建築物・公共施設の耐震化促進
- ・不燃化対策
- ・面的な整備手法の検討
- ・電線類の地中化
- ・防災意識の向上や市民の災害対応力の強化
- ・異常気象への対応強化



(4) 自然環境・景観の課題

■ 歴史文化、自然環境及び景観の保全と活用

●歴史文化遺跡の景観保全

- 市内各所の歴史文化遺跡の保護・活用

●自然環境の保全と活用

- 開発を抑制し、自然環境の保全と活用を図ることによる動植物などの生態系の保全

●ウォーターフロントの有効活用

- 日野川、法勝寺川などの親水空間の確保
- 寺町界隈の旧加茂川の風情ある水辺空間の確保
- 弓ヶ浜海岸の侵食対策と浜辺の保全による水辺空間の確保
- 弓ヶ浜半島における白砂青松の海岸保安林などの自然環境の保全
- 湊山公園周辺の水辺空間の有効活用とにぎわいの創出

●米子市らしさの景観づくり

- 地区の特性（歴史的な街並み、自然海岸、大山など）を活かした都市景観の形成
- 市民、事業者などの景観に対する意識の醸成

(5) 道路・交通の課題

■ 計画的な道路網の形成

●市街化動向に対応した道路網の確保

- 交通体系及び市街化動向に対応した計画的な道路網の整備
- 周辺都市との広域的な交通利便性の向上
- 幹線道路と生活道路の円滑なネットワーク整備



米子インターチェンジ

■ 公共交通の利便性向上とJR米子駅南北地区の整備促進

●JR、バス輸送などの公共交通の充実と魅力ある結節点の形成

- 市民の日常的な公共交通手段を確保するため、バスなどの公共交通網や鉄道駅での交通結節機能の充実
- JR米子駅南北自由通路等整備事業の整備促進による交通拠点としての魅力的な米子の玄関口の創出

(6) 都市施設等の課題

■ 限られた財源の中での都市施設等の整備

●都市計画道路の計画的整備及び見直し

- ・都市計画道路の事業推進
- ・長期未着手の都市計画道路の見直し



安倍三柳線

●都市公園・緑地の環境整備

- ・安心・安全に利用できる公園施設の環境の確保
- ・既存公園・緑地のあり方

●下水道事業計画に基づく計画的整備

- ・市街化区域を優先した整備及び既存施設の効率的な維持管理

●公共施設等総合管理計画の推進

- ・公共施設の計画的な長寿命化・更新・統廃合

(7) その他の都市の課題

■ 安心・安全と環境への配慮

●安心・安全なまちづくり

- ・防災・防犯に配慮した安心・安全なまちづくり
- ・災害復旧に役立つ、地籍調査の推進

●循環型社会の構築

- ・限りある資源の有効活用や循環的利用の促進
- ・各種施策を策定する際の環境への負荷の低減及び良好な環境の保全



医大通り

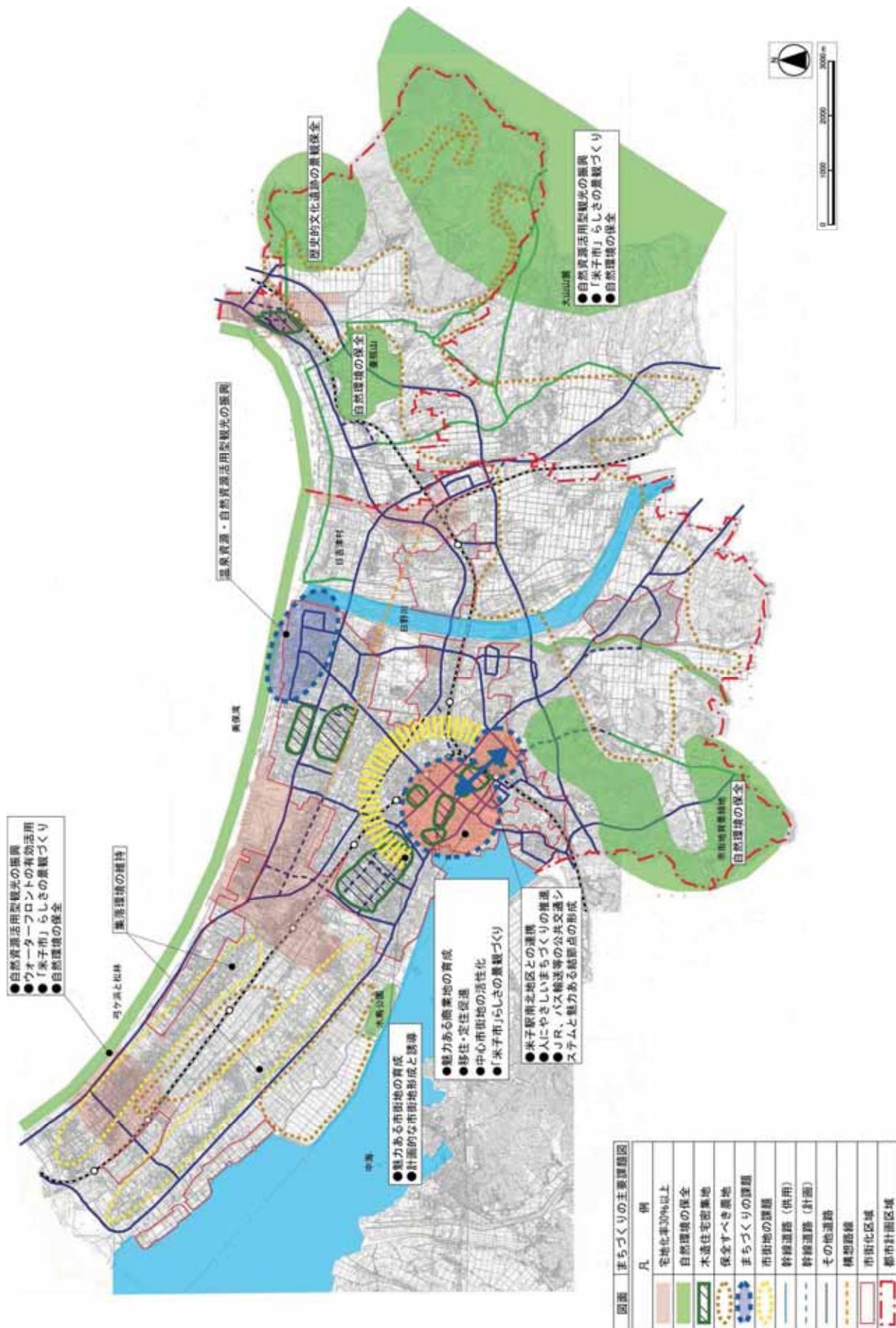


図 2-24 まちづくりの主要課題図

■第3章 都市づくりの将来像



■「交流拠点」米子コンベンションセンター

1 都市づくりの理念

まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり

まちなか（以下「中心市街地」といいます。）には既存の行政、経済、文化、教育、医療、福祉、娯楽などの都市機能が集積していることや道路、鉄道などの交通の結節点でもあることから、蓄積された社会資本を有効に活用し、中長期的な視点を持って維持、活性化に取り組みます。

一方で、郊外についても、交通の利便性の高い地区の土地利用、地域ごとの産業振興、地域固有の歴史文化や特性・潜在力を活かしたまちづくりに取り組み、中心市街地と郊外のそれぞれの拠点を結ぶことで、市全体が一体的に発展することを目指します。



2 都市づくりの目標

● にぎわいと活力を生み出すまちづくり

にぎわいと活力を生み出すため、企業立地に向けた新たな工業用地の確保や地域資源を活かしたまちづくりを目指します。

● 歴史と自然を活かしたまちづくり

米子城跡や淀江地区などの遺跡、史跡と大山山麓から弓ヶ浜一体に及ぶ自然を活かしたまちづくりを目指します。

● 人にやさしいまちづくり

安心して健やかに暮らせるまちづくりに向け、保健・福祉・医療・教育の相互連携を密にし、子供から高齢者までの市民が、心豊かに生活できる環境、働く場所の創出、子育て支援、誰もが地域に参加できる生活環境づくりを目指します。

● 交通基盤が充実したまちづくり

交通の要衝という地域特性を活かし、総合的な交通網の整備を図ることにより、交流拠点となる地域の発展を目指します。

また、中心市街地と郊外のそれぞれの拠点を結び、誰もが利用しやすい交通体系を目指します。

● 災害に強く、快適なまちづくり

自然災害のリスクに対し、都市施設の耐震化、避難地・避難路の確保、防災意識の向上など安心・安全のまちづくりを目指します。



3 将来の人口推計

米子市の人口は、1995年（平成7年）から2005年（平成17年）（P4図2-1参照）までは増加してきました。しかし、2010年（平成22年）には減少に転じ、自然減の傾向にあることや全国的に人口減少社会を迎えた状況を考慮すれば、今後米子市の人口は減少するものと考えられます。

米子市における人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を採用することとし、この将来人口推計によると米子市の人口は今後減少傾向となる見込みです。

2045年の将来人口推計は139,073人と推計されていますが、65歳以上の老齢人口は増加傾向にあります。

この将来人口推計に対して計画的な土地利用の集積と市街地整備による生活環境の向上、地域の個性を活かしたまちづくり、雇用の場の創出や移住・定住施策などを進め、流入人口の増加と定住化の促進を図り、人口減少の抑制に努めます。

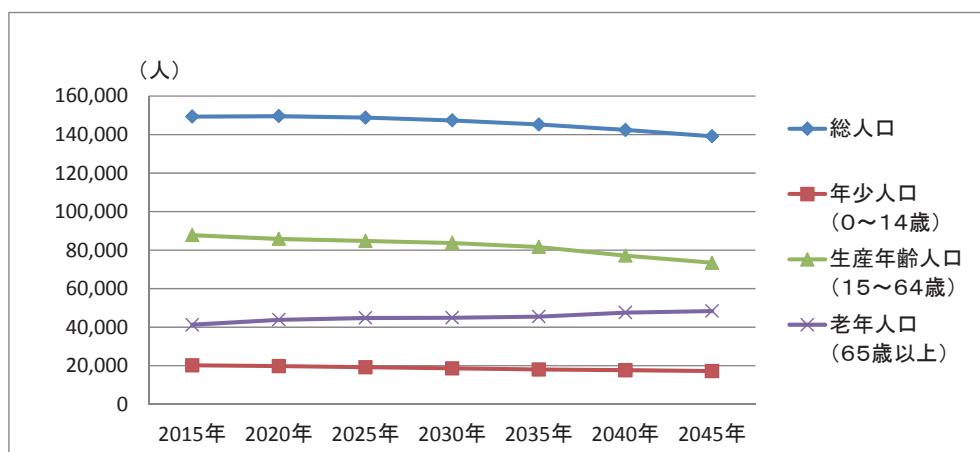


図3-1 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

表3-1 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	149,313	149,513	148,758	147,297	145,170	142,368	139,073
年少人口 (0~14歳)	20,245	19,775	19,184	18,608	18,033	17,684	17,204
生産年齢人口 (15~64歳)	87,800	85,856	84,792	83,750	81,660	77,105	73,466
老人人口 (65歳以上)	41,268	43,882	44,782	44,939	45,477	47,579	48,403

出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

4 将來の都市構造

米子市の将来的な都市構造を考える上で重要となる「拠点」、「都市軸」及び「土地利用ゾーン」を設定します。「拠点」は将来的な都市の個性と活動の足場となる重要な場所であり、「都市軸」は将来的なまちづくりを支える主要な骨組みとなります。「土地利用ゾーン」は面的な機能を位置づけるものです。これら各「拠点」、「都市軸」及び「土地利用ゾーン」を有機的に結びつけ、将来的なまちづくりを進めます。

拠 点	各種都市機能の集積や融合により、より充実した都市活動を発揮するための都市機能の拠点を担う。	
	都市拠点	行政、商業・業務、サービス等が集中する市民の生活交流拠点であり、米子市の顔となる拠点とする。
	地域行政拠点	支所機能を有する拠点とする。
	観光レクリエーション拠点	市民のレクリエーションの場となり、市外からの観光客が集まる拠点とする。
	工業拠点	工業団地等のまとまった生産機能が集中する拠点とする。
	流通業務拠点	県西部圏域の流通業務機能が集中する拠点とする。
	歴史文化拠点	米子市のもつ長い歴史と文化の拠点とする。
	自然景観拠点	大山山麓に位置し、山陰を代表する自然景観を有する拠点とする。
都市軸	交通拠点	交通の利便性の高い駅、バス停などを拠点とする。
	広域連携軸	県内外の主要都市との連携を支える軸とする。
	都心構造形成軸	中心市街地とその周辺を結び、都市の効率的・効果的な発展を担う軸とする。
	健康保養軸	余暇時間の増大や自然とのふれあいのニーズに応える健康保養を行う軸とする。
	水系環境軸	河川空間を中心とした良好な自然環境やレクリエーション機能を有する軸とする。
	海辺環境軸	海浜空間を中心とした良好な自然環境やレクリエーション機能を有する軸とする。
土地利用ゾーン	山系環境軸	丘陵の自然環境と農地を保全する軸とする。
	都市ゾーン	住む、働く、遊ぶ、交流するなどの機能が集まり、都市的土地利用が展開されるゾーンとする。
	農住共生ゾーン	良好な農地と集落が調和し、市街地と自然の風景をつなぎ、潤いと安らぎのある生活を創出するゾーンとする。
	田園環境保全ゾーン	優良な農地の保全を図るゾーンとする。
	自然環境保全ゾーン	都市ゾーンの緑の背景をなし、緑地ネットワークを形成し、自然生態が残るゾーンとする。

図3-2 拠点・都市軸・土地利用ゾーンの分類

(1) 拠 点

●都市拠点

都市拠点は、皆生温泉や国立公園大山など観光交流の玄関口であるＪＲ米子駅を中心に商業・業務をはじめ、産業・文化・行政施設が集積する地区で、米子駅南地区との連携強化や中心市街地のにぎわいの再生を図ることにより、バランスのある都市交流空間拠点を創出し、まちづくりの中核をなす拠点です。

●地域行政拠点

地域行政拠点は、市東部の公共公益施設が集積し、市民生活を支える淀江支所周辺に位置する拠点となります。

●観光レクリエーション拠点

観光レクリエーション拠点は、皆生温泉や大山山麓などで、地域資源を活かし、周辺の観光施設をネットワークで結ぶことにより、市内外の観光の拠点となり、湊山公園周辺、東山公園、弓ヶ浜公園、米子水鳥公園及び崎津の娯楽・レクリエーション地区などは、市民の多くの人に親しまれるレクリエーションの拠点です。

●工業拠点

工業拠点は、吉岡・熊党地区、旗ヶ崎地区、夜見・富益地区、和田・大篠津地区、石州府地区などで、既存生産機能の向上を図ることにより、活力ある米子の産業の中核をなす拠点です。

●流通業務拠点

流通業務拠点は、米子流通業務団地など、流通業務の機能を担う拠点です。

●歴史文化拠点

歴史文化拠点は、妻木晩田遺跡・向山古墳群・上淀廃寺跡・米子城跡などで、貴重な歴史遺産を保全し、米子市の歴史文化創造を育む拠点です。

●自然景観拠点

自然景観拠点は、優良な観光資源である大山山麓の豊かな自然を有する地区で、大山の景観は、山陰地方の代表的な景観であり、今後も貴重な自然や景観を守り育てる拠点です。

●交通拠点

交通の利便性の高い駅、バス停などの交通拠点です。



皆生温泉



大山

(2) 都市軸

●広域連携軸

広域連携軸は、県内外の主要都市と連絡する米子自動車道や山陰自動車道です。それらを補完するものとして、一般国道9号や同431号、主要地方道米子境港線などがあります。

●都心構造形成軸

都市構造形成軸は、中心市街地を中心に放射状に都心を形成する軸です。コンパクトなまちづくりのために、中心市街地と周辺市街地が連携しながら、効率的・効果的に発展することを目指します。

●健康保養軸

健康保養軸は、大山山麓から皆生温泉・美保湾一帯に及ぶ、大山パークウェイ構想^{※1}及びエコツーリズム^{※2}などの地域間連携の充実を図る軸です。

※1 大山パークウェイ構想：国立公園大山を縦断し、海と高原の美しい景観が連なる美保関・蒜山間の道を「大山パークウェイ（風景の素晴らしい道）」と名付け、ゆっくりドライブを楽しみながら点在する観光スポットを周遊する観光ルートとして再構築する取り組み。（「鳥取県将来ビジョン」より）

※2 エコツーリズム：観光旅行者が、自然観光資源の保護に配慮しつつ、自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のことです。なお、ここで言う「自然観光資源」とは、「動植物の生息地などの自然環境」のほか、「自然環境に密接に関わる風俗習慣など伝統的な生活文化に関わるもの」、つまり形のないものも含まれます。（「鳥取県版エコツーリズム推進ガイドライン」より）

●水系環境軸

水系環境軸は、米子市を流れる日野川を軸としています。豊かな水辺には、中国自然歩道や日野川緑地が整備されており、市民のレクリエーションや憩いの場、環境学習の場としての軸です。

●海辺環境軸

海辺環境軸は、白砂青松の海岸部を有する弓ヶ浜半島から淀江町に続く美保湾に面する海岸線で、山陰を代表する温泉地である皆生温泉を含み、保養、レクリエーションなど多様な機能を有し、飛砂防止保安林の保全や侵食からの海岸保全などの海辺の環境保全を図る軸です。

●山系環境軸

山系環境軸は、南部丘陵を貫く軸で、法勝寺川流域を含む自然環境と農地の保全を図る軸です。



米子道



弓ヶ浜

(3) 土地利用ゾーン

●都市ゾーン

都市ゾーンは、JR米子駅及び市役所、米子コンベンションセンター、大型商業施設、商店街などが集積する中心部と周辺の市街地、そこから放射状に広がる市街地、さらにこれらの周辺地域の住宅地を含む市街地、工業系、流通業務系の市街地を形成するゾーンです。

●農住共生ゾーン

農住共生ゾーンは、都市ゾーン周辺及び既存集落、幹線道路沿道など、都市ゾーンより低密度な土地利用がなされ、ゆとりをもった生活空間を目指すゾーンです。

●田園環境保全ゾーン

田園環境保全ゾーンは、優良な農地からなり、田園環境を保全するゾーンです。

●自然環境保全ゾーン

自然環境保全ゾーンは、市東部及び南東部に位置します。このゾーンは、大山山麓、南部丘陵、日野川、伯耆古代の丘公園などの自然景観及び歴史文化を積極的に保全・活用するゾーンです。



湊山公園上空より 米子市中心部

鳥取県写真ライブラリーより＜撮影情報＞撮影：柏原賢司

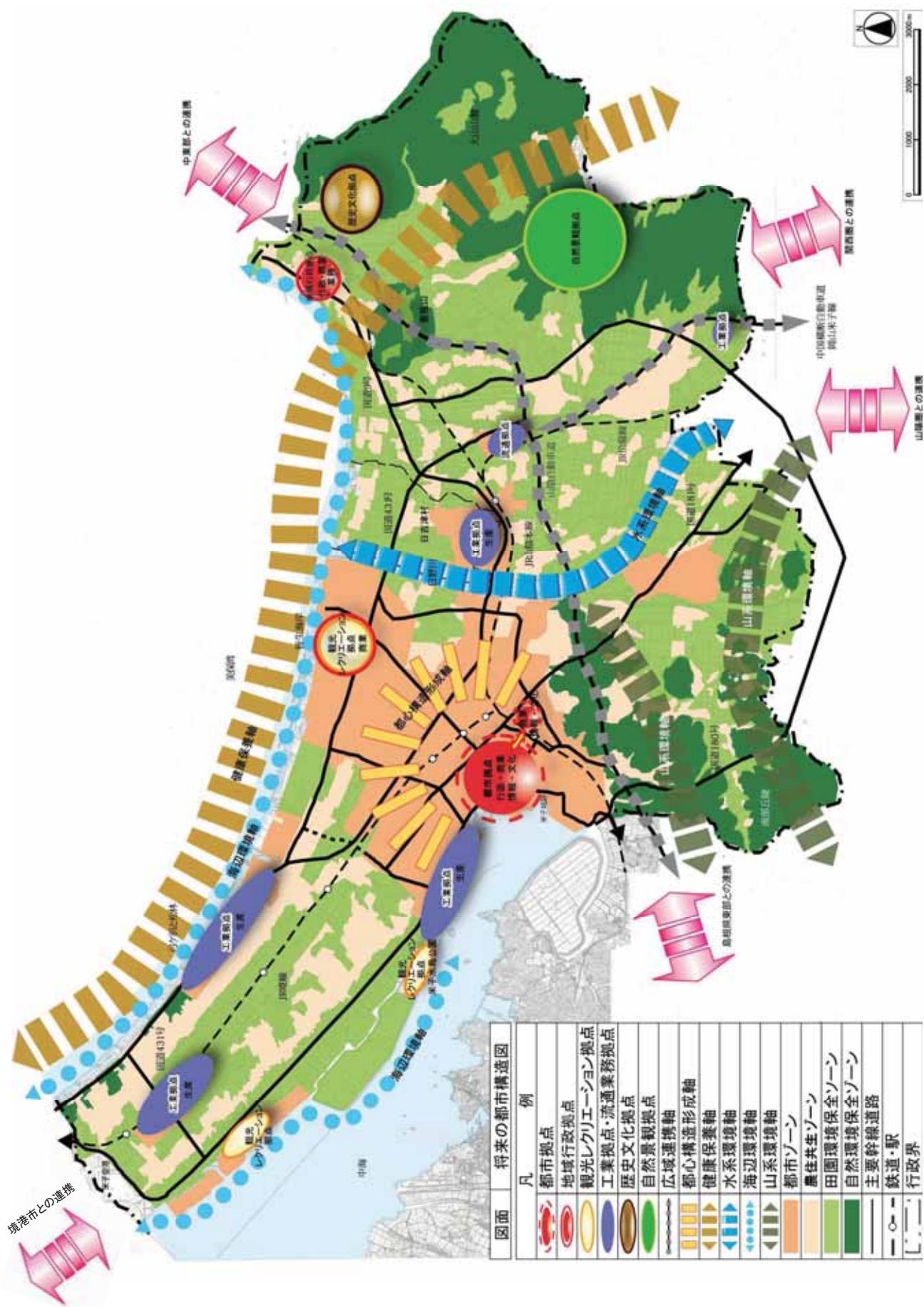
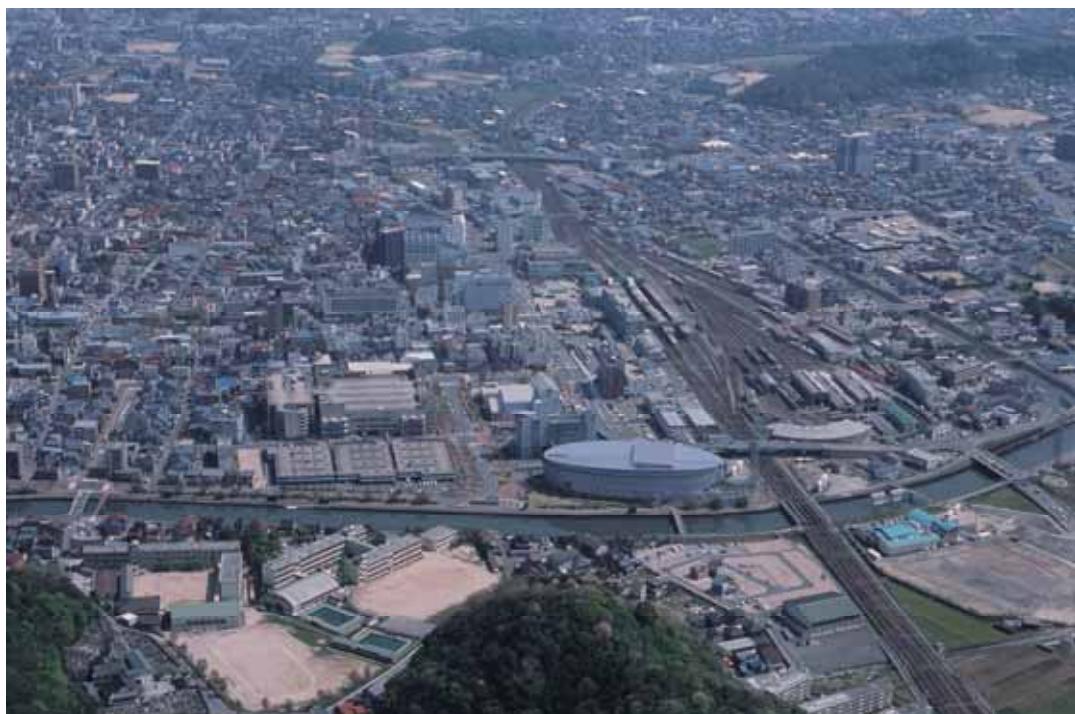


図3-3 将来都市構造図

■第4章 都市整備の方針



■米子市街地

1 調和のとれた土地利用の実現

1－1 基本的な考え方

まちづくりの基本となる土地利用は、長期的な視点に立って自然と都市が共生する土地利用を基本に、地域特性を活かし、総合的かつ計画的に行います。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、人口減少社会を迎えることとなっており、このまま、人口が減少し続け市街地の拡散が進めば、人口密度の低下を招きます。それにより、効率の悪いまちが形成され、将来的に生活サービスの提供が困難になりかねないことから、市街地への商業、医療、福祉などの都市機能が集積した持続可能なコンパクトなまちづくりが求められています。

これらのことから、「第2章米子市の現状と課題」にあげられた「土地利用の課題」の解決を図るため、米子市の将来都市像を踏まえ、既存ストック（空き家、空き地、空きビルなど）や既存社会資本の有効利用を行いながら、それぞれの地域特性を活かし、調和のとれた効率的な土地利用の実現を図ります。

1－2 整備方針

(1) 都市計画区域の再編

米子市は、行政区域内に米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域の2つの異なる都市計画区域が存在しています。一体的な土地利用と市街地整備を図り良好な住環境の形成を進めるため、必要に応じて都市計画区域の再編の必要性、方向性の検討を続けます。

また、都市計画区域外である伯仙地区（大高・県地区）についても必要に応じて都市計画区域への編入の検討を続けます。

(2) 将来の市街地

現在の市街化区域を原則基本とします。ただし、将来、宅地需要などの市街化圧力の増加に対して、市街化区域内では量的・質的に対応が困難な状況が生じるなど、市街地の拡大が必要となる場合は、農業施策との調整を図りつつ既成市街地に連坦する市街地として位置づけ、地区計画の導入などを検討します。

なお、持続可能な都市づくりや土地利用の動向などを勘案して、必要に応じて区域区分変更及び廃止の必要性を検討します。

(3) 市街化区域の土地利用方針

米子市の市街化区域には、総人口の約68%の人々が生活しており、用途地域の指定により土地利用の規制と誘導を図っているところです。しかし、現行の市街化区域内には、未利用地の農地などの分布、住商工用途の混在化、中心市街地での木造密集地の分布などの問題点を抱えています。さらには、土地利用の現状と指定している用途地域（目標とする土地利用）が異なる地区もあり、これらの問題解決のため、土地利用の位置づけと目標の明確化、面的整備の誘導などが今後の課題として考えられます。

これらを踏まえた市街化区域の土地利用の方針を商業地、工業地、住宅地、その他施設用地ごとに示します。

① 商業地

ⅰ. 中心商業地

JR米子駅前から角盤町・富士見町及び加茂町・西町に至る地区は、百貨店・専門店などの商業施設、官公庁、文教施設、宿泊施設、コンベンション施設、事務所などの業務施設が集積し、米子市の商業業務地の中核を形成しています。

今後とも交通機能・商業機能・宿泊機能・オフィス機能などの都市機能の維持向上を図るとともに、土地の高度利用に努めます。

さらに、都市計画道路（以下「(都)」とします。）8・7・1号米子駅南北自由通路及び駅南広場の整備を契機とし、駅南地区及びその周辺も中心商業地と一体的な都市構造とし、土地利用を検討します。

また、海浜温泉地である皆生地区は、観光産業の集積する商業地として位置づけ、観光機能の充実に努めます。

ⅱ. 近隣商業地

中心商業地に隣接している地区を近隣商業地として位置づけます。

(都)3・4・9号二本木陰田線（一般国道9号）と(都)3・3・4号西福原河崎線（通称：外浜産業道路）の交差点周辺地区は、日常の購買需要に対応する近隣商業地として、(都)3・4・5号横断道境港線（一般国道431号）、(都)3・4・2号西福原皆生線（通称：皆生道路）沿線は、沿道型の商業・業務・サービス施設を中心とした近隣商業地として位置づけます。

両三柳地区のうち卸売業が集積している卸売団地周辺地区は商業流通機能を中心とする近隣商業地として位置づけます。

幹線道路沿道において、土地利用の現況及び動向などを勘査して、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、必要に応じて適正な用途転換や規制緩和を検討します。



外浜産業道路

② 工業地

ア. 工業地

市街化区域の工業地は、日野川右岸の吉岡・熊党地区、弓浜部の旗ヶ崎・夜見町・富益町・和田町・大篠津町地区、及び、二本木地区を位置づけます。

イ. 流通業務地

米子自動車道のインターチェンジ周辺地区に、立地条件を活かした広域物流拠点としての流通業務地を位置づけます。

ウ. 大規模集客施設制限地区

まちなかの発展を図るため、引き続き郊外の大規模集客施設を制限することとします。なお、今後の都市構造の変化等に対応するため、中心商業地と一体的な土地利用を図ることが適當と認められる地域においては、当該制限の緩和について検討します。

③ 住宅地

住宅地として特化している地区で、低層住宅や中高層の共同住宅が立地している地区及び計画的に開発された住宅地を専用住宅地として位置づけます。

また、住宅地を主体として店舗・事務所などの生活関連施設を有する旗ヶ崎・両三柳・米原・西福原・東福原・中島・車尾・博労町・長砂町地区などを一般住宅地として位置づけます。

④ その他の施設用地

ア. 文教施設

文教施設には、学校などの教育施設及び病院などの立地する施設として、現在立地している施設を位置づけます。

イ. レクリエーション施設用地

レクリエーション施設用地には、弓ヶ浜総合公園を含む美保湾岸地区（公園・緑地）、湊山総合公園（公園・緑地）、東山運動公園（公園・緑地）、米子水鳥公園及び崎津地区の太陽光発電施設を除く娯楽・レクリエーション地区（近隣商業地）を位置づけます。

ウ. 処理施設用地

処理施設用地には、現在、河崎ごみ焼却場、米子浄化場、内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター、白浜浄化場、春日汚物処理場が立地している施設を位置づけます。

I. 公園・緑地等

現在、都市公園として整備されている公園・緑地を安心・安全に利用できるよう環境の確保に努めます。



弓ヶ浜公園

才 港湾関連施設等

港湾関連施設用地は、地方港湾米子港の関連施設の立地する施設として、現在、臨港地区に指定している範囲を位置づけます。



米子港

(4) 市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域は、原則として開発を抑制すべき区域として位置づけられていますが、市街化調整区域には、集落地を中心として総人口の約21%の人々が生活しています。中心市街地と郊外の一体的な発展を目指し交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討するとともに、市街化調整区域の農地、集落地、自然緑地に対する土地利用の方針を次のように整理します。

なお、必要に応じて、インターチェンジ周辺などの地域に新たな工業用地の確保について検討します。

① 農地

米子市農業振興地域整備計画において設定されている日野川・JR山陰本線・佐陀川に囲まれた農用地、法勝寺川の西側から南部町、安来市との境界線に囲まれた農用地、日野川と法勝寺川と南部町の境界線に囲まれた農用地、一般国道431号から中海までの弓ヶ浜半島の農用地は、食糧の安定供給を図る上での土地資源として、さらに市街地周辺の貴重なオープンスペースとして、保全に努めます。

また、弓浜半島を中心として荒廃農地が広範に存在していますが、引き続き多様な担い手への農地の集積などによる農地の荒廃化の抑制・解消に向けた取組を進めていきます。



白ネギ

② 集落地

農地と一体となって分布する集落地については、既存集落のコミュニティ維持を図るために、営農環境を悪化させない範囲において、住宅の建築に関する規制緩和を行っています。今後は、状況を見極めた上で、更なる規制緩和について必要に応じて検討します。なお、規制緩和手法（地区計画の導入、開発許可条例の改正）については地域毎に検討します。

③ 自然緑地

弓ヶ浜半島の日本海に面する一帯は、飛砂防備保安林が帶状に形成されており、災害防止及び自然環境形成上、今後も保全を図ります。

また、陰田町・古市・宗像・奥谷・長砂町などの丘陵地及び美保湾・日野川・法勝寺川などの水辺地は、自然環境形成上、今後も保全を図ります。

(5) 非線引き都市計画区域の土地利用方針

淀江町の非線引き都市計画区域は、米子境港都市計画区域との再編を必要に応じて検討することとしており、土地利用の現状は以下のとおりです。

- ・国道9号沿線に商業・業務機能が集積し、佐陀地区においては宅地開発が進行しています。
- ・淀江地区、今津地区は密集市街地が広がっています。
- ・淀江地区より南側は優良農地が広がり、集落地が点在しています。

こうした中、農、住混在や防災上の脆弱といった問題が生じていることから、今後の土地利用のあり方を検討していきます。なお、荒廃農地が点在していますが、引き続き優良農地の保全と農地再生事業などによる荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を進めていきます。

また、妻木川、宇田川、天井川、大更川、佐陀川、精進川などの諸河川や名水百選「天の真名井」、因伯の名水「本宮の泉」などの大山湧水群については、自然環境を保全しつつ、水辺に親しむ憩いの場と交流の場の空間づくりを目指します。

なお、必要に応じて、インターチェンジ周辺地域などにおいて新たな工業用地の確保について検討します。



天の真名井

(6) 都市計画区域外の土地利用方針

都市計画区域外の伯仙地区は、尾高・河岡地区に住宅を中心とした土地利用がされていますが、都市計画区域編入を必要に応じて検討することとし、周辺の自然環境や田園環境との調和、既存集落の維持に努めます。

また、大山山麓エリアにおける周遊の宿泊拠点とした観光を強化するため、尾高城跡を中心とした歴史文化資源の活用を図ります。大山山麓の山林は、良好な自然環境を有しており、保全や活用に努めます。

なお、必要に応じて、インターチェンジ周辺地域などにおいて新たな工業用地の確保について検討します。

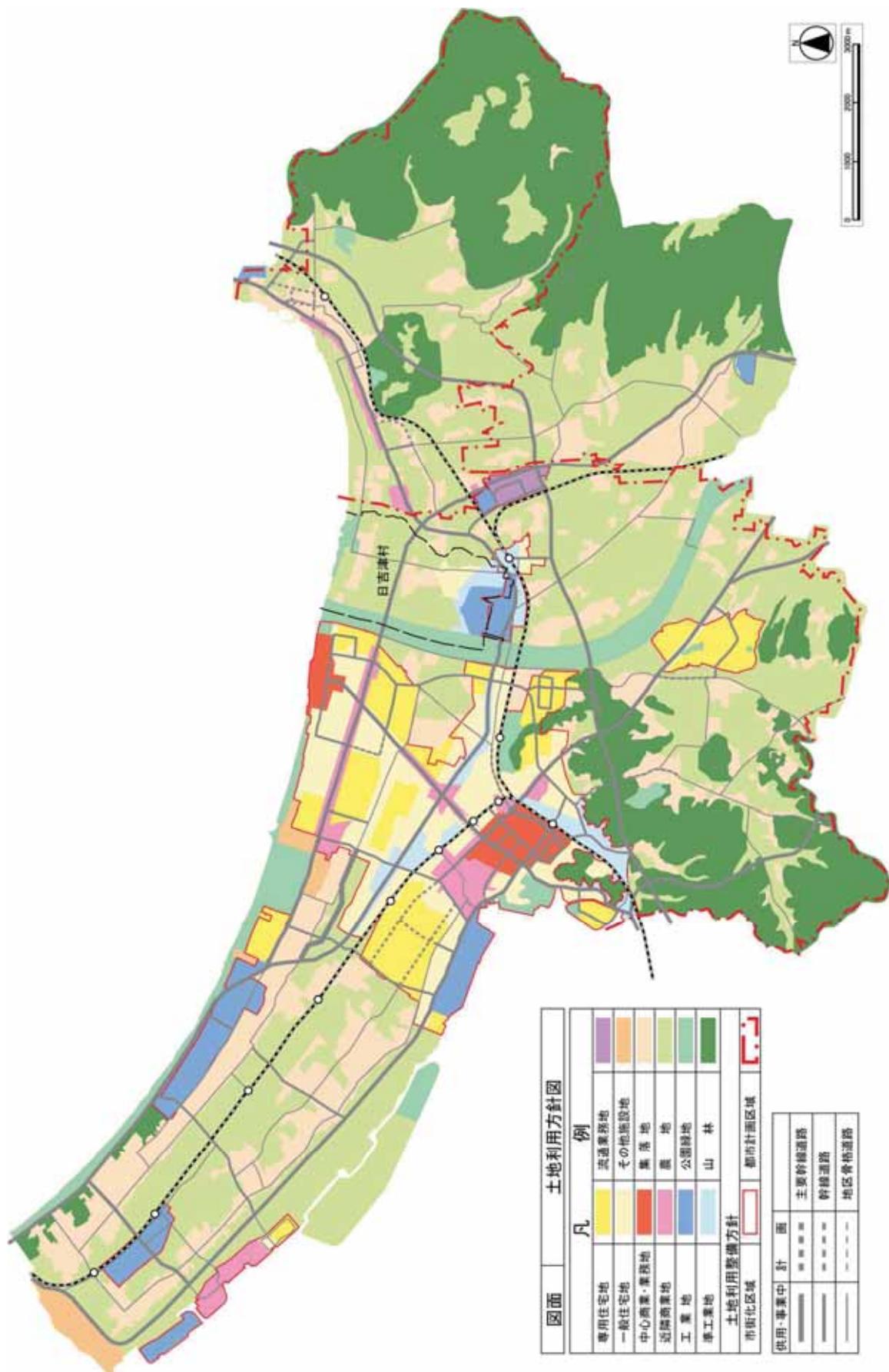


図4-1 土地利用方針図

2 広がりのある交通ネットワークの形成

2-1 基本的な考え方

都市の骨格を構成する交通ネットワークの要素として道路、空港、港湾、鉄道、駅前広場、バスターミナル、駐車場及び駐輪場があげられます。まちづくりの基本的課題として、円滑な都市活動や市民生活に資する道路網の形成、駅前広場、バスターミナルなどの公共交通機能の充実と魅力ある結節点の形成など、交通ネットワークの形成を図ります。

2-2 整備方針

(1) 道路

① 高規格幹線道路及び主要幹線道路

都市間交通を受け持つ高規格幹線道路として、米子自動車道、山陰自動車道があります。広域連携に伴う都市間連絡の円滑化を図るため、この2路線の4車線化及び付加車線設置の整備推進を働きかけます。



山陰道

また、主要幹線道路は一般国道9号、180号、181号、431号及び主要地方道米子境港線などがあります。これらは中心市街地を通過し、放射状に伸びているため、通過交通が既成市街地に流入し、交通機能の低下をきたしています。このため、市街地に流入する通過交通の排除と都市内交通の集中を緩和する環状型の道路パターンの形成を図ります。また、一般国道431号沿線のアクセスと通過交通の混在化に伴う渋滞解消に向けて検討します。

さらに、中海・宍道湖・大山圏域としての広域・都市間交通網の充実を図るため、米子と境港を結ぶ高規格道路や中海架橋の構想実現に向けて検討します。

② 幹線道路

幹線道路は都市の骨格を形成する道路であり、主要な都市計画道路などを基本に、都市内の住居系、商業系、工業系の市街地形成と連結を図るよう適正に配置するとともに、長期未着手の都市計画道路については見直しを図ります。

主要幹線道路を結び環状機能を有する(都)3・4・3号安倍三柳線(市道安倍三柳線)、(都)3・5・17号葭津和田町線(県道米子環状線)の整備促進及び(都)3・4・32号両三柳中央線(県道東福原樋口線)や(都)3・4・10号皆生温泉環状線(市道上福原東福原線)の整備を図ります。

また、一般県道東福原樋口線から日吉津村を経由して一般国道9号を結ぶ幹線道路の配置を検討します。

③ その他道路

JR米子駅は本都市圏の表玄関にふさわしい交通結節点としての機能を高め、駅利用者の

利便性の向上と駅周辺のにぎわいの創出を図るため、駅南北地区を結ぶ(都)8・7・1号米子駅南北自由通路の整備を図ります。

日野川河口から夢みなとタワーまでの自転車道の整備を図ります。

(2) 交通拠点

① 駅前広場

JR米子駅の交通結節点としての機能を高め、駅利用者の利便性の向上と駅周辺のにぎわいの創出を図るため、米子駅南北自由通路の整備に併せ、米子駅前広場の再整備とともに駅南地区に駅南広場の整備を図ります。

② バスターミナル

JR米子駅前広場のバスターミナルの機能を維持するとともに、整備を図る駅南広場へのバスバースの設置など、公共交通のネットワーク形成の充実を図ります。



バスターミナル

③ 駐車場・駐輪場

既存施設の米子駅前地下駐車場・駐輪場や米子市万能町駐車場に加え、駅南広場の整備に合わせた施設整備を図ります。

米子駅前地下駐車場は、老朽化した機械を撤去して、平面化するなど、機能回復・向上を図ります。

(3) 公共交通

中心市街地と郊外の一体的なまちづくりを推進するために、既存の公共交通機関を活用したまちづくりの推進と利便性・効率性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目指します。

① 生活路線

市内の主要施設を循環するコミュニティバスは路線や運行形態の見直しを検討し、利便性の向上と利用の促進を図るとともに、市民生活に必要なバス路線の確保に努めます。また、鉄道路線の結節点であるJR米子駅及びその他の主要駅の利便性の向上について検討します。

② 広域路線

中国横断新幹線（伯備新幹線）、山陰新幹線及び在来線の高速化の実現に向け関係機関に働きかけます。

さらに、米子鬼太郎空港の国内路線及び国際定期便の充実に努めます。

(4) バリアフリーに配慮した施設づくり

中心市街地の重点的なバリアフリー化を促進し、高齢者や障がいのある方が安全で円滑に利用できるように配慮した歩道などの整備を図ります。

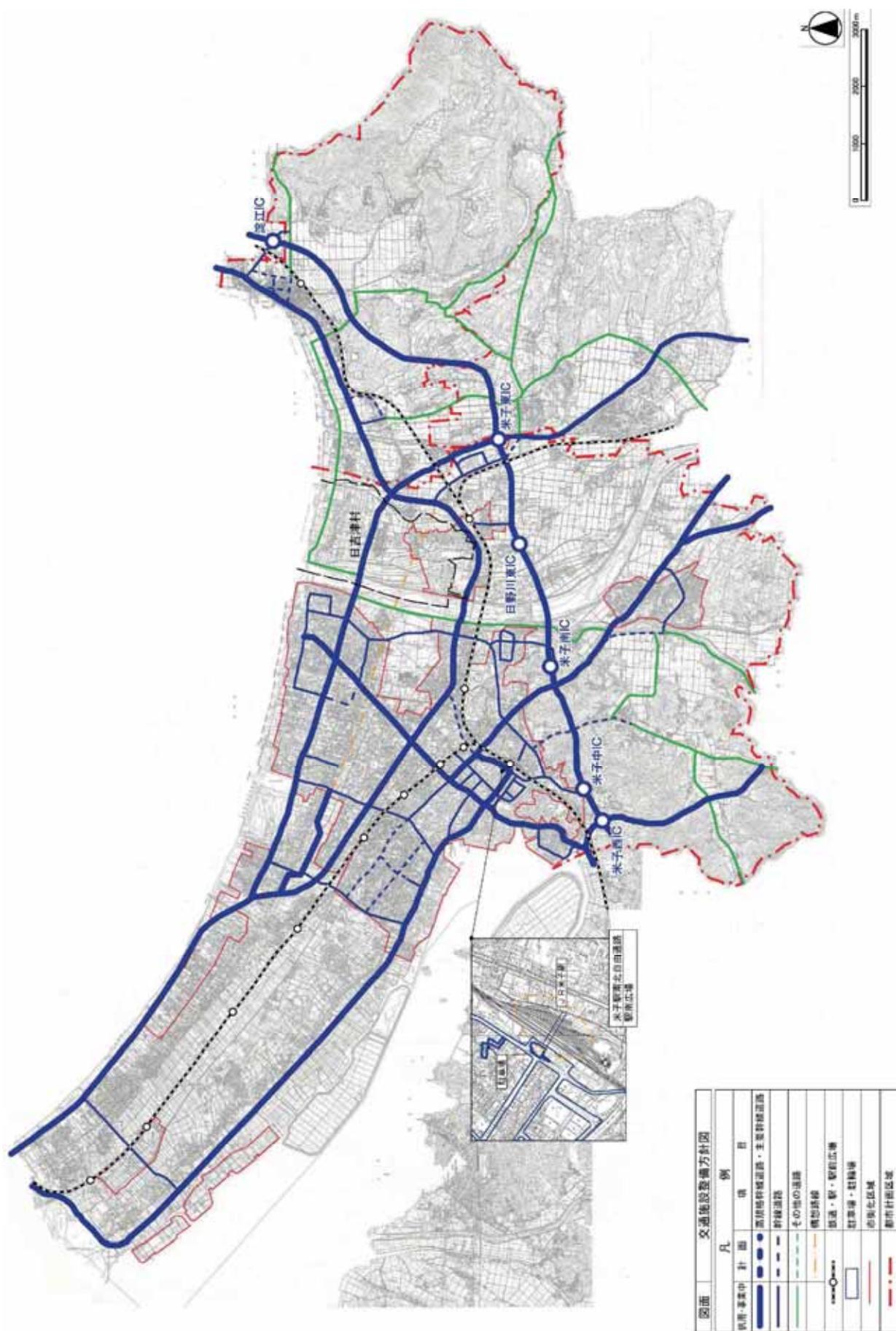


図4-2 交通施設整備方針図

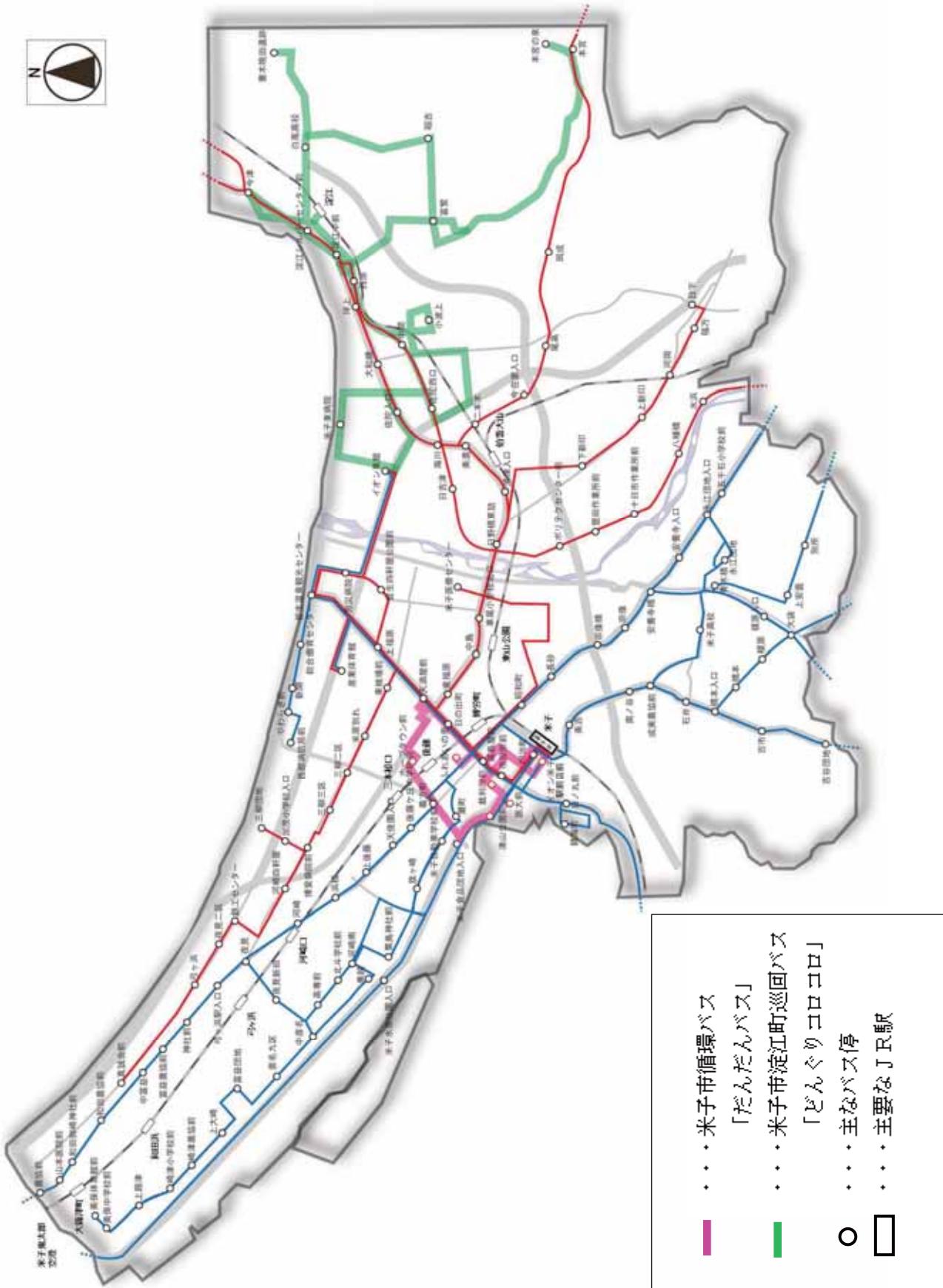


図 4-3 米子市の公共交通網

3 水と緑のネットワークの形成

3-1 基本的な考え方

公園・緑地は、人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、市民のレクリエーション空間の提供、都市の安全性及び防災性の確保など様々な役割を担っています。

また、本市の公園面積は、市民1人当たり 10.78 m^2 と全国平均の 10.3 m^2 を上回っています。なお、既存公園の老朽化による適正な維持管理も課題であることから、公園施設長寿命化計画を基に、公園施設の計画的な改築、更新などを行い、子供から高齢者まで全ての公園利用者が、安心・安全に利用できる環境の確保を図ると共に、まちづくりの観点からも既存公園・緑地の利活用等について検討します。

3-2 整備方針

(1) 住区基幹公園

街区公園は、子供から高齢者まで市民が気軽に利用できるよう、歩いて行ける身近な公園として適正な維持管理に努めます。

近隣公園は、地域住民の幅広いニーズに対応するため、現在ある皆生海浜公園、皆生新田中央公園、錦海公園、大和公園を位置づけ、安心・安全な公園として維持・更新していきます。

(2) 都市基幹公園

都市基幹公園は、既に整備が進められている湊山公園、弓ヶ浜公園を総合公園として位置づけるとともに、東山公園及び淀江運動公園を運動公園として位置づけます。

湊山公園の一部については、米子城跡が国の史跡に指定されており、史跡公園として活用・整備を図ります。

なお、これらは災害時における指定緊急避難場所として位置づけています。



湊山公園

(3) その他の公園・緑地等

緑地は、日野川緑地、日野川堰緑地、中町広場、加茂川緑地などを位置づけ、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーション機能を有する緑地として適正な維持管理を図ります。

日野川、法勝寺川、旧加茂川、加茂川などの河川沿いには、遊歩道などの整備により周遊できる散策ネットワークを形成し、自然環境とふれあえる緑地として位置づけます。

福市公園は歴史公園として歴史に触れ、伯耆古代の丘公園及びむきばんだ史跡公園は歴史や文化的な公園として地域のレクリエーション機能を有する公園として位置づけ、適正な維持管理に努めます。

墓園である南公園は、適正な維持管理や利用者などへの配慮を図ります。

表 4-2 主な公園の位置及び規模

公園名称	公園種別	規模(ha)	位 置	備 考
湊山公園	総合公園	28.5	米子市西町～久米町	
弓ヶ浜公園	総合公園	124.1	米子市大篠津町～両三柳	
淀江運動公園	運動公園	8.2	米子市淀江町	
東山公園	運動公園	54.4	米子市車尾	
福市公園	歴史公園	4.4	米子市福市	
日野川緑地	都市緑地	44.4	米子市上福原～車尾	
日野川堰緑地	都市緑地	11.2	米子市吉豊千～福市	
南公園	墓園	13.9	米子市石井	
米子水鳥公園	特殊公園	28.7	米子市彦名新田	
皆生海浜公園	近隣公園	1.7	米子市皆生温泉4丁目	
皆生新田中央公園	近隣公園	1.0	米子市皆生新田	
錦海公園	近隣公園	1.5	米子市錦海町	
大和公園	近隣公園	1.08	米子市淀江町中間	
伯耆古代の丘公園	—	3.7	米子市淀江町	
むきばんだ史跡公園	—	152.0	米子市淀江町	面積は大山村を含む。

(4) 公共空間の緑化

緑の拠点となる公園・緑地の適正な維持管理に努め、公共施設や街路の緑化を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

(5) 水辺空間の緑化

緑と水のネットワークの充実を図るため、河川の水質浄化を図り、必要に応じて、川沿いの緑化の推進に努めます。

特に、中心市街地地域においては、旧加茂川の水質を浄化するなど緑と水の空間機能の充実を図ります。

また、湊山公園周辺の水辺空間の一層の有効活用を図ります。

(6) 民間空間の緑化

緑豊かなまちづくりを進めるために、市民緑化に対する啓発、活動支援を行うとともに、米子市景観条例及び緑地協定制度などを活用して、緑化の推進を図ります。

(7) バリアフリーに配慮した施設づくり

公園・緑地は、地域住民が世代や障がいを超えて、安全で円滑に利用できるように配慮した環境の確保に努めます。



米子水鳥公園



伯耆古代の丘公園



湊山公園



一般国道431号（街路樹による緑化）



東山運動公園



錦海町中央線（街路樹による緑化）

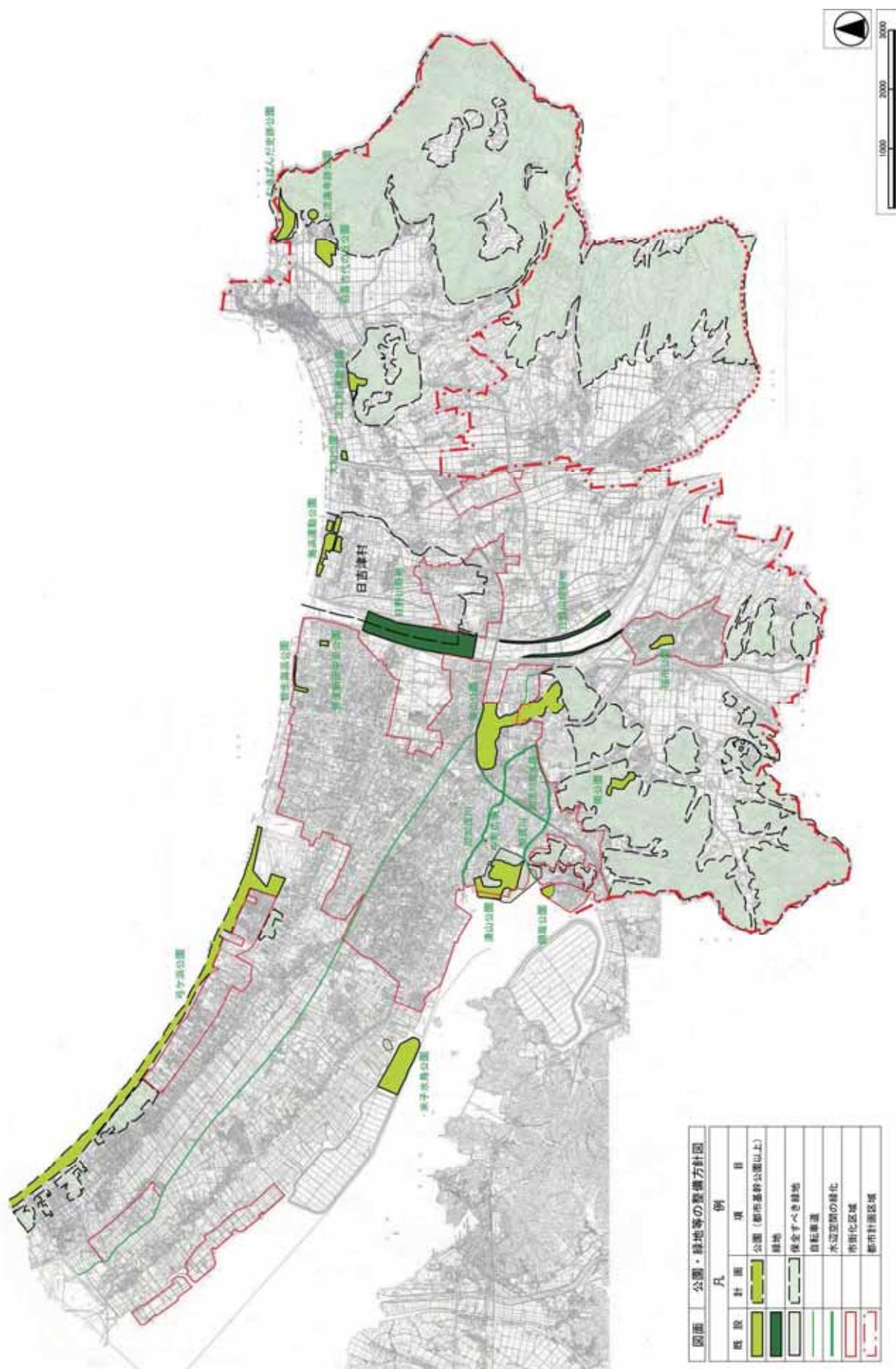


図4-4 公園・緑地等の整備方針図

4 快適な河川・下水道整備

4-1 基本的な考え方

日野川をはじめとして多くの河川を有する米子市は、水の恩恵を受けながら発展してきました。治水と利水を図ることはもとより、貴重な自然の保全と活用を図るため、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら整備を進め、必要に応じて緑化や親水性の充実を図ります。

下水道は、市民の生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、河川などの水質保全を図る上で重要な役割を果たしています。今後も計画的な公共下水道の整備促進、農業集落排水施設の適切な維持管理を図ります。



4-2 整備方針

内浜処理場

(1) 河川の整備

国管理の河川のうち、中海、日野川、法勝寺川、及び、県管理の河川うち、佐陀川、水貫川、小松谷川、加茂川、旧加茂川、宇田川などについては、良好な環境に資するよう配慮しつつ、管理主体に対して護岸・河川整備を働きかけます。

その他の普通河川及び生活排水路は、地域の環境を考慮した整備を推進します。

また、弓ヶ浜海岸の侵食対策について、管理主体である国へ整備を働きかけます。

(2) 下水道の整備

下水道は、市街地及びその周辺を対象として、公共下水道の整備を順次推進しており、市街地の優先的な進展を図るとともに、まとまりのある集落における環境衛生の向上と公共用水域の保全に努めます。

また、3箇所の公共下水道処理場（内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター）については、今後とも、施設の更新も含めた整備を進めていきます。

なお、生活排水対策全般については、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの手法を組み合わせることで、早期の整備推進に努めます。

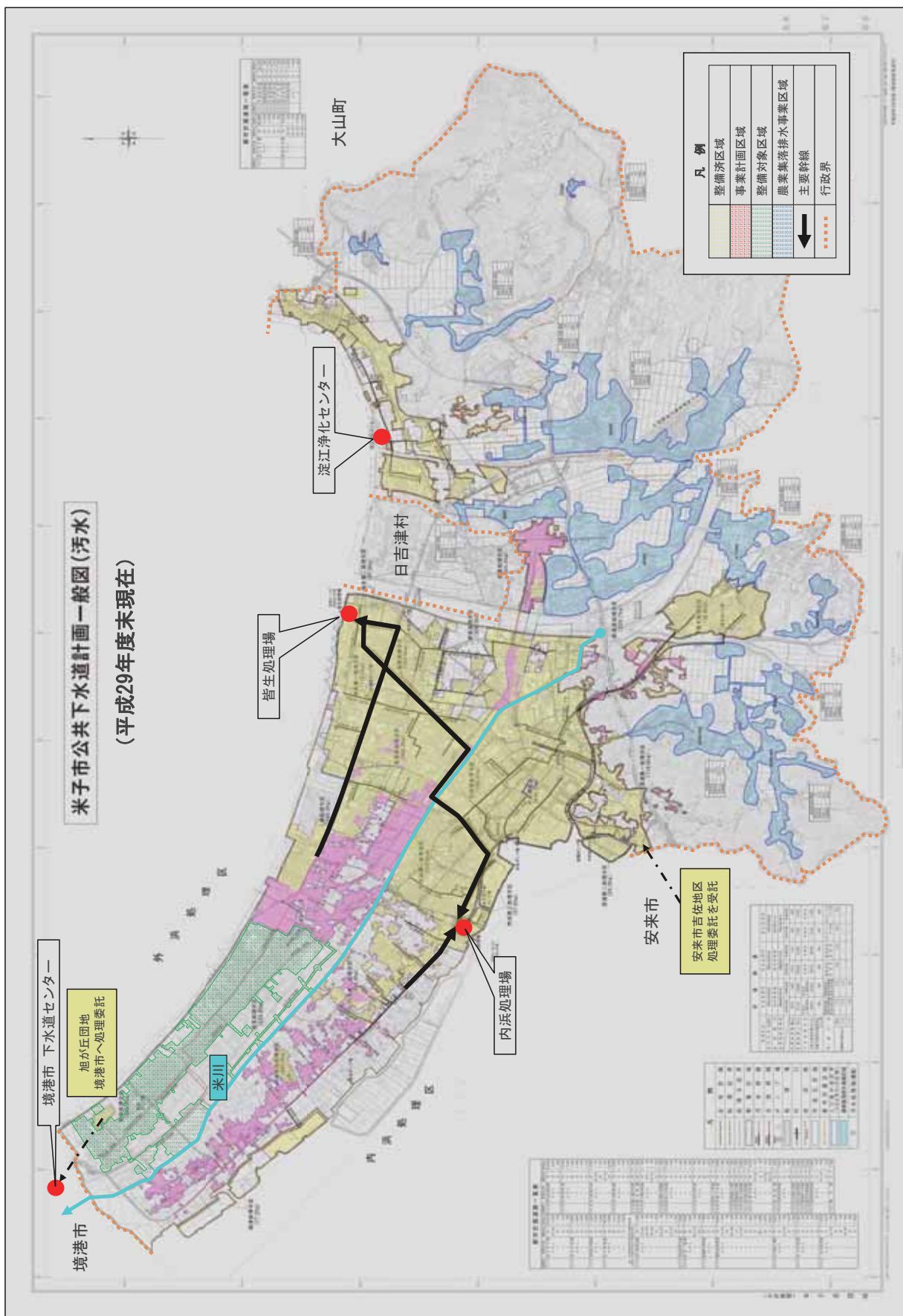


図4-5 下水道の整備方針図

5 個性が際立つ景観形成

5-1 基本的な考え方

米子市の優れた自然景観と歴史的景観は、豊かな風土と先人の努力により形づくられたものであり、そこで暮らす市民や来訪者に、安らぎやうるおいを与えてくれる貴重な共有財産となっています。

このような景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、まちなかに四季を感じさせるものを取り入れ、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを進めます。そのため、「米子市景観計画」（平成21年11月策定）に基づき、市民、事業者、市が、それぞれの役割を果たすことで、良好な景観の形成に努めていきます。

「米子市景観計画」では、米子市全体を景観計画区域とし、良好な景観の形成を図るために景観形成基準を定めています。

また、米子市の景観形成上特に重要な区域については、景観形成重点区域として、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」及び「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」を指定し、個別の景観形成の目標、基本方針及び景観形成基準を定め、それぞれの地域の特長を活かした景観形成を推進します。

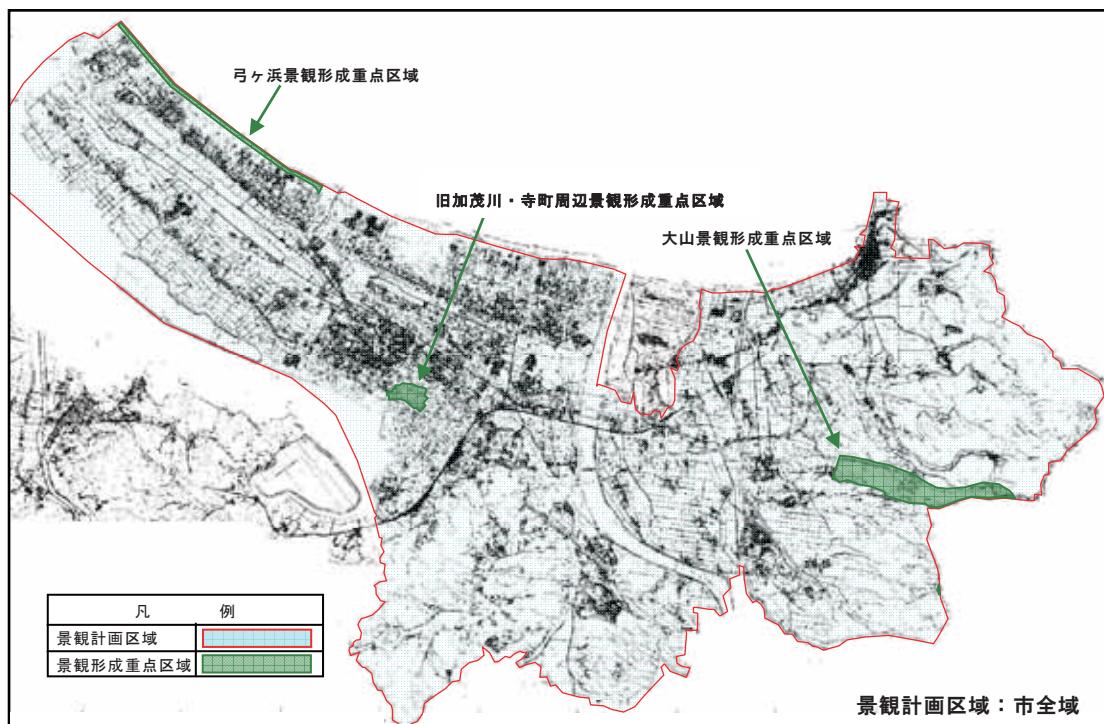


図4-6 米子市景観計画区域図（全体区域図） 出典：米子市景観計画

5－2 整備方針

(1) 水辺、田園、山並みなどの豊かな自然景観の保存

日本海、中海、日野川、加茂川などの水辺や湊山、壺瓶山、孝靈山、大山などの山や山並みはそれ自体が視対象や視点場であり、良好な景観資源であるとともに、市内の景観の借景としての重要な役割を果たしています。

これらの自然景観は、そこで暮らす市民や来訪者に安らぎやうるおいを与えてくれる貴重な資源であるため、適切に保存するとともに、これらに対し十分に配慮した景観形成を図ります。

(2) 歴史的な街並み又は建造物等の保全と活用

旧加茂川・寺町周辺をはじめとする街並みや米子城跡、妻木晩田遺跡などからの眺めは、本市の歴史や文化を感じることのできる資源です。

これらの歴史的景観は、まちに落ち着きや風格を感じさせるとともに、まちの特性を学び、まちづくりを考える上で、貴重な手がかりとなる資源です。これらを維持・保全し、さらに、風致地区については現状に見合う見直しを検討しながら、これらを活用できる景観形成を図ります。



旧加茂川

(3) 都市機能の中核施設が集積している地域の景観の形成

中心市街地及び皆生温泉地区は、商業・観光・業務地の拠点であり、日常生活や観光で多くの人々が利用し、活動する都市空間です。

これらの地域の生活環境を景観面から向上させることは重要であるため、適切な規制・誘導を行い、緑豊かな快適で魅力のある景観形成を図ります。

(4) 市民、事業者の景観に対する意識の醸成

良好な景観形成に関する規制・誘導などの施策を実施する上で、市民や事業者の理解や積極的な協力が必要です。情報開示、市民参画の制度を検討し、良好な景観形成を図ります。

6 活力生む産業基盤整備

6-1 基本的な考え方

米子市の商業は、交通の要衝という特徴を活かし発展してきました。しかし、近年は、幹線道路整備に伴う郊外への商業店舗の移転、隣接する市町村への大型商業施設の進出に加えて、インターネットショッピングの急激な市場拡大などにより、中心市街地における商業活動の活力低下が顕在化しています。

観光業は、皆生温泉を中心とした従来型の団体客による宿泊を伴う宴会中心の誘客が大きく減少しており、個人客や小グループ、女性、外国人観光客をターゲットとした新たな温泉地の魅力の創出に向けた基盤整備が必要となっています。

このため、中心市街地の商業・サービス機能の向上、皆生温泉地区の魅力の向上に向けた各種基盤の再整備が急務となっています。

また、JR米子駅周辺に集積する宿泊・飲食、商業施設と文化ホール、コンベンションセンターなど集客力のある施設の連携を促進させると同時に、利便性の向上と「まち歩き」に向けた魅力ある資源の発掘と活用を推進する必要があります。

工業は、これまで製造業を中心に発展してきましたが、製造業の生産縮小に伴う工場閉鎖などにより伸び悩みの状況にあります。今後は、地場産業の振興、企業誘致による工場跡地の活用と併せ、必要に応じて新たな工業用地の確保を検討します。

農業は、水田地帯での稲作や畑作地帯での特産品の白ネギなどの生産が盛んに行われていますが、農業従事者の減少や高齢化などから、新たな担い手の確保が急務となっています。

また、荒廃農地対策、農業基盤整備及び地域特産のブランド化の推進を図る必要があります。

森林・漁業についても、森林資源の保全や漁業資源の確保、後継者の育成が必要です。

今後の地域経済の発展を図るためにには、物流環境を良好にする米子自動車道の4車線化、山陰自動車道の付加車線設置、米子・境港間の高規格道路及び中海架橋の整備、今までにストックされた諸機能の活用や新たな産業用用地の確保・整備、大学などと連携した新たな産業の創出が望まれます。

このような状況から、次に示す整備方針に基づいて整備を推進します。

6-2 整備方針

(1) 工業用地の確保と整備

地域経済の活性化と雇用の確保を目的に企業誘致を推進するため、高速道路網の結節点に位置するという米子市の有利性を活かし、赤井手・今在家地区に工業用地を整備します。

今後も引き続き、市街化区域以外においても、企業ニーズの高いインターチェンジ周辺での新たな工業用地の確保と整備を検討します。

また、流通業務団地北側の既存工場が立地する地域については、高品質な製造技術の育成を図るとともに工業用地として位置づけます。

夜見・富益工業団地は、住宅開発が進んだため、工業系土地利用と住居系土地利用の適切な誘導を行い、既存の工場などが立地している地区の機能維持と充実を図ります。

和田浜工業団地は、企業立地の促進を図り、残地の有効活用を進めます。

旗ヶ崎工業団地は、引き続き工業用地としての機能維持と充実を図ります。

石州府工業団地は、企業立地の促進を図り、残地の有効活用を進めます。

崎津工業団地の太陽光発電施設は当面続く予定ですが、将来的に、それ以降の土地利用の方向性を検討します。



旗ヶ崎工業団地

(2) 流通業務機能の充実

米子流通業務団地は、米子自動車道と山陰自動車道の結節点に隣接した恵まれた立地条件にあります。この立地条件を活かし、21世紀の中国圏域の広域物流拠点として、引き続き機能の維持・充実を図ります。



米子流通業務団地

(3) 自然、歴史、伝統・文化などの地域資源を活用した観光の強化

皆生温泉を中心とした大山山麓から美保湾一体に及ぶ自然環境や米子城跡、淀江地区などの遺跡、史跡、文化財などの歴史的価値、彫刻ロード及び米子美術館などの文化的価値を有する観光資源の活用による周遊性の向上に向けた基盤整備を図ります。



彫刻ロード

(4) 皆生温泉の活性化

米子市の観光の拠点である皆生温泉地区については、選ばれる温泉地、温泉文化を愉しむ風情ある温泉地を目指すため、官民が連携して活性化に取り組みます。

また、海浜、泉質を利用した皆生温泉の魅力づくりの推進を図ります。



皆生温泉潮風の足湯

(5) 農業の振興

農地は、農業振興整備計画に基づき、農業振興地域農用地の指定により優良農地の保全を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消を図ります。

また、多様な担い手を確保し、安心・安全な食糧の供給や農家の経営安定、増進を図るため、農地中間管理事業などの推進による農地の集約・集積や農業経営基盤の強化促進を図ります。

(6) 中心市街地の活性化に資する基盤整備

米子市は、平成27年に「米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）」を策定しました。「人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地」を目指し、中心市街地の活性化を推進していく必要があります。特に鉄道で分断されている米子駅の南北地区を自由通路で連絡し、駅南広場を整備することなどにより、歩行者などの利便性の向上や駅周辺の活性化を図り、にぎわいの創出への取組を進めます。

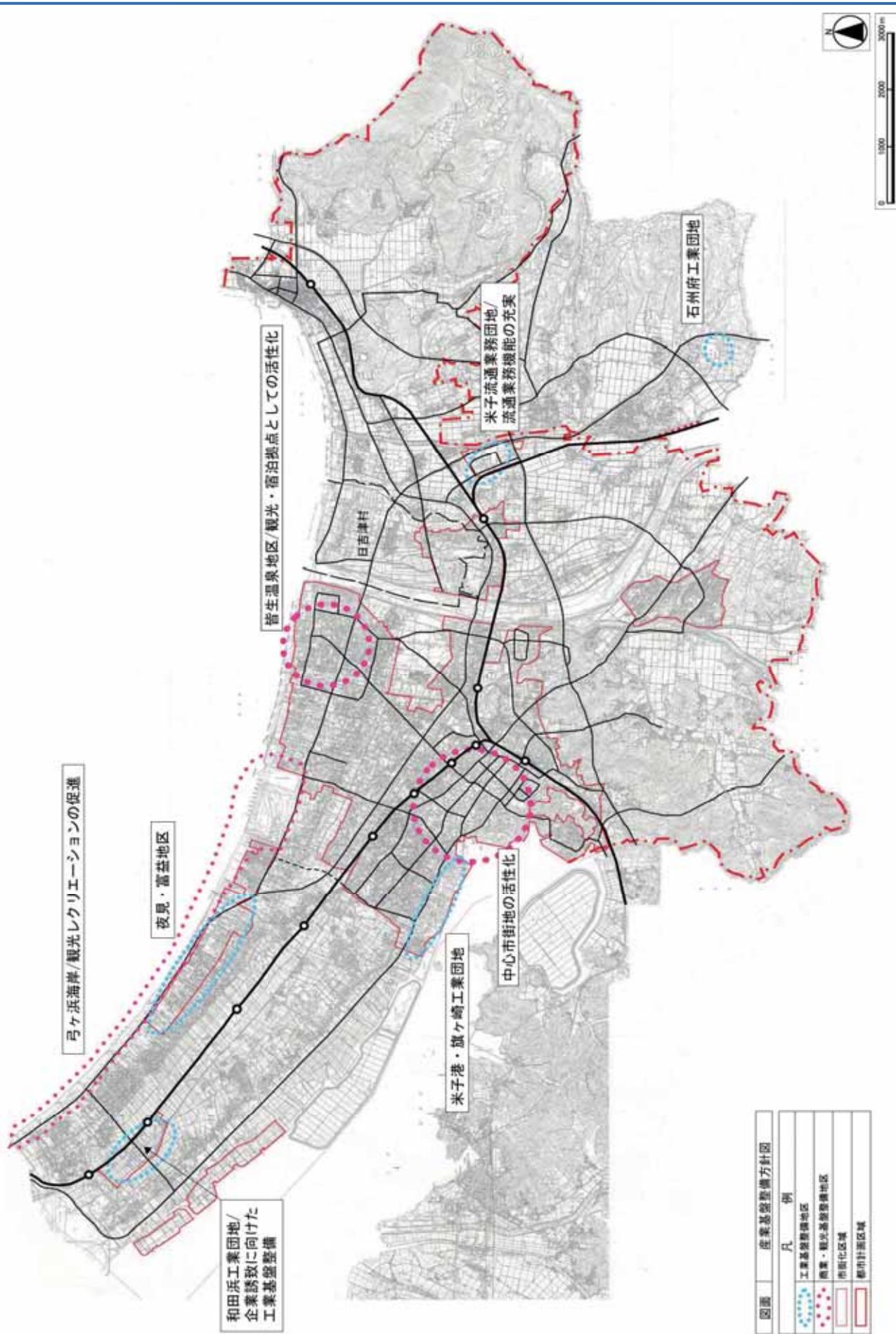


図4-14 産業基盤整備方針図

7 快適に暮らせる住環境の形成

7-1 基本的な考え方

米子市は、豊かな自然に恵まれ、適度な都市環境を有し、住みやすい条件を備えていますが、中心市街地は、核家族化、人口減少などにより人口の低密度化が進み、小売店の衰退や空き家・危険家屋の増加など住環境の変化が見られます。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活施設等にアクセスできる環境の形成などを念頭に置いて、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していくことが重要です。

そのためにも、住環境整備、地区計画の導入、民間開発の促進、公営住宅の供給など、快適に暮らせる住環境の形成を図ります。

7-2 整備方針

(1) 市街地の定住促進と住環境整備

狭小路地の拡幅などの住環境整備を図りながら、都市の利便性などを活かして、歩いて暮らせる市街地への移住・定住の促進に努めます。

また、危険家屋の解消や空き家対策を推進します。

(2) 計画的な住宅市街地形成の誘導

都市化の進行が見られる地区は、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画の導入などにより、地域の個性を活かした住宅市街地の形成を誘導します。

民間開発については、開発許可制度に基づき、住宅団地の整備水準の向上を図るとともに、建築協定などにより、良好な住環境の誘導を図ります。

(3) 計画的な住宅の供給

公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に向けた供給が求められているとともに、高齢者・障がい者などの住宅確保要配慮者のセーフティネットとして機能することが求められています。今後は、人口減少・少子高齢化の進展や地域の住宅事情などを勘案し、平成23年度に策定した「米子市営住宅長寿命化計画」の定期的な見直しを図りつつ、適正な管理戸数の確保を図りながら、市営住宅の計画的な供給に努めます。

8 災害・犯罪に強いまちづくり

8-1 基本的な考え方

災害に強い都市構造を形成するためには、大規模災害からの人命の安全を第一と考え、避難地・避難路などの防災施設の確保や建築物などの耐震化による安全性の向上など、有効な方策を優先的に実施する必要があります。

また、木造家屋の密集地や危険物貯蔵施設がある地区は、避難路や救援活動に必要な道路整備などの課題があります。

避難地については、地域防災計画において指定避難所、指定緊急避難場所が示されています。避難路については障害物からの安全確保を図るため、十分な幅員の道路を選定する必要があります。

また、市街地周辺の丘陵地は、地すべりや崖崩れの危険性、日野川やその支流において浸水危険地区があり、自然災害を未然に防ぐ対応策が必要となります。

一方、犯罪対策については、地域のコミュニティ形成を図るとともに、都市施設整備において、危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図ります。

米子市災害に強いまちづくり計画（平成15年3月）

■計画の目的 「災害に強いまちづくり計画」は地震から市民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

■基本方針『防災の視点が活きる市民主役のまちづくり』

①すべての都市整備に<防災>の視点を導入します。

防災対策としての都市整備事業だけでなく、道路・公園整備、住宅整備さらに区画整理事業や公共施設整備など、あらゆる都市整備事業において防災との関連を考え、防災性の向上に配慮します。

② 災害を抑止・軽減するために、市街地の整備を計画的に進めます。

災害に対する脆弱性を抱える市街地について、計画的に整備を行うことにより、災害時の被害発生を抑止、あるいは被害規模を軽減できるようにしていきます。

③ 災害から歴史と文化を守り次の世代に継承します。

米子に残る歴史的な街並みや自然と調和した街並みを活かし、これらが災害時に破損することなく後世に継承できるように、まちづくりを進めます。

④ 全市民の参画により、災害に強いまちづくりを進めます。

まちづくりの主役は市民であるとの認識に立ち、すべての市民の参画により災害に強いまちづくりの事業を進めます。

8－2 整備方針

(1) 火災危険地区の解消

消防活動の困難な地区、特に木造密集地区における火災危険地区の解消については、道路整備事業や面的整備などにより緊急活動などを支える道路などの整備と居住環境の向上を検討します。

大規模な危険物貯蔵施設については、工場災害の防止、公害の防止、緑化と火災延焼防止のための緩衝緑地の配置に努めます。

また、大規模地震時の市街地大火災の拡大を防止するため、延焼遮断帯となる都市施設など（道路、河川、公園、緑地）の整備・保全を促進します。

(2) 市街地における避難地・避難路の確保

米子市内に、避難地として指定避難所、指定緊急避難場所を複数設置し、地域から避難地へ通じる道路又は避難地を結ぶ道路のうち、幅員8m以上のものを避難路とします。

(3) 建築物、都市施設の安全性の向上

「米子市耐震改修促進計画」（平成20年12月）に基づき、震災時における救援活動の拠点となる防災上重要な施設として、災害対策本部、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設及び不特定多数の人が利用する施設について耐震化を図ります。

電気、ガス、電話、上下水道などのライフライン施設については、関係機関に働きかけ、施設の耐震化を図ります。

(4) 自然災害の安全性の向上

表面浸食防止、表面流出防止、土砂流出防止など、災害防止機能を維持向上するため、森林の保全及び林内環境の改善に配慮した整備に努めます。

また、地すべり、土砂崩壊などの危険性が高い地域、市街地内に存在する溢水、冠水などによる災害の発生のおそれのある地域は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防工事の活用及び河川改修などの整備を促進し、土砂災害特別警戒区域の指定を検討します。

(5) 地域防災力の強化

啓発活動の推進や防災訓練の実施などを通じて、住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域としての防災力の向上を図ります。そのために、各種ハザードマップなどを

活用し、各地域の実情に応じた防災訓練の実施、自主防災組織の結成促進、育成などを進めます。

(6) 防犯まちづくりの推進

犯罪被害の防止や犯罪を減少させるための防犯まちづくりとして、犯罪の少ない地域社会の形成を目指した啓発活動の推進、さらには、まちづくりを通したコミュニティの醸成を図ります。

「道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」(平成12年2月) や「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」(平成13年3月) に従い、都市施設や公営住宅の整備を図ります。

(7) 災害復旧の迅速化

自然災害が起り、土地の形状が変わってしまった場合でも、座標値により土地の境界をすみやかに復元して、効率的な復旧作業を可能とするため、地籍調査の推進を図ります。



防災訓練

9 地球環境にやさしいまちづくり

9-1 基本的な考え方

米子市は、美保湾と中海に面する平地部とこれに接続する丘陵地、山地から構成されており、海岸沿いの砂丘地とクロマツの樹林帯、日本海・中海の海岸、日野川の河川敷、緑豊かな大山山麓などの優れた自然環境を有しています。これら貴重な資産は、市民、事業者、市の協働により、将来の市民に継承する必要があります。

また、既存の保安林、河川区域、開発不適地などは、自然災害を防止する緑地として保全を図ります。

9-2 整備方針

(1) 環境保全系統緑地の確保

自然生態系の緑や都市の緑地の骨格の形成を図るため、米子城跡を含む湊山公園周辺の丘陵地、中海沿岸及び日野川から美保湾に連なる水辺地、淀江から弓ヶ浜半島にのびる海岸線一体の樹林地を緑の骨格として位置づけ保全します。

また、史跡と一体となった福市公園周辺、妻木晩田遺跡などや、加茂川、旧加茂川などの河川沿いを市街地における緑地として位置づけ保全します。

(2) 防災系統緑地の確保

緑地の持つ防災機能に着目し、災害の防止、災害時における避難、都市公害の緩和などに対処しうる緑地系統を確保します。

自然災害を防止する緑地として、南部丘陵地、弓ヶ浜半島海浜部及び保安林の保全、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、溢水、冠水などによる災害の発生のおそれのある地域を整備します。

また、公園などの広場は、避難地として位置づけ、工業地と住宅地が隣接している地区で遮断することが望ましい場合については、緩衝地帯としての緑地の配置を検討します。

(3) 景観構成系統緑地の確保

緑地が景観に与える効用に着目し、景観の良い緑地の保全を図るとともに、個性ある都市空間の創造を図るための緑地を確保します。

自然的景観については、市街地からの眺望を考慮し、弓ヶ浜の平坦地とこれに接続する日野川及び南部地区の田園地帯、東南部の丘陵地の自然緑地の保全を図ります。

また、市街地内における景観については、重要な緑地と都市のランドマーク、シンボルマークとなるような緑地を配置し、道路や河川の整備計画などとの調整を図り、市街地の骨格となる道路や河川の緑化を図ります。

(4) 環境負荷に配慮したまちづくり

今日、地球温暖化、海洋汚染及びオゾン層の破壊の進行など、地球環境問題が顕在化しつつあります。米子市としては、地球温暖化防止を柱とした地球環境保全のための取組として米子市環境基本条例（平成17年3月）に基づき、地球にやさしいまちづくりを推進します。

そのため、公共、民間建物の建築に際しては、太陽光発電施設などの自然エネルギーや、低炭素化、省エネルギー化に配慮した建築物の促進を図り、また、公共交通機関の利用促進を図ります。



太陽光発電



アユ 遡上風景

10 まちづくりの推進体制

●都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、適切な進行管理を行い、都市計画に関する法律などの見直しや、社会経済情勢の動向及び地域の状況などを踏まえ、上位計画と整合を図りながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

●推進体制の充実

まちづくりの実現に向けては、都市計画に加え、商工業、農林漁業、生活・福祉、防犯・防災、環境などの関連施策と連携した一体的な取組が必要となります。本市の関係部署が横断的に連携し、また、国や県、近隣市町村及び民間事業者などと緊密に連携・協力し、推進体制の充実を図ります。

●都市計画提案制度などの活用

市民が主体となったまちづくりを推進するために、土地所有者やNPO法人などが、一定の面積以上の一団の土地について、土地所有者の同意を得て、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度※の活用を図ります。

※ 都市計画提案制度：都市計画法第21条の2に基づき、5,000m²以上の区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得て、線引き・用途地域・道路・公園などの都市計画の決定又は変更することを提案できる制度

●都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランに示された都市将来像を実現するための事業を推進していく上で、関係機関と連携・協力しながら、事業の熟度に応じた適切な時期に都市計画の決定・変更を行います。

●効率的・効果的な事業の推進

道路や公園、下水道などの都市施設整備には、多くの時間と費用が必要となります。市街化区域、用途地域や地区計画などを定め、都市的土地利用を進める地域では、道路などの都市基盤整備と併せて、良好な市街地環境の整備誘導を継続的に進めます。

また、既存施設の有効な利活用を図るとともに、事業の必要性や効果、地域の状況やニーズ、整備費用などを総合的に勘案した評価を行い、優先順位を定めるなど、効果的かつ効率的な推進を図ります。

一方、これまでに整備されてきた社会基盤施設を将来にわたり維持・更新するための投資の増大が想定されるため、可能な限り国、県の助成制度を活用しながら事業を推進します。

■第5章 地区別整備構想



■妻木晩田遺跡から弓ヶ浜を望む

1 地地区別整備構想の役割

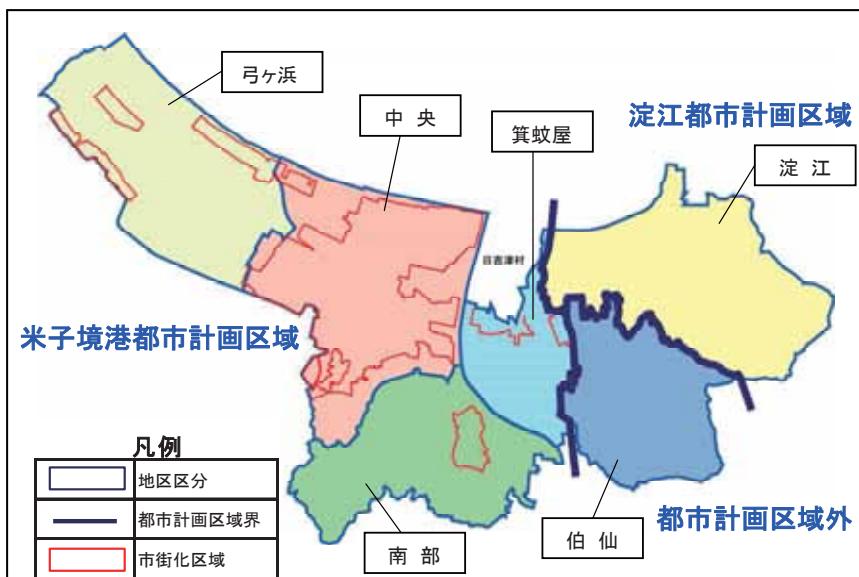
地区別整備構想では、全体構想における「第3章都市づくりの将来像」及び「第4章都市整備の方針」を基本に、地区の特性に応じて目指すべき将来像を示します。

2 地区区分

米子市は歴史的な沿革や地形、地理的条件、都市計画の区域などから旧米子市、旧淀江町、伯仙地区に大きく区分されます。更に旧米子市は都市化が進んだ中央地区、既存集落地と農地からなる平坦な弓ヶ浜地区、日野川右岸の工場地と既存集落地及び農地からなる平坦な箕蚊屋地区、既存集落地と大規模住宅団地、農地及び丘陵地などからなる南部地区に区分することができます。



地区別整備構想においては、都市計画の区域と土地利用の連続性、地域コミュニティの単位である小学校区を踏まえて6つの地区区分を行っています。



地区区分を行った地区的特徴と小学校区を次に示します。

地区区分	地区の特徴	小学校区
中央	<p>本市の行政、文化、商業・業務など中枢機能を担っています。中心市街地、皆生温泉、幹線道路沿道に商業施設が集積し、その周辺は住宅地が広がり、都市的土地利用が進んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 89,536 人(60%) 面積 3,158ha(24%)* ・全域が米子境港都市計画区域 ・市街化区域 人口 83,852 人(94%) 面積 1,885ha(60%) ・市街化調整区域 人口 5,684 人(6%) 面積 1,273ha(40%) 	啓成、明道、就将、義方、住吉、車尾、加茂、福生東、福生西、福米東、福米西
弓ヶ浜	<p>既存集落地が外浜街道と内浜街道に沿って連続し、中央部及び中海沿岸は農地が広がっています。工業団地と住宅団地が島状に分散しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 26,161 人(17%) 面積 2,302ha(17%)* ・全域が米子境港都市計画区域 ・市街化区域 人口 9,758 人(37%) 面積 308ha(13%) ・市街化調整区域 人口 16,403 人(63%) 面積 1,994ha(87%) 	河崎、彦名、弓ヶ浜、崎津、大篠津、和田
箕 蚁 屋	<p>国道9号沿道に工業施設と商業施設が集積し、JR伯耆大山駅周辺は住宅地が広がり、JR山陰本線南側は既存集落地と農地が広がっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 5,414 人(4%) 面積 981ha(7%) ・全域が米子境港都市計画区域 ・市街化区域 人口 2,275 人(42%) 面積 120ha(12%) ・市街化調整区域 人口 3,139 人(58%) 面積 861ha(88%) 	箕蚊屋
南 部	<p>福市、永江、青木地区に大規模住宅団地が形成され、その他は、既存集落地、農地、丘陵が広がっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 11,847 人(8%) 面積 1,970ha(15%) ・全域が米子境港都市計画区域 ・市街化区域 人口 5,684 人(48%) 面積 128ha(6%) ・市街化調整区域 人口 6,163 人(52%) 面積 1,842ha(94%) 	五千石、尚徳、成実
淀 江	<p>JR淀江駅周辺と淀江支所及び国道9号沿道に市街化が進んでいます。その他は既存集落地と農地が広がり、大山山麓と壺瓶山の豊かな山林があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 9,533 人(6%) 面積 2,581ha(20%) ・全域(淀江町佐陀の一部を除く)が淀江都市計画区域 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分がありません。 	淀江
伯 仙	<p>河岡、尾高地区で住宅団地が形成され、その他は既存集落地と農地が広がり、大山山麓の豊かな山林があります。 県産業技術センターが立地し、石州府地区には工場が立地しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 6,822 人(5%) 面積 1,663ha(13%) ・全域が都市計画区域外 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分がありません。 	伯仙

* 人口は都市計画基礎調査、平成27年国勢調査から地区人口を集計しています。

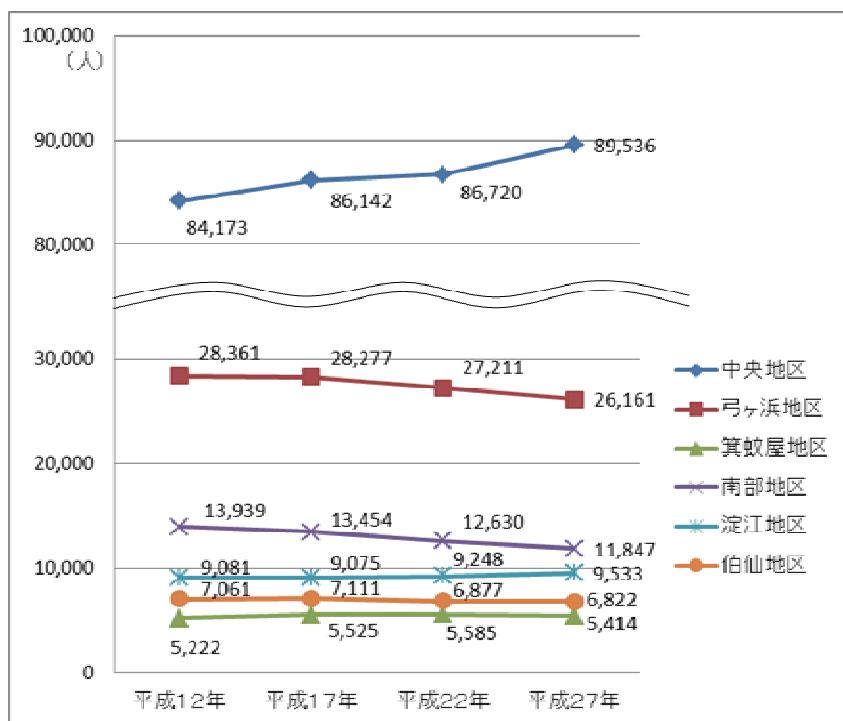
%は市全体に対する割合です。

米子境港都市計画区域では、弓ヶ浜地区の水部 567ha(4%)が市街化調整区域に指定されています。

米子境港都市計画区域の面積は 8,983ha、市街化区域面積 2,452ha、市街化調整区域面積 6,531ha です。

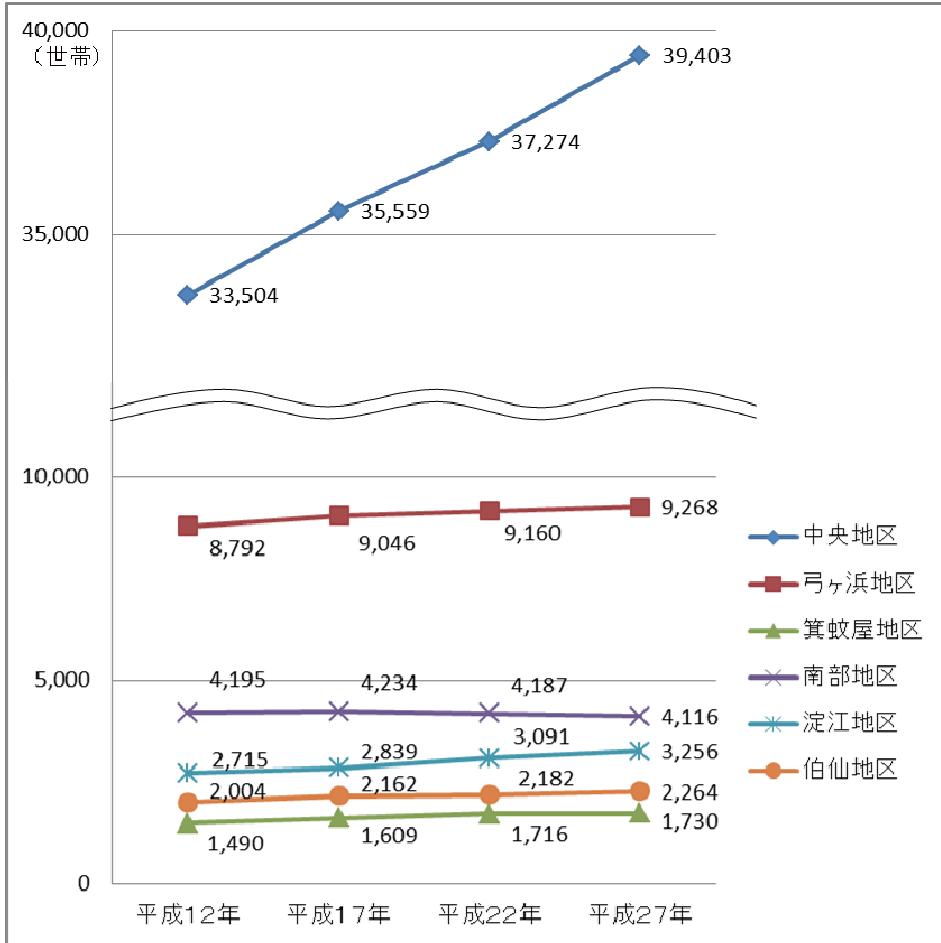
淀江都市計画区域の面積は 2,581ha です。

地区別人口の推移



出典：都市計画基礎調査

地区別世帯数の推移



出典：都市計画基礎調査

地区別年齢階層別人口の推移

中央地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	12,891	12,455	12,610
15～64歳	55,311	52,148	53,238
65歳以上	17,797	19,261	21,871
不詳	143	2,856	1,817



弓ヶ浜地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	4,183	3,651	3,215
15～64歳	17,834	16,267	14,683
65歳以上	6,245	7,101	8,155
不詳	15	192	108



箕面屋地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	821	830	771
15～64歳	3,358	3,284	3,017
65歳以上	1,346	1,430	1,601
不詳	0	41	25



南部地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	1,875	1,551	1,327
15～64歳	8,442	7,380	6,273
65歳以上	3,131	3,594	4,180
不詳	6	105	67



淀江地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	1,143	1,207	1,302
15～64歳	5,583	5,420	5,150
65歳以上	2,334	2,546	3,028
不詳	15	75	53



伯仙地区

	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	1,154	984	938
15～64歳	4,669	4,411	4,112
65歳以上	1,286	1,447	1,734
不詳	2	35	38



出典：国勢調査・都市計画基礎調査

3 地区別整備構想

3-1 中央地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当該地区的課題を整理します。



【土地利用】

- 中心市街地は、商業・業務・行政の拠点
施設が立地していますが、自動車交通の発達に伴い郊外での大規模商業施設の立地などが進み、中心市街地の機能が低下しています。中心市街地の機能や魅力を高め、土地の高度利用を図ることによって、コンパクトな都市構造を維持することが必要です。
- 米子駅の南北一体化による交通結節点の機能強化と駅南北地区が連携した適切な土地利用の誘導が必要です。
- 木造住宅が密集する地区は防災性を向上させる必要があります。
- 皆生温泉地区は観光レクリエーション拠点としての機能充実と魅力向上を目指したまちづくりが必要です。
- 旗ヶ崎、上後藤地区は、都市計画道路が未整備で木造住宅が密集しています。幅員の狭い生活道路が地区内の骨格道路の役割を担い、公園緑地なども不足しています。
- 安倍地区は(都)3. 4. 3号安倍三柳線の整備に伴い商業施設などの立地がみられるとともに、利便性の向上から宅地化が進んでおり、今後も適切な土地利用の誘導が必要です。
- 両三柳地区は一般国道431号、一般県道両三柳後藤停車場線、一般県道両三柳西福原線沿道に商業施設などの立地がみられるとともに、利便性の向上から宅地化が進んでおり、適切な土地利用の誘導が必要です。
- 新開地区、西福原地区、東福原地区は一般国道431号の後背地として適切な土地利用の誘導が必要です。
- 上福原地区は既存集落地や農地が主体ですが、住宅団地などの立地があり、適切な土地利用の誘導が必要です。

【道路・交通】

- 都市計画道路の未整備区間は計画的、効率的な整備が必要です。また、渋滞、防災も考慮し社会状況などの変化を踏まえ、実施路線の見直しが必要です。
- 米子港は資材輸送が主となり、隣接する旗ヶ崎工業団地へ供給搬出など輸送手段としての利用が少なくなっています。中心市街地に立地する港湾として有効活用が必要です。

- ・医療機関・商業施設などへの移動利便性を高めるために、使いやすい公共交通環境の整備が必要です。

【公園と緑】

- ・市民に身近な公園を維持し、河川沿いの緑道などでつなぐ水と緑のネットワーク化が必要です。

【景観】

- ・旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域を中心に旧加茂川の川沿いと寺町通りの歴史的景観を保全、継承、活用することが必要です。
- ・城山から愛宕山、南部地区にかけての丘陵地は景観の観点から保全が必要です。

【安全・安心】

- ・誰でも、安心して歩道利用できる交通安全対策が必要です。
- ・自然災害に対する安全性の向上が必要です。



(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

「商都よなご」のにぎわいと、安全安心で、利便性の高い都市生活空間を創出するまちづくりを目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

中心市街地には公的施設や文化施設などが立地し、商業・業務施設の集積する都市中心拠点としての機能向上、及び、都市型住宅が調和した居住性の高い都市環境の形成を図り、中心市街地の活性化とまちなか居住の推進を目指します。中心市街地には旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域や湊山公園、米子城跡などの歴史的・文化的な資産や旧加茂川、加茂川、米子港などの貴重な親水空間があります。これら資源を活かしたうるおいのある、いきいきとしたまちづくりを進めます。また、JR米子駅の南北一体化による交通結節点の機能強化に伴い、駅南地区の発展を目指します。

皆生温泉地区は、米子市の観光レクリエーション拠点としての機能充実と魅力向上を目指します。

中心市街地から放射状に広がる市街地は、都市計画道路などの適切な整備を進め交通ネットワークの形成を図り、幹線道路、地区骨格道路（準幹線道路）、生活道路は計画的な整備を進め道路交通の安全性、利便性の向上を目指します。また、公共交通体系のあり方について検討し、中心市街地への交通の利便性の向上を目指します。

市街化区域内の木造密集住宅地については、災害に対する安全性の向上と不燃化を検討する必要があります。

市街化区域内の面的整備が完了した地区については、宅地利用の促進を図り、緑化

などを進めうるおいのある街並みの形成を目指します。

市街化調整区域の既存集落地は「農住共生地区」として、低密度なゆとりのある土地利用を図ります。市街化区域に隣接した地区では、農業施策と調整を図り、宅地需要などに応じて地区計画の導入などによる土地利用の誘導を検討します。

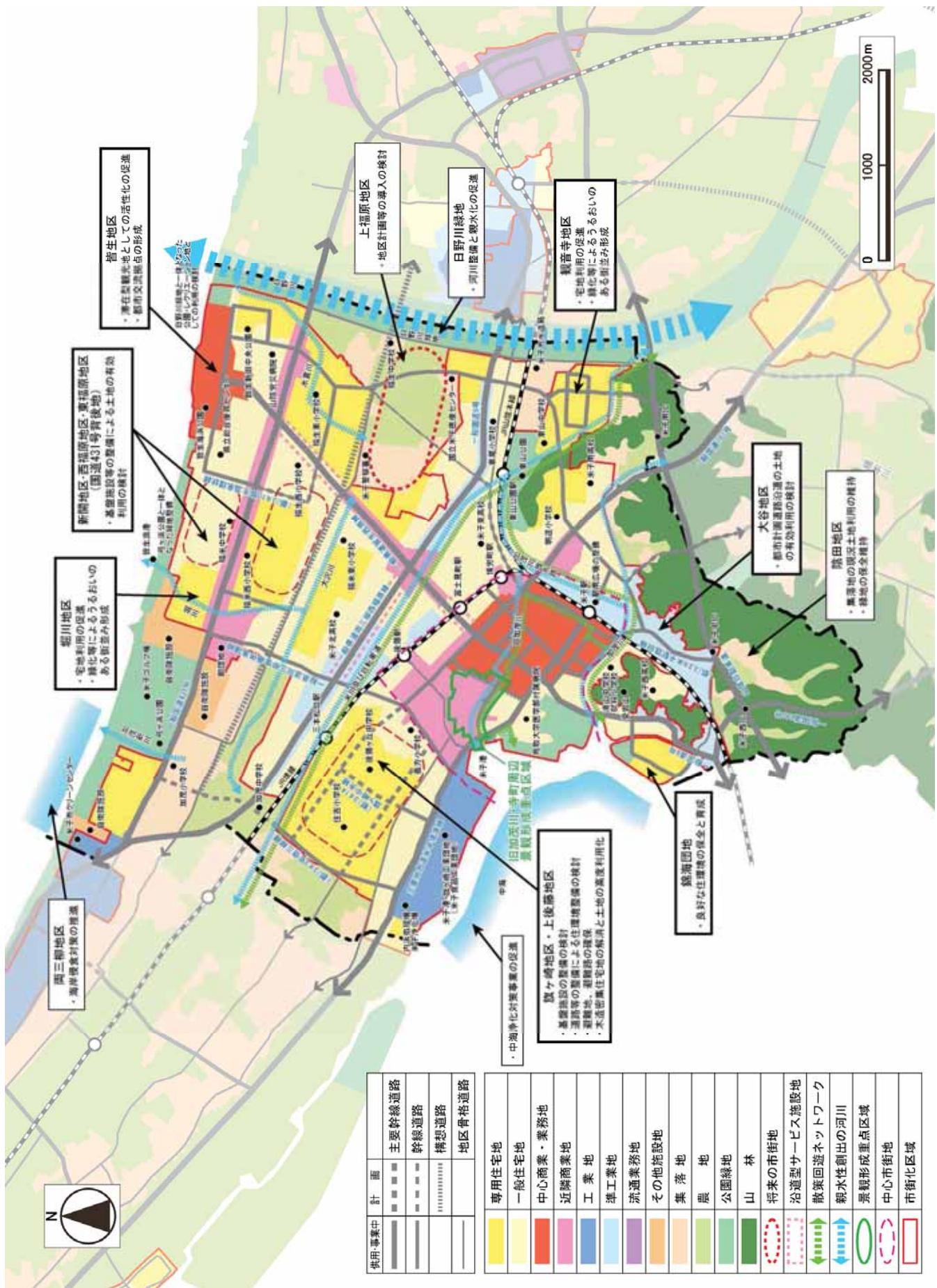
③まちづくりの方針



都市整備の方針	まちづくりの方針
<p>■調和のとれた土地利用の実現</p>	<p>中心市街地（市街化区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）」を推進し、中心市街地と郊外の一体的な発展をめざして、公共交通の利便性向上、環境整備を図ります。 ・駅前から明治町、加茂町、角盤町に至る地区は、米子市の「商業・業務・行政拠点」であり、土地の高度利用などにより都市機能の強化充実を図ります。 ・「商業・業務・行政拠点」に隣接する博労町、富士見町、錦町は、商業・業務と住居の複合地として高密度な都市型住宅への転換を検討する必要があります。 ・駅東地区は、面的整備事業により都市計画道路などの基盤整備を図り、都市災害に強いまちづくりを検討する必要があります。 ・木造密集市街地の解消に向け、都市型住宅などの転換へ働きかけます。 ・JR米子駅南北の一体化による交通結節点の機能強化に努めます。 ・駅南地区及び利便性の高い主要駅周辺は、土地利用の転換を検討し、交通結節機能、都市機能などの集積を行い、利便性の向上を推進します。 ・米子城跡の整備と魅力発信、史跡公園整備を推進します。 <p>市街化区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上後藤地区、旗ヶ崎地区は、基盤施設の整備による住環境整備、避難地、避難路の確保を検討し、木造密集住宅地の解消と土地の高度利用化を検討する必要があります。 ・堀川地区及び観音寺地区は宅地利用の促進と、緑化などによるうるおいのある街並み形成を図ります。 ・新開地区、西福原地区、東福原地区の一般国道431号の後背地は、道路など基盤施設の整備による土地の有効利用を検討します。 ・安全で魅力的な温泉地づくりに努めます。 ・大谷、目久美地区は、JR米子駅周辺、(都)3・3・9号米子駅陰田線及び(都)3・4・20号車尾大谷町線沿道の土地の有効利用を検討します。 <p>市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとまりのある農地の保全を図ります。 ・弓ヶ浜海岸一帯は、自然環境を保全し、レクリエーション地として有効利用を検討します。 ・既存集落地は「農住共生地区」として営農条件と調和のとれた良好なゆとりのある土地利用を確保し、「開発許可条例」などに基づき土地の有効利用を図るとともに、地区の特性に応じた土地利用を検討します。 ・上福原地区は、農業施策との調整を図りつつ、既成市街地に連携する市街地として位置づけ、必要に応じて地区計画の導入などについて検討します。 ・城山から愛宕山、陰田町から長砂町に至る丘陵地の緑地を保全します。 ・市街地に近い逆線引き区域の土地利用を必要に応じて検討します。

都市整備の方針	まちづくりの方針
■ 広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークの形成の充実を図るため、国に山陰自動車道の付加車線の設置及び米子自動車道4車線化の整備促進を働きかけます。 ・(都)3・4・3号安倍三柳線 (都)3・4・10号皆生温泉環状線の未整備区間の整備を進め、交通ネットワークの形成を図ります。 ・長期的に未整備な都市計画道路については、計画の見直しを検討します。 ・中心市街地の街路はバリアフリー化を進め、交通弱者が安心できる歩道の整備を推進します。 ・JR米子駅は米子市の表玄関にふさわしい交通結節点としての機能を高めるため、既存の駅前広場とともに、駅南北を結ぶ(都)8・7・1号米子駅南北自由通路の整備を図り、駅南地区に駅南広場の整備を推進します。 ・JR米子駅前広場のバスターミナルの機能を維持し、駅南広場にバスバース、タクシー乗り場の配置を検討し、公共交通のネットワーク形成を検討します。 ・慢性的な渋滞対策として、(都)3・4・32号両三柳中央線の整備を推進し、一般県道東福原樋口線から日吉津村を経由して一般国道9号を結ぶ幹線道路を構想路線として検討します。 ・公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。
■ 水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を適正に維持・更新します。 ・旧加茂川、加茂川、加茂川放水路の親水空間と彫刻ロードを活かし、主要な緑地や交流施設を結ぶ歩行者の散策回遊ネットワークとして形成を図ります。 ・日野川緑地は連続した緑地として保全します。 ・米川及び弓ヶ浜海岸は水辺空間を活かし、自転車道などにより散策回遊ネットワークの形成を図ります。 ・弓ヶ浜公園に連続する弓ヶ浜海岸の松林の保全を図ります。 ・東山公園（運動公園）、日野川緑地（都市緑地）の整備促進を検討します。 ・城山及び隣接する愛宕山などの緑地を保全します。
■ 快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理の中海は護岸整備の促進を、同じく国管理河川の日野川は、親水空間などの整備も含めて河川整備を管理主体に働きかけます。 ・県管理河川の旧加茂川、加茂川及び加茂川放水路は管理主体に対して河川整備を働きかけ、親水空間としての活用、自然環境や水質の保全に努めます。 ・公共下水道の整備を推進します。
■ 個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域や米子城跡は、歴史や文化を感じる古い街並みを活かした景観形成を図ります。 ・大山の眺望景観を確保するため、主要な視点場からの眺望景観の保全を検討します。 ・一般国道9号、一般県道両三柳西福原線、一般県道皆生西原線などの街路樹による緑のある道路景観を保全します。 ・皆生温泉は、滞在型保養地として大山の眺望と弓ヶ浜の白砂青松の魅力のある景観を保全します。 ・城山から愛宕山、加茂川、中海へと連続する自然景観を保全します。

都市整備の方針	まちづくりの方針
■活力あふれる中心市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地は、交通機能・商業機能・オフィス機能などの都市機能の向上を図るとともに、土地の高度利用に努めます。 ・中心部の個性的な商店街の活性化を図ります。 ・中心市街地を次世代に大切に引き継ぐために、「まち」に人が住み、人が訪れ、人が集えるまちづくりを図ります。 ・旧加茂川の景観を活かしたまちづくりを進めます。 ・都市生活環境へのバリアフリーの視点を重視します。 ・中心市街地へ公共交通で来られた場合の環境整備や二次交通手段の確保を検討します。 ・既存ストック（空き地、空き家、空きビルなど）の有効活用や既存社会資本の維持管理に努めます。
■活力生む産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・皆生地区は、滞在型の観光拠点として、健康的な温泉保養地を目指した活性化を検討します。 ・鳥取大学医学部を中心に産学官連携研究開発を進めると共に、西町周辺の土地利用を検討します。 ・米子港は港湾機能の強化を図るとともに、中心市街地に立地する利点を活かし、中海への玄関口としての機能、ウォーターフロントとしての活用を検討します。 ・皆生地区では、農業基盤整備事業への取組を進めます。 ・旗ヶ崎工業団地は、引き続き工業用地としての機能維持と充実を図ります。
■ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のまちなか居住を進め、都市居住の魅力の向上と木造密集地の防災性向上を図るため、優良建築物等整備事業などを視野に入れ、バリアフリー化により高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる住環境を目指します。 ・堀川地区、観音寺地区は基盤整備を整えた落ち着きのある良好な住環境の保全と育成を図ります。 ・錦海団地は良好な住環境の保全と育成を図ります。 ・市街化調整区域の既存集落地は「農住共生地区」としてゆとりのある居住環境を確保します。 ・医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。
■災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・狭小路地に木造住宅が密集している地区は、防火・準防火地域の指定を検討するとともに、狭い道路事業や建築基準法第42条第2項の指定による道路幅員の確保と建築物の不燃化を促し、都市災害に強いまちへの誘導を検討します。 ・地区の実状に応じて安全な避難地・避難路の確保に努めます。 ・愛宕山周辺の丘陵地は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、樹林を保全するとともに自然災害に対する安全性の向上を図るため、整備を検討します。
■地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公共、民間建物の建築に際しては省エネルギー化に配慮した建築物の促進を検討します。 ・弓ヶ浜のクロマツの海岸林は緑の骨格を形成しているため保全します。 ・愛宕山周辺の山林は防災系統緑地として保全に努めます。 ・陰田町から長砂町に至る丘陵地は緑の骨格を形成しているため保全に努めます。 ・ラムサール条約に登録された中海、野生動物（水鳥）の棲息地となっている日野川河口周辺は自然環境の保全に努めます。



3-2 弓ヶ浜地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当該地区の課題を整理します。

【土地利用】

- 当該地区の人口の大半は、市街化調整区域の既存集落地及び住宅団地に居住しています。市街化調整区域の既存集落地及び住宅団地の良好な居住環境の維持・向上が必要です。
- 夜見地区、富益地区の一般国道431号沿道は夜見・富益工業団地を中心に市街化区域として工業地域に指定されていますが、住宅などの立地が進んでおり、工業系土地利用と住居系土地利用の適切な誘導が求められます。
- 崎津地区では、近隣商業などの用途指定をしていますが、太陽光発電施設として利用されているため、土地利用の方向性を検討する必要があります。
- 大篠津・和田地区では、内陸部に和田浜工業団地がありますが、一般国道431号及び主要地方道米子境港線とのアクセスを向上させるため基盤施設整備の促進が求められます。



【道路・交通】

- 未整備の幹線道路の整備が必要です。
- 住宅地が分散しているため、公共交通機関の充実が求められています。
- 生活道路の拡幅が求められています。

【公園と緑】

- 公園や広場の充実が求められています。



弓ヶ浜

【河川・下水道】

- 生活排水対策の充実が求められています。

【産業基盤】

- 農業生産のための農地の保全が必要です。

【景観】

- 美しい街並みなどの居住環境の整備と景観づくりが求められています。

【居住環境】

- 買い物などの利便性の向上が求められています。

【安全・安心】

- 交通安全対策、自然災害に対する安全性の向上及び避難場所などの確保が求められています。



(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

水と緑にあふれる、農業・自然・都市が共生するまちづくりを目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

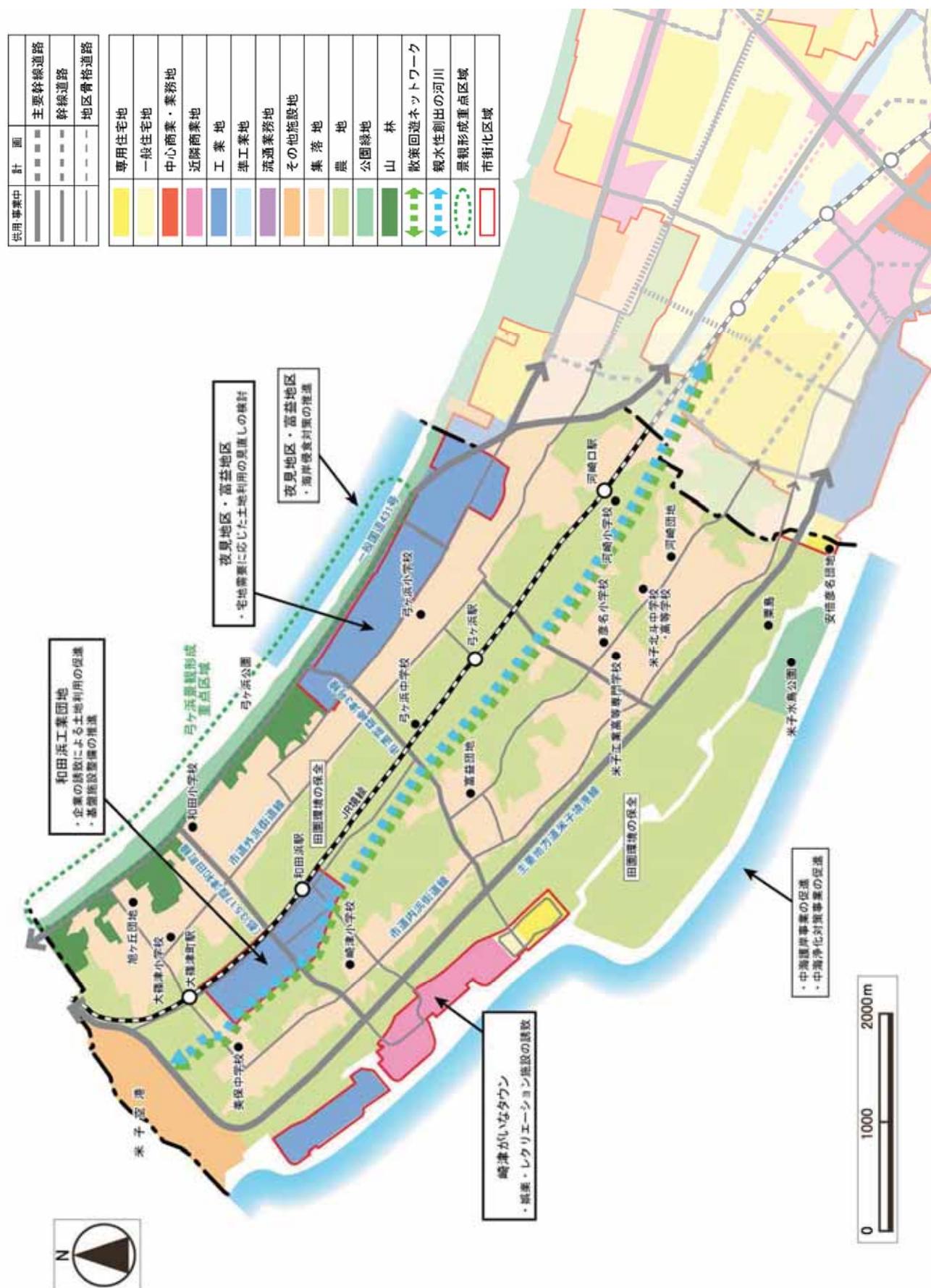
- 市街化区域は、用途地域指定に基づく土地利用の純化と効率化を図りますが、地区的状況に応じ用途地域の見直しなどを適宜検討するものとします。
- 市街化調整区域は、原則開発を抑制するものの、その中で特に宅地化が見込まれる地区は、住民の合意に基づくまちづくりの誘導を検討します。
- 広がりのある交通ネットワークを形成し、幹線道路などの安全性の向上を図ります。
- 弓ヶ浜地区を特徴づける自然海岸、樹林地などの自然景観、農業集落や大規模農地などの田園景観を育成しながら、自然環境を保全します。



③まちづくりの方針

都市整備の方針	まちづくりの方針
■調和のとれた土地利用の実現	市街化区域 <ul style="list-style-type: none">用途地域指定に基づく土地利用の促進をします。夜見地区・富益地区は工業系土地利用と住居系土地利用の適切な誘導を図るために用地需要に応じた土地利用の見直しを検討します。和田浜工業団地は、企業立地の促進を図り、残地の有効活用を進めます。崎津がいなタウンには、娯楽・レクリエーション施設の誘致を推進します。また、当面は太陽光発電施設としての土地利用が続きますが、将来的な土地利用の方向性を検討します。 市街化調整区域 <ul style="list-style-type: none">幹線道路沿道や既存集落地は、「開発許可条例」などに基づき土地の有効利用を図るとともに、日常生活に必要な店舗などの立地を図ります。農用地を中心とした農地は、良好な自然景観の維持や生産性の観点から保全を図ります。交通の利便性の高い地域（JR駅周辺、主要幹線道路周辺など）、地域の中心となり得る施設の周辺の土地利用について検討します。

都市整備の方針	まちづくりの方針
■ 広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路と連絡する幹線道路（（都）3・5・17号葭津和田町線）の整備を図ります。 地区骨格道路（県道及び主要市道）と生活道路の整備を検討します。 地域の拠点（JRの駅、病院など）を結ぶ公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。
■ 水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 子供からお年寄りまでの市民が気軽に利用することができる街区公園、緑地の維持・更新を行います。 小規模な緑地については、都市公園を補完する身近なレクリエーションの場として維持に努めます。 水辺とふれあう、市民のレクリエーション、憩いの場として弓ヶ浜海岸の利用を促進します。 地区中央を東西方向に流れる米川と弓ヶ浜海岸については、水辺空間を確保し、自転車道などによる水と緑のネットワークの形成を図ります。
■ 快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道計画区域内の下水道整備を推進します。 国管理の中海は護岸整備及び浄化対策の促進を管理主体に働きかけます。
■ 個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 弓ヶ浜と大山を結ぶ景観軸上にあり、大山の眺望を確保するとともに、主要幹線道路の街路樹などによる景観形成を図ります。 弓ヶ浜景観形成重点地区は、クロマツの林とうるおいのある海浜景観の保全を図ります。 夜見地区、富益地区の海岸の浸食対策などの事業を管理主体に働きかけます。
■ 活力生む産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 夜見・富益地区の工業団地は、住宅開発が進んだため、工業系土地利用と住居系土地利用の適切な誘導を行い、既存の工場などが立地している地区的機能維持と充実を図ります。 米子工業高等専門学校を中心とした产学研連携研究開発を進めます。 農用地を中心として農業生産のための農業環境を保全します。 富益地区において農業基盤整備モデル事業の実施に向け、地域における合意形成を進めます。 和田浜工業団地を含む工業専用地域は、企業誘致の促進を図り、残地の有効活用を進めるとともに周辺の土地利用を検討します。
■ ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 外浜・内浜街道沿いに形成してきた既存集落地は、「農住共生地区」として現状の土地利用を維持しながら営農条件と調和のとれた良好な居住環境の形成を図り、生活道路など、必要な生活関連施設の整備を検討します。 医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。 日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。
■ 災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波、原子力などの災害に対して地区の実状に応じて安全な避難地・避難路の確保に努めます。 防犯まちづくりに向けたコミュニティの醸成を図ります。 地震などの災害から、生命・財産を守るため、住宅、建築物の耐震化を支援します。
■ 地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 弓ヶ浜のクロマツの海岸林は緑の骨格をなし、この緑の保全に努めます。 ラムサール条約に登録された中海、野生動物（水鳥）の棲息地である米子水鳥公園、多様な植物群落を有する粟島などの環境保全を図ります。



まちづくりの方針図

3-3 箕蚊屋地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当該地区の課題を整理します。

【土地利用】

- ・工業拠点をなす吉岡・熊党地区は、工業系用途地域の指定をしていますが、一般住宅の立地もみられます。用途の混在を防ぎ、適切な土地利用の誘導を図ることが必要です。
- ・当該地区の人口の大半は、市街化調整区域の既存集落地に居住しています。市街化調整区域既存集落地の良好な居住環境の維持・向上が必要です。
- ・山陰自動車道南側に広がる田園環境の保全が必要です。



【道路・交通】

- ・バスなどの公共交通機関の充実が求められています。
- ・生活道路の拡幅が求められています。



伯耆大山駅

【公園と緑】

- ・公園や広場の充実が求められています。

【河川・下水道】

- ・生活排水対策の充実が求められています。

【産業基盤】

- ・米子流通業務団地の機能維持及び充実、新たな工業用地の確保、農業生産のための農地の保全が必要です。

【居住環境】

- ・買い物などの利便性の向上が求められています。

【安全・安心】

- ・交通安全対策、自然災害に対する安全性の向上及び避難場所などの確保が求められています。





(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

豊かな田園空間と都市空間が共生するまちづくりを目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

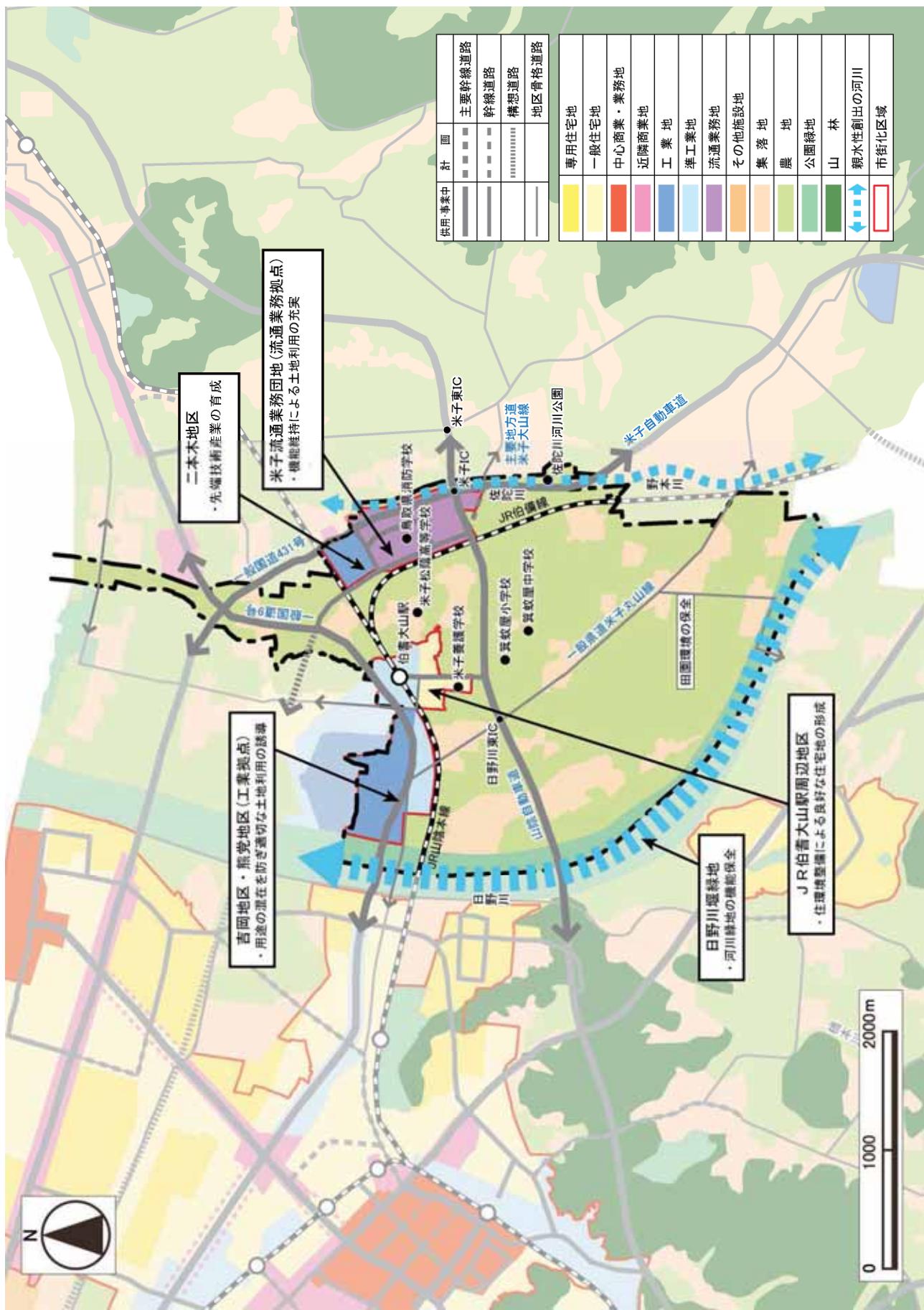
- 当地区では一般国道9号、山陰自動車道が横断し、米子IC、日野川東ICが立地する自動車交通の利便性が高い地区となっています。市街化区域内においては、用途地域指定により土地利用の誘導を図っていますが、用途の混在などがみられる地区は適切な土地利用の誘導を検討します。
- 「開発許可条例」により、一般国道9号と一般国道431号の交差点周辺は、市街化調整区域における開発許可基準の緩和の対象となっていますが、今後の状況を勘案しながら、必要に応じて更なる規制緩和について検討します。
- JR伯耆大山駅周辺の良好な住宅地の形成を図ります。
- 農地など自然的土地利用を保全し、豊かな田園空間の広がりがある風景を大切にしたまちづくりを推進します。



③まちづくりの方針

都市整備の方針	まちづくりの方針
■調和のとれた土地利用の実現	<p>市街化区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道9号沿道は、工業系及び沿道サービス施設用地としての利用を図ります。 吉岡・熊党地区は、米子市の工業拠点として用途の混在を防ぎ、必要に応じて適切な土地利用の誘導を検討します。 米子流通業務団地は米子市の流通業務拠点として、機能維持による土地利用の充実を図ります。 JR伯耆大山駅南側の住宅地は、住環境整備による良好な住宅地として落ち着きのある居住空間の形成を図ります。 <p>市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿道や既存集落地は、「開発許可条例」などに基づき土地の有効利用を図るとともに、地区の特性にふさわしいまちづくりへの誘導を検討します。 農用地を中心とした農地は、良好な自然景観の維持や生産性の観点から、保全を図ります。 インターチェンジ周辺において新たな工業用地の確保を検討します。
■広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 地区骨格道路の整備を検討します。 一般国道9号から西方向へ日吉津村を通じて一般県道東福原樋口線へ通じる構想道路を検討します。 公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。 JR伯耆大山駅の交通結節点としての機能を高め、公共交通のネットワーク形成を検討します。

都市整備の方針	まちづくりの方針
■水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 日野川及び佐陀川は地区を縁取る「水と緑のネットワーク」を形成していることから保全を図ります。 小規模な緑地については、公園を補完する身近なレクリエーションの場として維持に努めます。
■快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> 日野川は、貴重な自然の保全と活用を図るために、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら、堤防の質的改良と、更なる安全性の確保を管理主体に対して働きかけます。 公共下水道区域内の下水道の整備を推進します。
■個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 大山の眺望景観と田園景観の保全を図ります。
■活力生む産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地は機能維持による土地利用の充実を図ります。 農用地を中心とした田園環境を保全します。 赤井手の工業用地に企業誘致を図ります。
■ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> JR伯耆大山駅南側の住宅地は良好な居住環境の形成を図ります。 既存集落地は、「農住共生地区」として現状の土地利用を維持しながら、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の形成を図り、生活道路など、必要な生活関連施設の整備を検討します。 医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。 日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。
■災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備に当たっては歩行者の安全確保を図ります。 自然災害に強いまちづくりを進めます。 地区の実情に応じて安全な避難地・避難路の確保に努めます。 地震などの災害から、生命・財産を守るため、住宅、建築物の耐震化を支援します。
■地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 日野川及び佐陀川は河川緑地としての機能の保全を管理主体と検討します。



まちづくりの方針図

3-4 南部地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当該地区の課題を整理します。

【土地利用】

- ・大規模住宅団地の永江団地は、整然とした街並みが形成されていますが、周辺部にはミニ開発がみられ、低層住宅地として一体性のある良好な居住環境を整えることが望されます。
- ・当該地区の人口の半数は、市街化調整区域の既存集落地や小規模住宅団地に居住しています。市街化調整区域の既存集落地の良好な居住環境の維持及び向上が必要です。



【道路・交通】

- ・バスなどの公共交通機関の充実が求められています。
- ・生活道路の拡幅が求められています。

【公園と緑】

- ・公園や広場の充実が求められています。



【住居環境】

- ・買い物などの利便性の向上が求められています。

【安全・安心】

- ・交通安全対策、自然災害に対する安全性の向上及び避難場所などの確保が求められています。

成実小学校と大山



(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

水と緑に囲まれた豊かな田園環境と調和したゆとりのある住環境の創出を目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

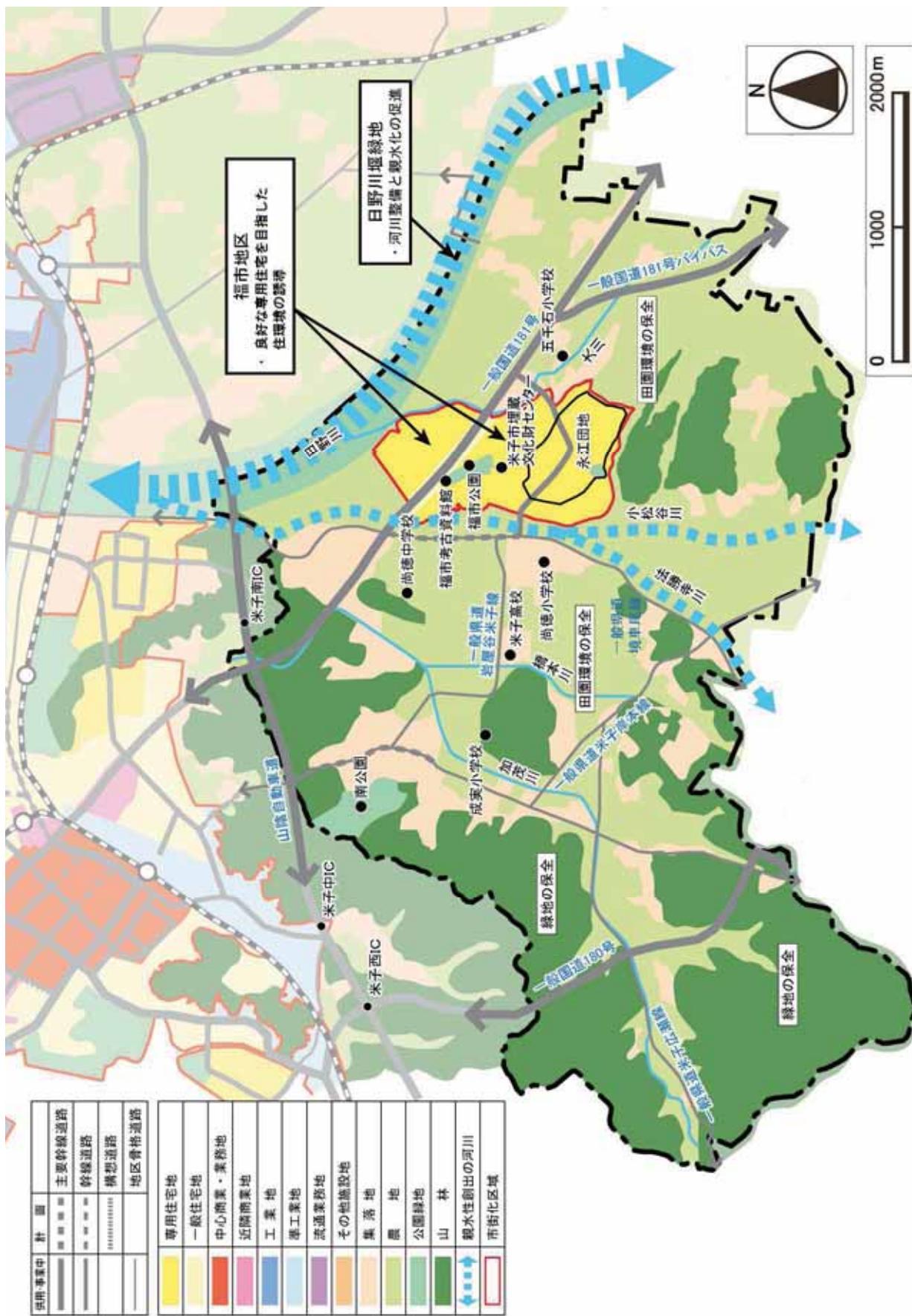
- ・市街化区域の良好な市街地環境の保全を図るとともに、永江団地周辺の良好な居住環境の向上を検討します。
- ・農地などの自然的土地利用を保全し、豊かな田園空間の広がりのある風景を大切にしたまちづくりを推進します。
- ・「開発許可条例」により、一般国道181号沿いの宗像周辺は、市街化調整区域にお

ける開発許可基準の緩和の対象になっていますが、今後の状況を勘案しながら、必要に応じて更なる規制緩和について検討します。

③まちづくりの方針



都市整備の方針	まちづくりの方針
■調和のとれた土地利用の実現	<p>市街化区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永江団地及び福市地区の良好な住環境の形成を維持します。 <p>市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存集落地は、「開発許可条例」などに基づき土地の有効利用を図るとともに、地区にふさわしいまちづくりへの誘導を検討します。 ・農用地を中心とした農地は、良好な自然景観の維持や生産性の観点から、保全を図ります。
■広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県道米子岸本線の整備を管理主体に働きかけます。 ・地区内の地区骨格道路と生活道路の整備を検討します。 ・公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。
■水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・子供からお年寄りまでの市民が気軽に利用することができる街区公園などの維持・更新をします。 ・日野川・法勝寺川は緑地を維持し、緑のネットワークの形成を図ります。
■快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> ・日野川、法勝寺川及び小松谷川は、貴重な自然の保全と活用を図るため、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら、親水性のある河川整備を管理主体に働きかけます。 ・加茂川・大川・橋本川は、河川整備を管理主体に働きかけます。 ・公共下水道計画区域内の下水道の整備を推進します。
■個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・田園と里山が調和した良好な田園景観を保全します。 ・計画的な開発が行われた住宅地は、緑化の推進などによる住宅地の街並み景観を育成します。
■ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・永江団地を中心とした市街地は、専用住宅地を主体とした用途地域で構成され、今後とも計画的な住宅の供給を図り、緑に囲まれた良好な住環境を維持します。 ・日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。 ・既存集落地は、「農住共生地区」として現状の土地利用を維持しながら、営農条件と調和のとれた良好な住環境の形成を図り、生活道路など必要な生活関連施設の整備を検討します。 ・医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。
■災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の山林を保全し、自然災害に強い安全なまちづくりを進めます。 ・地区の実状に応じて安全な避難地・避難路の確保に努めます。 ・地震などの災害から、生命・財産を守るため、住宅、建築物の耐震化を支援します。
■地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の山林など、地区のまとまった緑の保全を図ります。 ・日野川、法勝寺川、小松谷川は、河川緑地としての機能の保全を管理主体と検討します。



まちづくりの方針図

3-5 淀江地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当地区の課題を整理します。

【土地利用】

- 一般国道9号沿道には沿道サービス施設や住居などが立地していますが、用途地域指定が行われていないため、工場や店舗、住居、農地が混在しています。適切な土地利用を誘導するため、用途地域指定などの検討が必要です。



【道路・交通】

- JR淀江駅がありますが、駅から遠い住宅地が多く、バスなど公共交通機関の充実が求められています。
- 一般国道9号は地区北部の住居などが立地している地域の中心部を通るため、地区内交通と通過交通が集中しています。

【公園と緑】

- 身近な公園や広場の充実が求められています。
- 大山山麓の豊かな山林、湧水、佐陀川などの河川、美保湾に面した海岸など自然豊かな水辺が多くあります。これら豊かな自然を活かした、人々が緑にふれあい、水に親しめるような、水と緑のネットワークの形成が必要です。

【産業基盤】

- 農業生産のための農地の保全が必要です。

【居住環境】

- 淀江町今津・淀江地区では、生活道路の未整備や公園の不足、木造住宅の密集などにより住環境や防災機能が不足している地区があり、改善整備が必要です。
- 一般国道9号沿道では、商業、工業の事業所、住宅が混在している地区があります。

【安全・安心】

- 交通安全対策、自然災害に対する安全性の向上及び避難場所などの確保が求められています。





(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

歴史的資産と大山山麓の豊かな自然を活かしたまちづくりを目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

- ・人口配置、住宅需要の動向をみながら住宅供給の誘導と調整を検討します。
- ・用途地域指定など、都市計画制度による規制と誘導により、計画的な土地利用の誘導を検討します。
- ・大山山麓の豊かな自然と美保湾の美しい海岸を保全します。
- ・歴史と文化を活かした地域振興策を積極的に推進します。



③まちづくりの方針

都市整備の方針	まちづくりの方針
■調和のとれた土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none">・適切な土地利用を誘導するため、必要に応じて用途地域の指定を検討します。・木造建物が密集した淀江町今津・淀江地区は、防災性の向上を検討します。・農業集落地は現状の土地利用を維持しながら、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の形成を図り、生活道路などの必要な生活関連施設の整備を検討します。・農用地を中心としたまとまりのある農地は、良好な自然景観の維持や生産性の観点から、保全を図ります。
■広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバスの更なる利便性向上や、路線バスを中心とした生活交通の確保を図るとともに、公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。・都市計画道路の未整備区間の見直しを検討します。

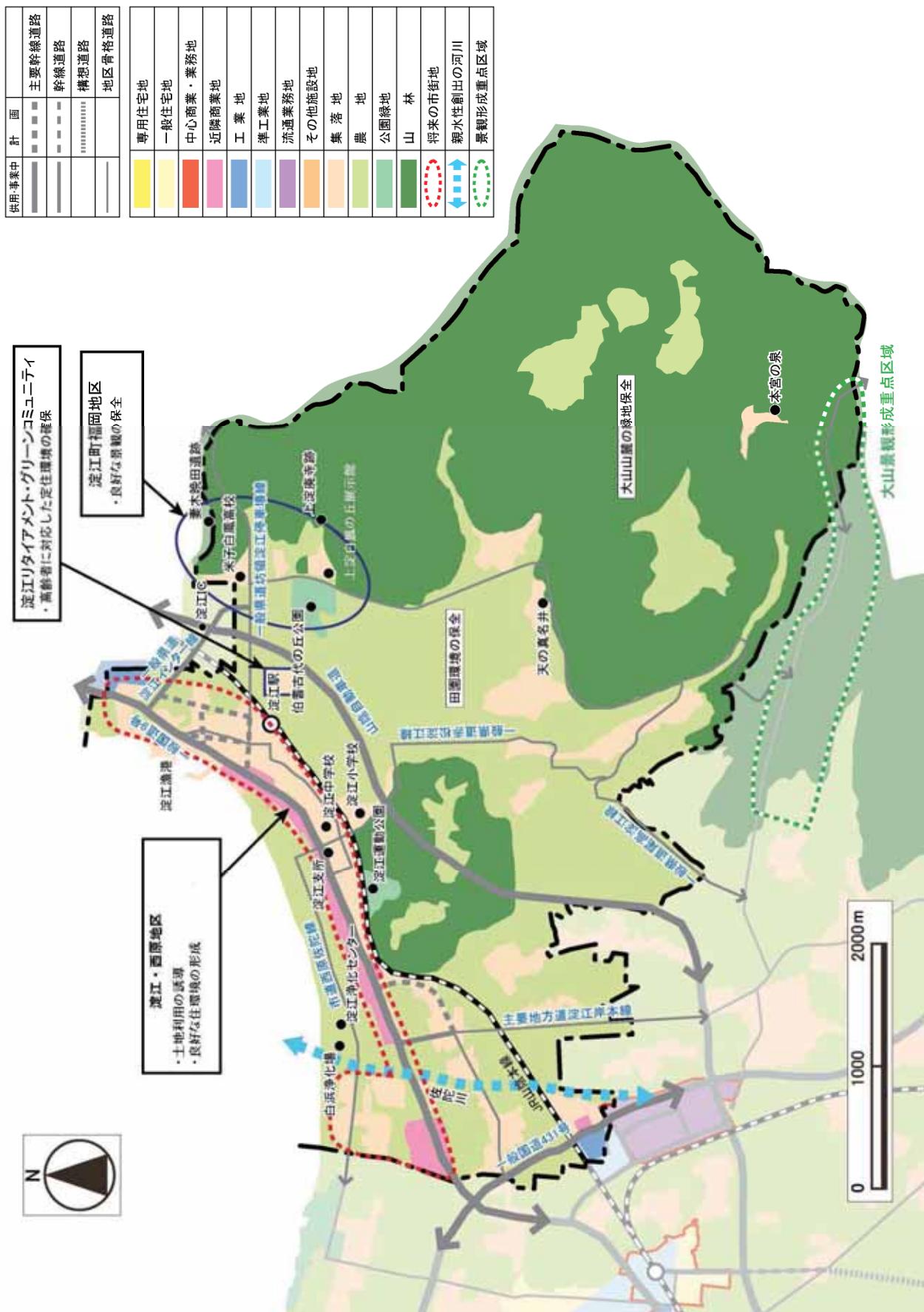


伯耆古代の丘公園



本宮の泉

都市整備の方針	まちづくりの方針
■水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園である大和公園を、適正に維持・更新します。 ・小規模な緑地については、公園を補完する身近なレクリエーションの場として維持に努めます。 ・史跡上淀廃寺跡の整備を推進するとともに、史跡妻木晩田遺跡の整備を管理主体に働きかけ、連携を進めます。 ・伯耆古代の丘公園や「天の真名井」「本宮の泉」などの大山山麓の湧水群を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。
■快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> ・塩川、宇田川などは、河川改修について管理主体に働きかけます。 ・下水道については、施設の適正な維持・管理に努めます。
■個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・淀江町福岡地区には伯耆古代の丘公園を始めとして、上淀廃寺跡、妻木晩田遺跡など国指定史跡があります。史跡と大山山麓の豊かな山林、田園風景は当地区の個性的な景観となっており、良好な景観の保全を図ります。 ・市街地の緑の背景をなす壺瓶山の緑地景観を保全します。
■活力生む産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・淀江I C周辺には、新たな拠点となる土地利用を検討します。 ・地域資源の連携による観光ルートの構築や情報発信など歴史文化を活かした地域づくりを推進します。 ・農用地を中心とした田園環境を保全します。
■ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋が密集した淀江町今津・淀江地区は、防災機能が不足しているため、狭あい道路事業などによりゆとりのある住環境の形成を図ります。 ・淀江町西原地区は当地区の中心部となりつつあることから、良好な住環境の形成を検討します。 ・淀江町西原・佐陀地区の宅地化が進んでいる地区は、周辺の環境との調和を図り、良好な住宅地の形成に向けて土地利用の誘導を検討します。 ・既存集落地は現状の土地利用を維持しながら、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の形成を確保します。 ・淀江町淀江地区の淀江リタイアメント・グリーンコミュニティは保健・福祉など、高齢者に対応した定住環境の確保を図りますが、状況に応じて地区計画の導入などについて検討します。 ・医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。
■災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・狭小路地に木造住宅が比較的密集している地区は、建築基準法第42条第2項の指定による道路幅員の確保と建築物の不燃化を促し、都市灾害に強いまちへの誘導を検討します。 ・地震・津波などの避難時の安全性の確保や円滑化を図るため、避難地及び避難路の確保に努めます。 ・地震などの災害から生命・財産を守るため、住宅、建築物の耐震化を支援します。
■地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大山山麓は自然生態系の緑の骨格として保全を図ります。 ・佐陀川は河川緑地としての機能の保全を管理主体と検討します。



まちづくりの方針図

3-6 伯仙地区

(1) 主要な地区の課題

地区の現況と市民アンケートから導き出される当地区的課題を整理します。

【土地利用】

- 都市計画区域外となっているため、都市計画法による土地利用の誘導などはありません。



【道路・交通】

- バス等の公共交通機関の充実が求められています。

【公園と緑】

- 公園や広場の充実が求められています。



【産業基盤】

- 工業団地への企業誘致による雇用の場の確保、農業生産のための農地の保全が必要です。

【居住環境】

- 公共施設の立地、買い物などの利便性の向上が求められています。

【安全・安心】

- 交通安全対策、自然災害に対する安全性の向上及び避難場所等の確保が求められています。



(2) 地区のまちづくりに向けた整備構想

①将来目標

農林業と都市的土地利用が共生し、大山山麓の豊かな緑を活かしたまちづくりを目指します。

②まちづくりの基本的な考え方

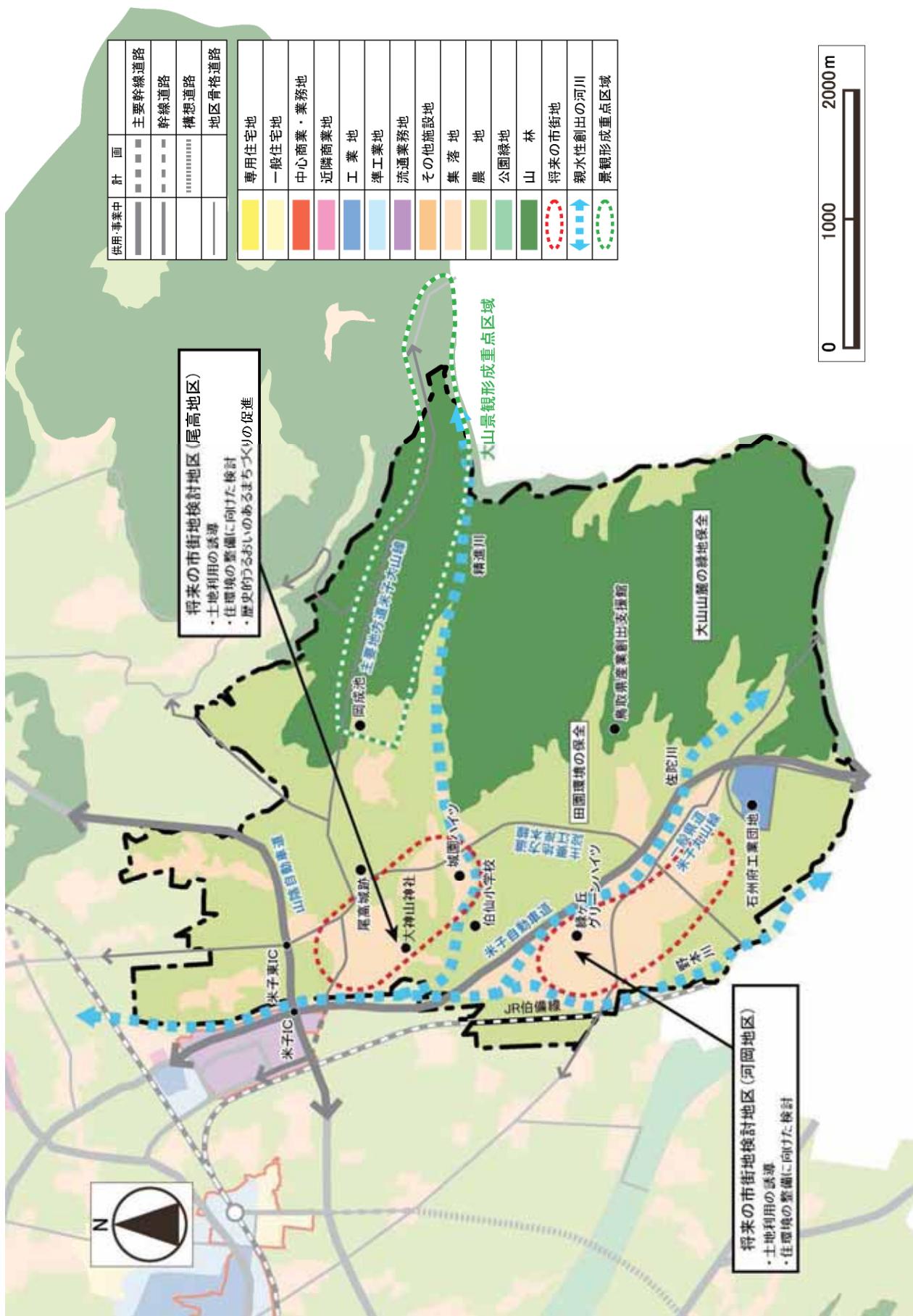
- 秩序ある開発を誘導し、大山に連なる豊かな自然環境や田園環境の保全のもとに調和のとれたまちづくりを目指します。





③まちづくりの方針

都市整備の方針	まちづくりの方針
■ 調和のとれた土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> 既存集落地は、現状の土地利用を維持します。 農用地を中心とした農地は、良好な自然景観の維持や生産性の観点から、保全を図ります。
■ 広がりのある交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の活用充実を関係機関とともに検討します。 主要地方道淀江岸本線の整備を管理主体に働きかけます。
■ 快適な河川・下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> 当地区内の佐陀川、精進川などは自然環境に配慮した整備を管理主体に働きかけます。 下水道については、施設の適正な維持・管理に努めます。
■ 個性が際立つ景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 大山景観形成重点区域は、豊かな自然とふれあい楽しむことができるような自然景観の保全と主要地方道米子大山線沿道の景観形成を図ります。 当地区は、田園地帯と農村集落、その背後に雄大な大山を望むことができる特徴的な景観を有しています。田園と大山が一体となった風景の保全を図ります。 城下町としての歴史的うるおいのあるまちづくりを促進します。
■ 活力生む産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 大山山麓の豊かな自然環境を享受し、大山山麓エリアの周遊滞在型・通年型の観光を進めるために、周辺町との連携を図ります。 鳥取県産業振興機構・鳥取県産業技術センターを中心とした産学官連携研究開発を進めます。 石州府工業団地は、企業立地の促進を図り、残地の有効活用を進めます。 農用地を中心とした農地の農業環境を保全します。 インターチェンジ周辺などの地域において新たな工業用地の確保を検討します。
■ ゆとりある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落地は集落環境整備として、生活道路などの整備を図ります。 医療・福祉・介護サービスの充実を図ります。 日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。
■ 災害・犯罪に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 木造家屋が密集した集落地は、狭い道路事業などにより道路幅員の確保に努めます。 地区の実状に応じて安全な避難地・避難路の確保に努めます。 地震などの災害から、生命・財産を守るために、住宅、建築物の耐震化を支援します。
■ 地球環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 大山山麓は、自然生態系の緑の骨格として保全を図ります。 佐陀川、精進川等は、河川緑地としての機能の保全を管理主体と検討します。



まちづくりの方針図

■ 資料集

■ 用語の解説

あ

アイデンティティ (identity)

自己同一性。本質、独自性。

主に、他と差別化を図るための独自性を指す。

アミューズメント (amusement)

娯楽のこと。

アミューズメント施設とは、元来「遊園地等」を指していたが、現在では市民のアメニティを基軸にすえた娯楽施設、レジャー施設を指す。

アメニティ (amenity)

一般には「快適性」のことで、都市におけるアメニティとは、景観など都市美を考える上で、単に快適性だけではなく、都市的な品格を備えたなごやかさや感じのよさというニュアンスで使用される。

インキュベーション (incubation)

設立して間もない企業に対して国や自治体が経営技術、資金、人材等を提供し育成すること。

NPO法人 (nonprofit Organization)

平成10年施行の「特定非営利活動促進法(NPO法)」により、法人格を認証された民間非営利団体のこと。法的には「特定非営利活動法人」という。

沿道サービス施設 (P 78)

交通量の多い幹線道路等の沿道に立地する施設で、大規模な駐車場を併設し、自動車による利便性が高い商業・工業施設。

商業施設としては様々な量販店や専門店、娯楽施設、工業施設としては、自動車修理工場やガソリンスタンドが代表的なもの。

応急対策活動施設 (P 57)

災害発生時等緊急時に、災害状況の情報収集や避難指示、救護活動等を統括する施設。

オープンスペース (open Space) と空地

公園・広場、河川、農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

都市計画法上の類語としての公共空地、建築基準法の総合設計制度における公開空地と同義。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。

か

開発許可 (P 36ほか)

都市計画区域における市街化の要因となる開発行為（区画形質を変える、切盛土などの造成を行う、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする）を規制・誘導することによって、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度のこと。

都市計画区域のうち、市街化区域における開発行為は、道路・公園等が一定の技術的水準に適合していれば許可される。市街化調整区域における開発行為は、一定の技術的基準に適合しており、かつ、日用品の店舗、農産物加工工場等、一定の要件に該当したものや、開発審査会の議を経たものの、条例に適合したものなど、特定なもののみ許可される。

開発許可条例 (P 36ほか)

「米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」のこと。市では、都市計画法第34条第11号に基づき、市街化調整区域に係る開発許可等について、範囲を定め審査基準の明確化および審査事務の迅速化を図った。

核家族化 (P 55)

核家族とは、夫婦と未婚の子供からなる家族で、未婚の子供が結婚を契機に親元から離れ、独立する傾向を核家族化という。

近年では出生率の低下の遠因ともされている。

河川の分類

河川法上の一級河川・二級河川及び準用河川と河川法が適用されない小河川の普通河川に分けられる。

- 一級河川：国土保全又は国民経済上重要な水系のうち国土交通大臣が指定した河川。
- 二級河川：一級河川以外の水系で、都道府県知事が指定した河川。
- 準用河川：一級水系や二級水系の末端部や一級水系・二級水系以外の単独水系において、河川法の一部を準用する河川として、市町村長が指定したもの。

緩衝緑地 (P 57)

公園の種類参照

汽水湖

海水が水質や湖水の運動に影響を及ぼすような湖のこと。

技術集約型産業

技術の複合化と多様化に対応し、従来異業種であった産業の技術を複合化、集約化してきた新しい産業や異業種企業の共同出資等による新企業。

北前船

江戸時代から明治時代にかけて、西廻航路に就航した廻船の上方での呼称のこと。

北前船は、大坂が北海道産品の集散市場として確立する江戸時代中期から隆盛に向かい、順風でなくても帆走可能な弁才船の大型化を図りつつ発達した。

急傾斜地崩壊危険区域（P71）

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定した区域。

指定基準は傾斜度30度以上、崖の高さ5m以上、人家5戸以上。

区域区分（P33）

都市計画の基本的な制度として、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分するいわゆる「線引き制度」がある。都市での人口や産業の集中が激しくなると、市街地周辺部などでは、本来市街化することが不適切な土地までもが乱開発などによって無秩序に市街化され、居住環境の悪化を招くだけでなく、都市農業にも悪影響を与えることとなる。このような事態を防ぎ都市機能の効率化をはかるとともに、都市農業との調和のとれた生活環境を築くため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する。

この区分を行わない都市計画区域を「非線引き」と呼び、「非線引き都市計画区域」ともいう。

区画道路

道路を分類して幹線道路、補助幹線道路、区画道路その他に分ける。そのうち、区画道路は沿道宅地のための交通、供給処理施設の収容、日照、通風等のための道路である。

計画フレーム

都市計画法に基づく「整備・開発又は保全の方針」における、概ね20年後の市街化区域の規模（住宅地、商業地、工業地、公共施設用地等の必要な面積を想定して定める）、都市計画区域の人口、世帯、就業者、産業の見通し（商品販売額、工業出荷額）の総称。

景観グランドデザイン

景観に関する構想で、個別の計画に先がけて大局的な視点によって計画されるもの。

景観法

景観を守るために法律のこと。

かつて日本では景観を守る体系的な法律ではなく、都市計画法、建築基準法などによる美観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区（歴史的町並保存地区）や、屋外広告物法、古都保存法などで断片的に保護していただけであった。地方公共団体では、景観保護条例を制定しているところもあったが、財産権を規制することは国法で定められていないことから、規制力のない行政指導にとどまってきた。

景観法は、これら法律の不備を補うために、平

成17年6月1日に全面施行された景観を守る体系的な法律である。

米子市は景観法に定める景観行政団体として景観計画及び景観条例を定めている。

結節点（P22ほか）

つなぎ合わされた部分。結び目。

のことから、バスターミナルのある駅のように、鉄道とバス交通とが相互に乗り換え可能な場所のことを交通結節点と呼ぶ。

建築協定（P55）

住宅地としての環境や商店街としての利便性を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、土地所有者や住民全員の合意によって建築基準法の最低限の基準に上乗せして一定の基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠や建築設備についての基準）を定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度。

あらかじめ建築協定ができることを定めた条例が必要となる。

建ペイ率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

公営住宅ストック総合活用計画

高度成長期（昭和40年代）に建設された膨大な既設公営住宅については、今後一斉に更新期を迎えることとなり、これに対して、財政面・事業面からも、多様な活用によって平準化をし、効率的で確かな供給が必要となっている。このことから、地域の公営住宅の実情を踏まえ地域の実情に応じたストック（既存公営住宅）活用の理念と目標の設定を行い、建替事業、改善事業、維持保全などの適切な手法選択のもとに、公営住宅を総合的に活用するための計画。

公園の種類

都市公園の種類には次のようなものがある。

●公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区（概ね500mの範囲）に居住する住民が利用する公園
	近隣公園	主として近隣（概ね1kmの範囲）に居住する住民が利用する公園
	地区公園	主として徒歩圏内（概ね2kmの範囲）に居住する住民が利用する公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動利用を目的とする公園
大規模公園	広域公園	主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に応える目的の公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する様々な広域レクリエーション需要に応える目的で、大規模な公園を中心に各種のレクリエーション施設が配置された地域

国 営 公 園	都府県の区域を超えるような広域的な利用を目的とした公園で、国が設置するもの
---------	---------------------------------------

緩 衝 緑地帯	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和、石油コンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全や改善、都市の景観向上を図るために設けられる緑地
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性や快適性の確保等を図るために設けられる緑地で、植樹帯、歩行者路、自転車路の形態がある

高規格幹線道路（P 39）

自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

ちなみに、高規格幹線道路（国土縦貫道）網と一緒に整備される道路として、高速交通ネットワークの充実を図り、地域の連携の強化と地域間の交流の促進と活力ある地域づくりを実現するための地域高規格道路もある。

公共サイン（P 19）

公共サインとは、公共機関（市等）が設置主体となった、屋外空間に設置される公共的な視覚、文字による案内板のこと。

公共的用地（P 10）

土地利用の区分。鳥取県都市計画基礎調査要領に基づき、土地利用は次のように区分される。この内、公共的用地は下線部の公共公益、道路用地、交通施設用地、その他の公的施設用地の和を示す。

●都市計画基礎調査による土地利用区分

自然的土地利用

農地（田、畠）

山林

水面

その他の自然地

都市的土地利用

宅地（住宅、商業、工業）

公共公益（公益施設用地、公共空地）

道路用地

交通施設用地

その他の公的施設用地

その他の空地

工業出荷額（P 6）

工業統計調査の調査項目の1つで、一年間における製造業の事業所で製造された製品の出荷額のこと。

これに、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額をあわせて工業出荷額等という。

工業統計調査（P 6）

製造業の民営事業所の活動を把握する目的で、
経済産業省によって毎年行われるセンサス（悉皆
調査：すべてを対象として行う調査）。

高密度都市型住宅

都市の中心やその周辺において、地価が比較的高く土地の高度利用が望ましい地区における共同住宅で、防犯機能、情報端末機能等が備わった大規模な住宅施設。住宅施設だけでなく、生活関連施設（商業施設やサービス施設など）と複合化した住宅もある。

コーホート要因法（人口推計）

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法である。例えば、ある地域において観測された 15~19 歳の人口は、5 年後には 20~24 歳に達する。また、その年齢の集団は、15~19 年前に出生したものであり、

その人口集団を年次的に追跡し、その人口集団の要因ごとの変化率を用いる方法をいう。

コーホートの人口は、人口が時間の経過とともに変化する要因である死亡数と移動数によって変化し、コーホートの発生は出生による。このため、基準年次の年齢別人口があり、さらに年齢別に生残率と純移動率が仮定できれば、人口推計は可能となる。また、5 年後の 0~4 歳人口を推計するためには、その地域の 5 年間の出生数を推計し、そのうちから 0~4 歳に到達するまでの死亡数を除き、さらに移動数による増減によって推計できることになる。

将来における一般的な仮定値の設定は、以下の 4 つについて必要となる。

- ① 出生率：15~49 歳までの女子の年齢（5 歳階級）別出生率
- ② 生残率：生命表による 5 年後の男女・年齢（5 歳階級）別生残率
- ③ 純移動率：基準年次とその 5 年前からの社会動態による純移動率
- ④ 出生性比：出生児の男女比（女児 100 に対する男児の比率）

国勢調査（P 4ほか）

総務省統計局が 5 年ごとに行う全国一斉の国勢に関する調査。

全国都道府県及び市町村の人口状況等を明らかにし、各種行政上の諸施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的として、国内のすべての居住者について行われる。

最近の国勢調査は平成 22 年 10 月に行われた。

混雑度（P 13）

交通容量に対する交通需要の割合。

交通容量は交通を処理する能力で、交通需要は交通量調査の結果。一般に 1 に近づくと混雑を呈し、1 を超えると明らかな混雑や渋滞が発生して

いる状況を表す。

コンベンション (convention) (P 31 ほか)
集会・大会。

さ

砂防指定地

砂防法において砂防施設を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地について、国土交通大臣が指定した土地。

砂防施設とは、土砂の生産と流出を抑制、制御し、災害を防止、軽減することを目的とする施設で、代表的なものに砂防ダム（砂防堰堤）や遊砂地がある。

産業別就業者数 (P 8)

次のような産業分類（14 分類）別の 15 歳以上就業者の人口。

- A. 農業
- B. 林業
- C. 漁業
- D. 鉱業
- E. 建設業
- F. 製造業
- G. 電気・ガス・熱供給・水道業
- H. 運輸・通信業
- I. 卸売・小売業、飲食店
- J. 金融・保険業
- K. 不動産業
- L. サービス業
- M. 公務（他に分類されないもの）
- N. 分類不能の産業

このうち A～C を直接自然に働きかけて一次的な生産物を取得する第一次産業といい、D～H を一次的産物を二次的に加工生産する第二次産業といい、それ以外の I～M を非物質的用役（材料の直接的な生産・加工等を伴わない用務）を生産する第三次産業という。

サンクチュアリー (sanctuary)

野生動物の棲息地の保全を目的とした場所で、かつ保全だけでなく、訪れた人がそこの自然を直接体験することができる場所のこと。

市街化区域、市街化調整区域 (P 4 ほか)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化区域は、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図る区域。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、農林漁業用の建物や、一定規模以上の開発などを除き開発行為は許可されない区域。

また、これらに区分することを「線引き」と呼び、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成や都市近郊の優良な農地の保全などを目的として行う。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために

に、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業。

たとえば、低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害の危険性がある商業地区について、細分化された土地を統合し、不燃化、中高層化した大規模な商業施設等を建設し、あわせて、道路・公園などの公共施設を整備するもの。

資源循環型社会

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な地球環境にやさしい暮らし方をする新しい社会システムのこと。

自然の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして、自然に戻す社会、将来世代のため資源や地球環境を大切にする社会のこと。

社会増・自然増

人口増加の原因を表す言葉で、社会増加、自然増加とも言う。

社会増加は、人口の流入数（転入）から流出数（転出）を差し引いたもので、自然増加は、出生数から死亡数を差し引いたもの。

集落環境整備 (P 89)

土地利用上の問題（土地の細分化や、建物用途の混在など）を抱える集落地域（古くから自然発生的に形成されたところで、農村集落や漁村集落など建物が寄り集まつたところ）について、地域特性にふさわしい整備と保全を行い、営農条件等と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ること。

商業統計調査 (P 7)

商業の実態を調査するために、3年ごとに経済産業省が行う商業を営む店舗等の全数調査。

商品販売額 (P 7 ほか)

商業統計調査の調査項目の1つで、年間商品販売額のこと。

商業を営む店舗等の一年間の卸売販売額、小売販売額、飲食部門の販売額の合計を言い、消費税を含んでいる。

スケールメリット (scale merit)

同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のこと。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。

スプロール (sprawl)

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。スプロールの弊害として次の様なことが指摘される。

1. 道路や下水道等の都市施設が整備されないまま、低層の市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生じる。
2. 市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。
3. 形成された低質な市街地を、その後良好な環境に改善するには社会的な困難が伴うだけでなく、経済的にも膨大な経費を擁する。

ソフト産業

コンピューター本体や周辺機器をハードウェアといい、それに対してコンピューターが作業する手順をコンピューターに適した形で記述したもの（プログラムとほぼ同義）をソフトウェアというように、工業製品のうち形あるものを製造する産業に対して、コンピューターソフトや情報、映像、ゲームソフトといった形のないものを生産する産業。

た

第一次・二次・三次産業

産業別就業人口参照

地域高規格幹線道路（P 39）

高規格幹線道路参照

地域コミュニティ（community）

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを地域コミュニティと言う。この地域コミュニティが、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となる。

地域地区（P 20）

都市計画法第8条に規定され、下記の20種類がある。都市計画区域内の土地をどのような用途に利用するべきか、どの程度利用するべきかなどを定める。米子市都市計画総括図で、用途地域の各用途は色分けで示される。その他は斜線や網掛けなどで表されることが多い。

- 用途地域
- 特別用途地区
用途地域内で特別の目的のため用途制限を緩和したり、制限・禁止を条例で定めた地域。
- 特定用途制限地域
- 高層居住誘導地区
- 高度地区又は高度利用地区
- 特定街区
- 都市再生特別措置法第36条第1項の規定による
都市再生特別地区
- 防火地域又は準防火地域
- 密集市街地整備法第31条第1項の規定による特
定防災街区整備地区
- 景観地区又は準景観地区

●風致地区

●駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区

●臨港地区

●歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項）

●第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項）

●特別緑地保全地区（都市緑地法第3条）

●流通業務地区（流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項）

●生産緑地地区（生産緑地法第3条第1項）

●伝統的建造物群保存地区（文化財保護法第143条第1項）

●航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項）

地区計画制度

住民の生活に身近な地区を単位として、住民の意向を反映させながら、道路、公園などの公共施設の配置や規模、建物の用途・形態などについて、地区的特性に応じた良好な環境の整備・保全するために、きめ細かく定めるまちづくりの計画。

都市計画法に基づく地区計画のほか、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、集落地区計画など様々な種類があり、総称として地区計画と呼ばれることがある。

中核都市

地方中枢都市や県庁所在都市の総称。

地方中枢都市とは、周辺市町村から従業地として、流出人口より流入人口が多く、商業あるいは工業等生産機能と、消費機能などが卓越した機能を持った広域市町村圏の中心的な都市。

中堅ファミリー世帯

夫婦と就業前、結婚前の子供がいる世帯で、夫婦が子育てから手が放れ、個人的な自由な時間の増加により、社会参加の機会が増え、様々な方面で社会活動の範囲が広がる時期を迎えた世帯。

道路交通センサス（P 13）

（全国道路・街路交通情勢調査）

道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、5年ごとに国土交通省をはじめ、関係機関が実施している全国規模の調査で、「一般交通量調査」と「自動車起終点調査」からなる。

都道府県道以上の全路線を対象として、秋季（9月～11月）の平日及び休日の各1日に行われる。

最近の調査は、平成22年に行われた。

特定優良賃貸住宅（制度）

民間の土地所有者等による賃貸住宅の供給について、建設費や家賃軽減に対する助成等を行うとともに、建設された住宅が公的賃貸住宅として適正かつ安定的に管理されるよう所要の措置を講じ、中堅所得者層向けの優良賃貸住宅の供給を図る制度。

特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。用途地域の目的を基本としそれを補うために特別の目的から、特定の建物の利便の増進や環境の保護などを図るために定める。地域の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、基本となる用途地域の制限の強化や緩和を行う。建物の用途制限のほか、建築物の敷地、構造、設備についても必要な制限を条例で定めることができる。市では「娯楽・レクリエーション地区」を崎津地区、「大規模集客施設制限地区」を準工業地域全体にかけている。

都市基盤施設

道路、公園、下水道、橋梁、河川、鉄道、港湾、空港など都市活動を支える根幹的な施設の総称。

都市計画（P1ほか）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設を目指して策定する計画。

都市計画基礎調査（P3ほか）

都市計画に関する基礎調査。

都市計画法では、都市計画の策定とその実施を適切に遂行するための都市の形状、都市の動向などについてできる限り広範囲なデータを把握する必要があることから、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。

都市計画区域（P1ほか）

都市計画法とその他の関係法令（たとえば建築基準法など）の適用を受けるべき土地の区域で、各都市計画制度の適切な運用の前提となる区域。

市町村の中心市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況や推移を勘案して「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域。

都市計画区域マスタープラン（県計画）（P2ほか）

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の目標、土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定方針など、都市計画の基本的な方針を定めるもの。（都市計画法第6条の2）

都市計画決定（P2ほか）

都市計画を一定の手続により決定すること。都市計画が決定されると、都市計画制度が動き、当該都市計画で決定された土地の区域に関する権利者などの権利に、一定の制限が加えられる。

都市計画公園（P15）

都市計画施設のひとつ。
都市計画施設参照。

都市計画施設（P16）

道路、公園、下水道などの市民生活及び都市機能に欠かせない基本的な施設である都市施設のうち、都市計画によって決定された施設。

決定された施設の土地には、土地利用の制限が加わり、合理的な土地利用の実現や将来の都市計画事業の円滑な実施が担保される。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設
- 公園・緑地、広場、墓園等の公共空地
- 水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設
- 河川等の水路
- 学校、図書館等の教育文化施設
- 病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設
- 市場、と畜場又は火葬場
- 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設）
- 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設）
- 流通業務団地
- その他政令（都市計画法施行令）で定める施設

都市計画道路（P14）

都市計画施設のひとつ。
都市計画施設参照。

都市計画マスタープラン（市計画）（P1ほか）

都市計画区域マスタープランが市町村を越える広域的見地から、都市計画区域毎の整備、開発、保全の方針を示すのに対し、都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市町村が策定する。（都市計画法第18条の2）

都市的压力

宅地開発等による宅地化の進展、それに伴う人口の定着、生活関連施設の立地など、都市的土地利用の進展やその需要の総称

都市的土地利用（P10ほか）

市街地内における都市機能を持った土地利用を指している。

住宅地、工業地、商業地、公共用地、公園緑地等として利用することをいい、非都市的土地利用（自然的土地利用）に対して用いる。

都心居住型住環境

都心部に居住するという利便性を有した住環境で、都心部の再生・活性化のために、景観、安全性の確保、医療・介護、育児・教育、下水など多岐にわたる都市基盤整備の充実が求められる。

土地区画整理事業（P 55）

土地区画整理事業法に基づき都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

事業の仕組みは、道路、公園などの公共施設用地を確保するため、土地所有者から各々の土地について、従前と比べて利用価値が上がったことで、その増進の範囲内において土地として提供してもらい（減歩）、宅地の形を整えて交付する（換地）もの。

な

21世紀の都心居住スタイル

空洞化が叫ばれる都心部において、良好な居住空間・環境が形成され、夜間に、住み、働き、遊びにやってきては集う人で織り成す生活スタイル。

農業集落排水事業（P 48）

農業振興地域における農業用排水の水質の保全、機能維持、農村生活環境の改善を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理事業。

農業振興地域（P 3ほか）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体として農業の振興を図ることが必要である地域。土地の自然的条件及びその利用の動向から見て、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であるなどの要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する。

農地転用（P 17ほか）

田畠などの農地を宅地などの農地以外の目的に使用するために土地利用を変更（転用）すること。

市街化調整区域では、許可が義務付けられている。

農用地区域

農業振興地域のうち、農用地等として利用されるべき土地で、農業目的以外の土地利用が規制されているほか、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

は

バイパス（bypass）

市街地内における交通混雑の解消（通過交通の排除）のため、市街地中心を避け、外周部に迂回して建設される道路で、「迂回道路」ともいう。

ハザードマップ（hazard map）（P 57）

洪水、土砂災害、津波などの自然災害による被害を最小限にとどめるため、これまで公表されている危険度地図をもとに、災害が発生した場合の状況を想定して、避難地・避難路の位置、災害時の心得などを具体的に示した災害予測図。

バスバース（bus berth）（P 40ほか）

バスを停車させ、安全に乗降できるため常時スペースのこと。

パブリックコメント（public comment）

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）に、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続をいう。

公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

バリアフリー（barrier free）（P 19ほか）

社会生活における様々な障害・障壁（バリア）を取り除いた（フリー）、高齢者や障がい者にも使いやすいような状態。

このような環境づくりをバリアフリー化という。バリアの種類としては、物理的なバリアだけでなく、差別などの制度的なバリア、そうした制度の存続を認めてきた意識のバリア、さらに、情報の提供手段などで結果として生ずる文化・情報バリアなど広い視点で用いられる。

飛砂防備保安林

保安林参照。

昼間人口

ある地域の常住人口（同一の場所に3ヶ月以上居住する人の数）に、その地域へ通勤又は通学で流入する人口を加え、さらに、その地域から通勤又は通学で流出する人口を差し引いた人口。

昼間／夜間就業人口比率

15歳以上の就業者の夜間人口に対する昼間人口比率。

1を超えると流入人口が流出人口を上回り、1を下回ると流出人口が流入人口を上回っている状況を表す。

風致地区（P 50）

都市計画法に基づく地域地区の一種。

自然の景勝地や公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など都市の自然のありさまや風致維持するた

めに定められる。米子市では湊山風致地区（面積40ha）が指定されている。

普通河川（P 47）

河川の分類参照

フレーム（frame）

骨組み・枠組みのこと。

計画フレーム参照

保安林（P 15ほか）

水源かん養保安林／森林の理水機能によって河川の流量を調節し、洪水の防止又は各種の用水の確保を図るための保安林。

土砂流出防備保安林／森林の樹木や地表の植生などの地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食や崩壊による土砂の流出を防止する保安林。

土砂崩壊防備保安林／森林樹木の根系の緊縛力など物理的な作用によって林地の崩壊を防止し、崩れ落ちた土砂による道路・鉄道・施設などの被害を防ぐ保安林。

飛砂防備保安林／海岸などの砂地をおおって砂の飛ぶのを妨げ、また飛砂を遮断して内陸部の農地などの土地利用や生活環境を守るために保安林。

防風保安林／樹体で風のエネルギーを殺し、風速を和らげる防風効果によって、その背後の農地や生活環境を守る保安林。

水害防備保安林／河川の洪水時、主として幹によって水の和らげ、また根によって侵食を防ぐ保安林。

潮害防備保安林／海岸にあって津波や高潮のとき、幹によって波の勢いを制して被害を防ぐ保安林、また、風波の強い海岸で、林冠が海水の細かい飛沫を捉え、風速を和らげて内陸部に塩害の及ぶのを防ぐ保安林。

干害防備保安林／局所的な用水源を保護し、干害を防ぐ保安林。

防雪保安林／吹雪（飛雪）の風速を減殺して、森林内に雪を積もらせ、その背後の鉄道や道路などが雪に埋もれるのを防ぐ目的とした保安林。

防霧保安林／森林の存在が空気の乱流を起こさせ、冷たい霧の移動を止め、枝葉が霧粒を捉えて農地の霧による冷害を防ぐ保安林。

雪崩防止保安林／森林によって、雪崩の原因になる雪庇ができるのを防ぎ、山の斜面の摩擦抵抗を大きくして積雪が滑り始めるのを防ぎ。また、滑り始めた雪崩の勢いを樹幹が妨げ、あるいは雪崩の方向を無害な方向へと誘導する保安林。

落石防止保安林／森林樹木の根系が土石を緊縛して、崩壊・転落を防ぎ、また転落する石の勢いを樹幹が障害物となって減殺・阻止する働きを期待する保安林。

防火保安林／耐火性・防火性に優れた樹木で構成された森林で、火災の延焼を食い止めるのに効果がある保安林。

魚付き保安林／水面に落ちる森林のかげ、樹冠から落ちる昆虫、森林からの流出物による養分の補給、水質汚濁の阻止など、魚類の生息と繁殖の環境をつくり維持する保安林。

航行目標保安林／海岸や湖岸にあって、地理的な目標物となり、漁船などの航行の目印となる保安林。

保健保安林／局所的な気象条件を和らげ、塵埃や煤煙を濾過し、またレクリエーション・保健・休養の場となり、生理的・心理的に働いて人々の保健・衛生に資する保安林。

風致保安林／名所・旧跡など趣のある風景を構成するのに効果のある保安林。

防火地域・準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、市街地における火災の危険を防ぐために指定され、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域。

防火地域は、主として商業地域等高密度な土地利用が行われる市街地に指定され、準防火地域は、主として木造建築物の密集した市街地に指定される。

ま

マスタープラン（master plan）（P 1ほか）

基本計画、基本設計。

都市計画においては、都市計画全般を対象とした都市計画マスタープランをはじめとして、各都市施設（道路や公園・緑地など）の事業実施や主要な都市建設に係わる諸施策（住宅など）のための具体的な指針となる計画。

まちづくり三法

まちづくり三法とは、ゾーニング（土地の利用規制）を促進するための「改正都市計画法」、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法（大店立地法）」、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する「中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）」の3つの法律を総称している。

緑の基本計画（P 3）

平成6年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合した緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

区市町村が主体に策定するもので、都市計画における「整備・開発又は保全の方針」、「市町村マスタープラン」との整合がとれたものとされている。

緑のネットワーク（P 43ほか）

景観構成、環境保全、レクリエーション、防災等様々な目的・機能・形態を有する公園・緑地を、緑道等の線状もしくは帯状の公園・緑地によって互いに連結し、各緑地が形態的にも機能的にも連係して存在効果、利用効果の両面で、相乗的、補完的に機能するよう体系化したもの。

モータリゼーション（motorization）

自動車社会の進行と、自動車交通の発達のこと

をいう。

や

夜間人口

同一の場所に3ヶ月以上居住する人の数。常住人口と同義

有機的 (P 28)

有機体のように多くの部分が結びついて全体を構成し、互いに密接に関連・影響し合っているさま。

優良建築物等整備事業 (P 71)

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物や空地等の整備を行う者に対して必要な助成を行う、国の制度要綱に基づく事業。

優良再開発建築物等整備促進事業

優良建築物等整備事業の前身で、他の類似事業と統合された。

優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅参照。

優良農地 (P 19ほか)

優良農地とは、集団的農地（概ね20ha以上）や農業生産基盤整備事業の対象地等が該当する。

これらの農地には、農用地区域に指定し農地転用等の原則禁止等の措置を行うなどのほか、土地改良事業等生産基盤の整備や、農業近代化施設の整備等の計画を策定するなど、農業の振興の基本となる農用地。

ユニバーサルデザイン (universal design) (P 19)

単的にはすべての人のためのデザイン。

道具や空間をデザインするにあたって、障がい者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者を含めたすべての人にとって使いやすいデザイン、又は、そのデザインを考えること。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域 (P 9ほか)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて13種類に分類される。

好ましい土地利用に誘導し、土地の合理的な利用とそれぞれの地域に適合した環境の維持形成を図るために建物の種類や大きさ、高さなどを定める。（種類の制限については建築基準法で定められている）

米子市では現在次の10種類を定めている。

- **第一種低層住居専用地域**／低層住宅の良好な環境を守るための地域で、小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建築できる。
- **第二種低層住居専用地域**／主に低層住宅の良好な環境を守るための地域で、小中学校などのほか、150mまでの一定のお店などが建築できる。

- **第一種中高層住居専用地域**／中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学、500mまでの一定のお店などが建築できる。
- **第二種中高層住居専用地域**／主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学などのほか、1,500mまでの一定のお店や事務所などが建築できる。
- **第一種住居地域**／住居の環境を守るための地域で、3,000mまでの店舗、事務所、ホテルなどは建築できる。
- **近隣商業地域**／近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域で、住宅や店舗のほかに小規模な工場も建築できる。
- **商業地域**／銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域で、住宅や小規模な工場も建築できる。
- **準工業地域**／主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建築できる。
- **工業地域**／主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建築できない。
- **工業専用地域**／専ら工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建築できない。

ら・わ

ライフライン (life line) (P 57)

おもにエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などを指す言葉で、生活に必須なインフラ設備を示す。

現代社会においては、電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、国内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備をいう。

ラムサール条約 (P 71ほか)

湿地の保存に関する国際条約で、特に水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で制定された。

リデュース、リユース、リサイクルの3R (reduce reuse recycle)

3Rとは、限りある資源を有効に利用する循環型社会を構築していくためのキーワード。

3Rとはリデュース (Reduce:ごみの発生抑制)、リユース (Reuse:使用済みの製品の再利用)、リサイクル (Recycle:原材料等としての再生利用) の頭文字をとったもの。

緑地協定 (P 45)

都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地所有者などの全員の合意によって、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。

緑地保全地区

都市計画法及び都市緑地保全法に基づく地域地区の一種で、都市の緑地を保全するために都道府県知事が指定する地区。

無秩序な市街化や公害・災害の防止効果があるもの、神社・寺院等の建造物と一体となった伝統的文化的意義を有するもの、風致景観が優れているなど、地域住民の生活環境確保に必要なものなどが指定の対象となる。

臨港地区（P 36）

都市計画法に基づく地域地区の一種で、効果的な港湾の管理・運営のために、港湾の用に供せられている区域。